

令和 4 (2022)年 3月31日(木) 号 外 第 19 号

次 \blacksquare

監査委員

委

栃木県監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、町田昌久包括外部監査人から監査 の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和4 (2022) 年3月31日

栃木県監査委員 岩崎 信 同 中 島 宏 同 鎌形俊之 同 平 野 博 章

令和 3 (2021) 年度

包括外部監査報告書

警察本部の事務の執行及び事業の管理について

栃木県包括外部監査人

町田 昌久

目次

	11金の概	罗
	第1章	外部監査の種類1
	第2章	選定した特定の事件 (テーマ)1
	第3章	外部監査対象期間1
	第4章	特定の事件 (テーマ) を選定した理由1
	第5章	外部監査の対象2
	第6章	実施した監査の方法2
	第7章	外部監査人及び補助者3
	第8章	外部監査の実施時期3
	第9章	外部監査の結果3
II s	外部監査	資対象の概要 5
	第1章	栃木県警察の組織5
	第2章	令和2年栃木県警察基本姿勢及び重点目標6
	第3章	令和2年度一般会計予算6
III	監査の	結果 8
第	第1節 歳	8入8
	第1章	使用料及び手数料9
	第2章	財産収入
	第3章	諸収入
釺	第2節 蒝	遠出 35
	第1章	公安委員会運営費35
	第2章	警察職員費37
	第3章	警察職員退職手当46
	第4章	警察運営費48
	第5章	装備費 92
	第6章	航空機維持費105
	第7章	警察施設整備費109
	第8章	警察施設維持費115
	第9章	職員宿舎整備費125
	第 10 章	5 交通安全施設整備費129
	第 11 章	5 交通安全施設維持費133
	第 12 章	5 運転免許費136
	第 13 章	5 交通安全教育センター運営費142
	第 14 章	5 恩給及び退職年金費145

	第 15 章 一般警察活動費	146
	第 16 章 刑事警察費	175
	第 17 章 交通指導取締費	218
IV	その他所見	241

I監査の概要

第1章 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

第2章 選定した特定の事件(テーマ)

警察本部の事務の執行及び事業の管理について

第3章 外部監查対象期間

令和2年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日) ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

第4章 特定の事件 (テーマ) を選定した理由

人々が日々の生活を安全・安心に暮らせることは、豊かな社会の大切な要素であるが、その安全・安心な生活を脅かす要因には、自然的要因と人為的要因があると考えられる。前者には自然災害や、現在、世界的大流行となっている新型コロナウイルス感染症のような疫病が挙げられる。後者には、複合的要因ではあるが 10 年前の原発事故による放射能汚染や、過失が招く交通事故、さらには故意による他人の財産や生命に危害を及ぼす犯罪がある。

令和2年度は、前者に関係する自然災害対策を監査テーマとしたことから、今年度は人為 的要因による問題として交通事故の防止や犯罪の取締りを監査対象として考えてみたい。

新聞記事によると、栃木県内の2020年の交通事故による死者数は、1952年以降最少の60人となっている。その一方、不名誉な記録として取り上げられているのが、信号機のない横断歩道での車両の一時停止割合が全国最下位という調査結果である(2018年の日本自動車連盟(JAF)調査)。また、2019年に県内で起きた自転車通学中の事故のうち、中学生が最も過失の重い「第1当事者」となった割合が全国ワースト1位であるという調査結果も掲載されている。交通事故が道路交通環境等の構造的要因による場合があり、当事者の過失のみを問えない事例がある。道路整備のような中長期間を要する問題解決とは別に、事故多発地帯におけるなお一層の交通規則の遵守が求められ、交通規制を含めたソフト面の対応や違反者の取締りが必要となる。

近年、児童虐待は重大事件に至る事例が多発しており、新聞やテレビのニュースで取り上げられる件数が増加している。特に 2019 年千葉県野田市で起きた小学 4 年生の女児に対する虐待事件は、最悪の結果を招き、加害者である父親のしつけ発言の異常性や虐待の凄惨さから児童虐待に対する社会の関心が一気に高まった。児童虐待は、家庭内における問題のため事件になるまで表面化し難い面がある。早期発見・未然防止のためには、地域住民の協力や、児童相談所、福祉事務所、学校等と警察との情報共有や連携が必要となる。

また、家庭内における潜在的な事件として夫婦間の暴力、特に夫から妻への暴力が事件化する報道も目にするようになった。あるいは、異性間のトラブルが発展し、ストーカー被害に悩まされる犯罪も社会的に認知される犯罪となっている。全国的には重大犯罪に至る事件も生じているが、事前に警察や行政に相談をしていたにも係わらず被害にあってしまう事件が起きており、その対応が問題視されることがある。

経済犯罪に目を向けると、高齢者を狙った特殊詐欺が全国的な問題となっており、その手口は年々巧妙化している。高齢者以外にも特殊詐欺に巻き込まれる被害者の範囲が拡大し、キャッシュカードのすり替えによる詐欺盗難等の犯罪が登場している。インターネット利用を狙った詐欺事件では、偽のメールや Web サイトを使ってクレジットカードの番号を盗み出す「フィッシング詐欺」も現れている。

ネット社会を利用したサイバー犯罪は、これからも増加するものと思われるが、詐欺・悪質商法等の経済犯罪だけでなく、迷惑メールや名誉棄損・誹謗中傷、嫌がらせ等の事件も話題になっている。

警察行政においては、犯罪の早期解決が期待されているが、冤罪事件の防止手段として取り調べの可視化も議論されており、基本的人権を損なうことの無いように犯罪の摘発、抑止をいかに図るかという難しい役割を担っている。

平成28年に策定した「とちぎ元気発信プラン」(2016年度-2020年度)では、重点戦略の1つとして「暮らし安心健康戦略」を掲げ、「暮らしの安心実現プロジェクト」において「交通事故抑止対策の推進」及び「犯罪を発生させない安全な地域づくり」を重点的取組として推進している。これは、現在の栃木県重点戦略である「とちぎ未来創造プラン」(2021年度-2025年度)に引き継がれている。

来年度に開催される「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」では、県内外から多くの人々が会場へ足を運ぶことが見込まれることから、本県の安全・安心な地域づくりを確固たるものとすることが求められており、警察行政に対しても大きな期待が寄せられている。

そこで、県民の生活の基盤となる安全・安心について重要な役割を担う警察本部の事務の 執行及び事業の管理を監査テーマとして選定した。

第5章 外部監査の対象

栃木県警察本部

第6章 実施した監査の方法

1. 監査の要点

包括外部監査の根拠規定である地方自治法第252条の37第2項によると、包括外部監査人は、監査に当たって監査対象団体の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事

業の管理」が、第2条第14項(住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化、規模の適正化)にのっとってなされているかどうかに意を用いなければならないとされる。この規定を受けて包括外部監査における監査要点は、次の2つにまとめることができる。

- ① 財務事務執行の合規性
- ② 行政の管理の視点(住民福祉の増進等の観点から上記地方自治法第2条第14項及び 第15項、具体的には施策の有効性、効率性、経済性、公平性、公正性、優先性、説明 責任等)に基づいて、予算統制制度が整備運用されているか否か

2. 実施した監査手続

- (1)関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認し、関係書類・帳票類の閲覧、突合、関係者への質問等を実施した。
- (2) その他包括外部監査人が準拠性監査を実施するために及び監査の要点を検証する上で必要と認めた監査手続を実施した。

第7章 外部監査人及び補助者

包括外部監查人

公認会計士 町田昌久

補助者

 公認会計士
 鈴 木 公 泉

 公認会計士
 牧 野 安 浩

 弁 護 士
 松 本 直 樹

 公認会計士
 針 谷 和 弘

第8章 外部監査の実施時期

令和3年7月7日から令和4年1月7日まで監査を実施し、令和4年3月17日に最終的な意見をまとめたものである。

第9章 外部監査の結果

この監査報告書では、地方自治法第 252 条の 37 第 2 項に基づき、監査の結果を以下のとおり 2 つに区分した。記載にあたっては、監査の結果を「ア.結論」とその説明としての「イ.内容」に分け、見出しに「指摘事項」か「意見」の区別を付けている。監査の結果、特に問題となる事項がなかった場合は、その旨を記載している。

区分	説明
	● 予算執行に関する合規性違反の事実
指摘事項	● 事業の「有効性」、「効率性」等の観点から予算統制が著しく不適切であ
	ることの事実
意見	● 指摘事項に対する改善提案
思兄 	● 事業の管理に対する改善提案

包括外部監査の範囲として、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に規定する「包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行」に予算統制制度(いわゆる PDCA サイクル)の整備運用状況の監査を含めることが適切か否かは、特に地方自治法第 199 条第 2 項の行政監査との関係で疑問のあるところである。この報告書では、予算統制制度の整備運用状況は、財務に関する事務の執行の範囲に含まれるものとして監査を実施している。その理由は、財務監査であっても、先に挙げた地方自治法第 2 条第 14 項(住民福祉の増進等)や第 15 項(組織及び運営の合理化等)の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、財務事務の執行の有効性(予算統制が機能しているか)について監査を行うことは可能であると考えるからである。

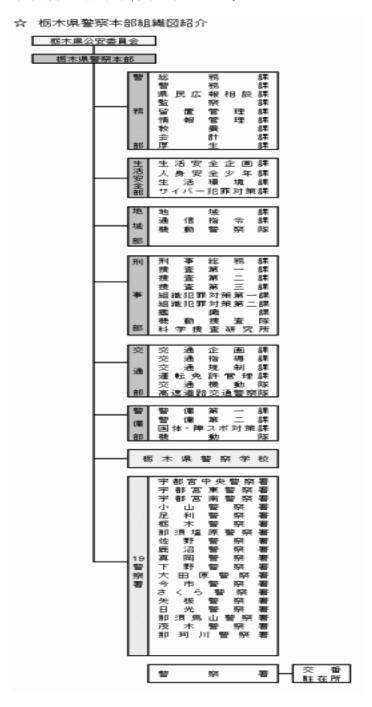
では、行政監査の範囲とこの報告書における監査の範囲の違いが何かといえば、当報告書においては、予算統制に不備がある事実は記載するが、事業の評価、政策的当否についての論評や政策判断あるいは行政評価を指摘事項や意見として記載することはないということである。行政監査は、一般行政事務それ自体について、有効性や効率性、経済性等から事業の評価を行うことが可能であり、事業が適正かつ効率的な運営か否か、事務の合理性及び能率性の観点から踏み込んだ意見が出せるという点において、監査機能が広範囲である。

例えば、この報告書の監査の結論には、次のような記載は行っていない。事業の評価について、この事業は成果が上がっているため有効であるとか、政策目的が類似しているにもかかわらず事業が統合されていないため事業を統合して効率化を図るべきである等の意見である。また、政策判断として、この事業を実施するには組織の人員を増加すべきであるとか、外部への委託事業として実施すべきであるという意見や、事業の効果を上げるために事業規模をより拡大すべきであるとか、反対に効果が出ていないために事業規模を縮小、さらには廃止すべきであるとかの意見である。あるいは、事業を管理する上で、組織の権限が分散しているため職員の配置を見直す必要があるとか組織を再編すべきである等の見解である。報告書において、これらの事項に触れることがあるとしても、結論としてその旨を記載することはないように注意している。

II 外部監査対象の概要

第1章 栃木県警察の組織

栃木県警察は、栃木県公安委員会の管理の下に置かれる行政組織であり、その管轄 区域は栃木県の区域と一致する。警察組織は、警察本部と警察署から成り、栃木県警 察本部長が栃木県警察の長である。



(出典:組織図 栃木県警察本部 Web サイト)

第2章 令和2年栃木県警察基本姿勢及び重点目標

栃木県警察では、警察のあるべき姿を明確にし、職員が共通の認識のもとに業務を 推進するため、業務運営の指針を掲げている。

① 基本姿勢 「安全で安心な"とちぎ"」を実現するための3つの基本姿勢 誠実・・・正しく、思いやりを持って活動する

仁愛・・・県民・郷土への慈しみを持って職務に当たる

強靭・・・強さとしなやかさを兼ね備えた警察組織を確立する

- ② 重点目標 基本姿勢に基づいた7つの重点目標
- (ア)犯罪抑止総合対策の推進
- (オ)交通死亡事故抑止対策の推進
- (イ) 街頭活動等の一層の推進
- (カ)災害、テロ等緊急事態対策の推進
- (ウ) 重要犯罪等の徹底検挙
- (キ)県民の期待と信頼に応える活動の推進
- (エ)組織犯罪総合対策の推進

第3章 令和2年度一般会計予算

令和2年度の一般会計当初予算における警察費の金額は480.6億円であり、県全体の歳出予算(8,374億円)の5.7%を占めている。その内訳は、次のとおりであるが、義務的経費と呼ばれる職員費、退職手当等が警察費の約7割を占めている。

また、歳入の内訳は使用料及び手数料収入、財産収入、諸収入などの自主財源である。その規模は、「Ⅲ 監査の結果」第1節歳入の冒頭に示してあるとおり予算額で42.5億円である。

(単位:百万円)

項	節目	報酬	給料	職員手 当等	共済費	恩給及 び退職 年金	災害補 償費	報償費	旅費	交際費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び賃 借料	工事請負費	入費	負担 金、補 助及び 交付金	び賠償	1	公課費	合計
警	察管理費																				
	公安委員会費	7						0	0	0	0	0									7
	警察本部費	257	15,351	14,237	5,488		7	163	71	1	271	102	81	404		1	43	0			36,483
	装備費										291	21	1	4	90	513	32			18	973
	警察施設費										506	175	289	1,002	5,639		11				7,624
	運転免許費										425	11	840	220	59	3	0			0	1,562
	恩給及び退職年金費					34															34
	小計	265	15,351	14,237	5,488	34	7	163	71	1	1,494	310	1,213	1,631	5,789	519	87	0		18	46,685
警察	· 察活動費																				
	一般警察活動費	0							46		10	266	6	10			1			0	342
	刑事警察費	41							0		32	12	88	136	1	4	2				320
	交通指導取締費	4									43	66	377	183		5	34		0		715
	小計	45							47		87	346	472	329	1	9	38		0	0	1,377
	合計	310	15,351	14,237	5,488	34	7	163	118	1	1,581	656	1,685	1,961	5,791	528	125	0	0	18	48,063

上記一般会計予算の項目に対する監査の結果は、当報告書の「Ⅲ 監査の結果」の各章に 次のとおり対応している。

項	目	Ⅲ 監査の結果
歳入		第1節 歳入
歳出		第2節 歳出
	公安委員会費	第1章 公安委員会運営費
		第2章 警察職員費
	警察本部費	第3章 警察職員退職手当
		第4章 警察運営費
	装備費	第5章 装備費
	表哺其	第6章 航空機維持費
警察管理費		第7章 警察施設整備費
音 奈目/生質	警察施設費	第8章 警察施設維持費
		第9章 職員宿舎整備費
		第 10 章 交通安全施設整備費
		第 11 章 交通安全施設維持費
	運転免許費	第 12 章 運転免許費
	建 料允計負	第 13 章 交通安全教育センター運営費
	恩給及び退職年金費	第 14 章 恩給及び退職年金費
	一般警察活動費	第 15 章 一般警察活動費
警察活動費	刑事警察費	第 16 章 刑事警察費
	交通指導取締費	第17章 交通指導取締費

なお、「Ⅲ 監査の結果 第2節 歳出」の各章冒頭に、栃木県警察がまとめた各章ごとの事業の概要を原則として記載している。その内容は、事業の概要のほか、予算の執行状況、 重点目標と主な取組内容と事業名、事業の実績等である。

III 監査の結果

第1節 歳入

警察本部の令和2年度の歳入内訳は、次のとおりである。歳入の項目のうち、外部 監査の対象としたものは、表の右欄に丸印を付けてある。対象選定の基準は、金額の 大きな取引かつ歳入の事務手続きに対して特に内部牽制が必要と考えられる取引とし た。

款No	款名称	略科目コート゛	節名	予算額(円)	収入済額(円)	監査対象
07	分担金及び負担金	0951	社会保険料負担金	1,428,000	1,906,708	
		1191	家屋使用料	7,170,000	3,426,968	0
		1192	土地使用料	20,710,000	952,117	0
		1194	工作物使用料	593,000	1,500	0
08	使用料及び手数料	4510	自動車保管場所証明申請手数料	82,467,000	46,101,300	\circ
		4511	自動車保管場所標章交付手数料	20,420,000	11,310,000	\circ
		1360	収入証紙手数料	2,352,899,000	2,211,456,670	0
		1370	行政不服審査会等主張書面交付手数料	0	7,280	
		2651	一般行政費補助金	430,583,000	405,781,000	
09	国庫支出金	2652	警察施設整備費補助金	489,282,000	489,283,000	
		2653	交通安全施設整備費補助金	299,651,000	299,651,000	
		4201	公舎等利用料	281,829,000	183,755,200	0
		4202	土地貸付料	61,000	12,977,798	0
10	財産収入	4203	家屋貸付料	7,478,000	8,894,872	0
10	照座収八	4206	職員駐車場等利用料	672,000	668,500	\circ
		4301	土地売払収入	0	26,310,000	
		4327	不用品壳払収入	3,525,000	1,877,590	\circ
		4472	延滞金 (放置違反)	0	278,000	
		4480	放置違反金	65,059,000	42,686,000	\circ
		5215	食費光熱水費等弁償金	15,308,000	9,547,446	
		5217	警察弁償金	3,009,000	1,281,176	
14	諸収入	5318	留置人費償還金	96,191,000	89,193,280	0
		5319	交通切符印刷費負担収入	445,000	167,552	-
		5320	通告書送付費支出金	2,751,000	1,416,165	
		5395	電話料	5,966,000	0	
		5400	雑入	71,607,000	73,265,055	0
	合計			4,259,104,000	3,922,196,177	

注

- (ア) 「略科目コード 1192 土地使用料」及び「略科目コード 4202 土地貸付料」は、予算額の算定において使用科目の取違えがあったため、実績値と乖離が生じている。従前の西那須野免許試験場は、行政財産だったため土地使用料で歳入予算計上していたが、現状普通財産となっているため歳入実績は正しい科目である土地貸付料での計上とした。
- (イ) 「略科目コード 4301 土地売払収入」の実績は、交番への統合により未利用財産(土地)となった駐在所敷地 4 件について、一般競争入札によ

り売払いを行ったものである。従来は、未利用財産の処分は、経営管理 部管財課が実施していたが令和元年度の途中から 20,000 千円未満の財 産は、各部局で処分することになった。警察本部として令和 2 年度の予 算策定の段階では初めてのことであり、歳入未確定物件のため歳入予算 の予算要求ができない状況であったことから予算額を計上していない。

(ウ) 「略科目コード 5395 電話料」の実績値が 0 となっているが、駐在所の公用加入電話の私用電話料及び電報料に対する個人負担分を歳入予算として計上している。最近は、携帯電話等の普及により実績がない。

第1章 使用料及び手数料

第1. 家屋使用料、土地使用料、工作物使用料

担当部課名 警務部会計課(管財)

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

警察施設の財産管理において、県有財産の使用許可を行っており、栃木県行政財産 使用料条例に基づき家屋使用料、土地使用料及び工作物使用料を徴収している。

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと) 歳入(使用料)

(単位:千円)

区分	家屋使用料	土地使用料	工作物使用 料	合計
予算額	3, 734	941	593	5, 268
事業費実績	3, 426	952	1	4, 379
予算差額	△308	11	△592	△889

- (3)令和2年度の取組と実施状況
 - ① 家屋使用料

運転免許センター

- ・食堂売店及びプロパン庫使用料((一財)栃木県警友会)
- 事務室及び写真機等使用料 ((一財)栃木県交通安全協会)
- 事務室使用料 ((一社)栃木県指定自動車教習所協会)外
- ② 土地使用料 しもつけ会館

・駐車場、倉庫敷使用料運転免許センター

((一財) 栃木県交通安全協会)

• 電柱敷使用料

(東京電力パワーグリッド㈱栃木総支社) (東日本電信電話㈱埼玉事業部栃木支店) ((一財) 栃木県交通安全協会) 外

· 倉庫敷使用料

③ 工作物使用料

那須烏山警察署

・架空ケーブル使用料

運転免許センター

• 講習会等使用料

(東日本電信電話㈱埼玉事業部栃木支店)

(栃木県二輪車安全普及協会)

((社) 栃木県指定自動車教習所協会) 外

※令和2年度はコロナ禍のため、講習会等が中止になり、使用許可申請がなかった。

2. 監査の結果

(1)使用料の事務手続きについて

ア. 結論

県有財産の使用許可及び使用料の算定について、担当課に質問及び資料の閲覧を行った結果、問題はなかった。

イ. 内容

警務部会計課は、警察施設に対する使用許可を行うに当たり、団体等からの申請を受け栃木県行政財産使用料条例に基づき、行政財産使用許可取扱基準に照らして団体等の性格、使用の目的が行政財産の用途目的に適合するか否かを確認し許可の判断を行っている。また、使用料について、使用料減免基準に該当する場合はその基準に基づき使用料の減免を行う。使用許可を与える場合は、申請者に指令書を発行する。

具体的に2団体の土地及び建物の使用について、許可の判断及び使用料の算定を検証した。

(ア)一般財団法人栃木県警友会

当該団体は、運転免許センターにおいて食堂、売店を営んでおり、その施設及び敷地を栃木県より賃借している。食堂、売店は、会員である警察職員以外に一般の人々も利用できる。団体の目的は、栃木県警察の組織の活性化及び安全な地域社会づくりを目指し、会員の福利の増進を図ることを目的としている。行政財産使用許可取扱基準の第3(1)ウの「県の職員その他県有施設を利用する者のため、食堂、売店(自動販売機を含む。)、理髪店その他の福利厚生施設等を設置するために使用するとき」に該当することから使用許可を与えている。使用料は、使用料減免基準第7(1)の「県有施設を利用する県民の利便を図り、もって県有施設の効率的活用に資するため、県

有施設内において食堂、売店を運営させるため団体または個人に使用許可するとき」に該当し、客席部分は80%、客席以外は50%の減免を受けている。使用料は、基準に従って定められており、年間土地、建物合わせて1,243千円となっている。

(4) 一般財団法人栃木県交通安全協会

当該団体は、しもつけ会館内の駐車場及び倉庫の敷地を賃借している。行政財産使用許可取扱基準に照らし、使用料減免基準に基づき使用料が決定されている。土地の基準となる金額は、財産台帳の評価単価(固定資産税評価額)であり、その㎡単価に使用面積を掛け更に料率(非営利目的の場合 4%)を掛けて算定する。当該団体は、減免率が 50%に該当し、使用料は年間 61,660 円となっている。財産台帳の書き換えが 3 年ごとに行われるため、一般に使用許可の期間は 3 年となっている。

第2. 収入証紙手数料 風俗営業・古物営業・質屋営業・警備業・探偵業関係 担当部課名 生活安全部生活環境課

1. 事業概要

収入証紙手数料納入額の内訳

許可申請等の種類	金額(単位:円)
風俗営業関係	22, 257, 980
古物営業関係	18, 376, 400
質屋営業関係	16, 500
警備業関係	6, 711, 000
探偵業関係	57, 100
合計	47, 418, 980

2. 監査の結果

(1)収入証紙手数料の事務手続きについて

ア. 結論

風俗営業関係、古物営業関係、警備業関係について、収入証紙手数料の事務手続き を監査したが、担当者への質問及び書類の閲覧の結果、問題となる事項はなかった。 イ. 内容

(ア)風俗営業関係

風俗営業に関する規制は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき実施されているが、その対象となる営業は同法第2条各号に定められているキャバクラ、パチンコ店、ゲームセンター、マージャン店等である。申請書を受付けると、事業者の人的欠格事由の有無、店舗の図面確認、現地調査、営業時間等の営業形態を確認する。

風俗営業関係の収入証紙手数料の内訳は、次のとおりである。

(単位:円、台)

許可申請等の種類	手数料	件数(台数)	金額
風俗営業許可(その他の営業)	24,000	67	1, 608, 000
変更承認 (認定機のみの場合)	2, 400	152	364, 800
変更承認 (検定機がある場合)	5, 200	3, 288	17, 097, 600
遊技機の認定 (型式数)	3, 900	222	865, 800
その他			2, 321, 780
合計			22, 257, 980

収入証紙手数料は、事業者に各事項の申請の際、受付において申請書類とともに収入証紙を提出してもらうことで納付となる。監査では、警察本部生活安全部長の専決 (行政庁の権限を代行すること)となっている遊技機の認定について、書類の閲覧とサンプルの監査を実施した。受付時に手書きで作成している「収入証紙手数料徴収簿」の令和2年度の記載と決算資料である令和2年度の収入証紙手数料納入額一覧表を照合した。また、「収入証紙手数料徴収簿」から3件を抽出し、個別に申請書類を閲覧したが問題はなかった。

(4) 古物営業関係

古物商の許可は、一度取得すれば永久許可であるため許可を受けている事業者の数は多い。以前は延べ18,000件程の許可数があったが、法律改正により主な事業所の登録が義務化され、その登録が行われない場合は許可が失効となったため、現在では約8,000件となっている。許可対象は、中古車販売や古着販売等の事業者が多い。

古物営業関係の収入証紙手数料の内訳は、次のとおりである。

(単位:円、件)

許可申請等の種類	手数料	件数	金額
古物商・市場主営業許可	19,000	949	18, 031, 000
許可証書換	1,500	206	309, 000
許可証再交付	1, 300	28	36, 400
合計			18, 376, 400

古物商の営業許可申請の受付は、各警察署で行い、その時点で収入証紙の貼付及び 消印を行う。裁決は、生活安全部生活環境課長の専決(行政庁の権限を代行すること) であるため、警察署は申請書類のコピーを生活環境課へ送り裁決後に許可証の発行を 待って、警察署で申請者に交付する。

(ウ)警備業関係

警備業の認定は、警察本部生活安全部長の専決となるが、申請の受付は各警察署において行っている。警備業では、警備員指導教育責任者を採用する必要があり、警備員指導教育責任者は、警備業務の内容別に講習を受けて試験に合格することが求められる。受講者は、各警察署において申込みを行う。各警察署では、受付けた受講申込書一式を警察本部生活安全部へ郵送する。申込者は、講習の委託先である栃木県警備業務協会の講習を受講する。申込者は、受講初日に収入証紙を納付する。受講が終了した時点で、生活安全部生活環境課が試験を実施し合否判定を行う。

警備業関係の収入証紙手数料の内訳は、次のとおりである。

(単位:円、件)

許可申請等の種類	手数料	件数	金額
警備員指導教育責任者資格者証交付	9,800	163	1, 597, 400
警備員指導教育責任者講習(1号~4号)		70	2, 319, 000
検定合格証明書の交付申請	10,000	125	1, 250, 000
その他			1, 544, 600
合計			6, 711, 000

収入証紙手数料の収受手続について、「収入証紙手数料徴収簿」から 4 件の事例を 抽出し収入証紙貼付消印の確認と必要書類の保管状況を閲覧したが問題となる事項 はなかった。

(2)期間の定めのある許可について(意見)

ア. 結論

パチンコ台の許可期間について、期間が適切に遵守されているか否か店舗別の管理ができない状況にあるため、変更承認の収入証紙手数料の漏れが生じていないか検証できる管理が必要である。

イ. 内容

生活環境課の許可業務の中で期間の定めがある主な許可に、風俗営業のパチンコ店に対するパチンコ台型式検定3年、認定3年の期間がある。また、警備業認定の期間は5年となっている。警備業の期間は、システム管理により期間が経過していないかを即座に確認することができる。

一方、パチンコ台型式は、パチンコ台の入れ替え時に営業者からの申請があって確認するのみであり、変更承認の申請期間が適切に守られているかは正確に把握できていない。特にパチンコ台は、近年ギャンブル性の高い射幸心をそそる台が次々と導入されギャンブル依存症が社会問題となったことから台の入れ替えを早める規制が行われた経緯があり、6年経過により入れ替えなければならないことになっている。認

定、検定の有効期間を超えて使用した場合、遊技機規制違反として営業店に対して 40 日以上 6 月以下の営業停止命令の処分がされる。また、許可を得ずに新台の設置や旧 台の廃棄を行った場合、営業許可の取消しとなり厳しい処分となっている。

しかし、その規制が厳格に順守されているか否かは、対象となる機種についてその 都度申請が行われるため、生活環境課において店舗ごとかつ島(列)ごとのパチンコ 台の登録が行われていないことから把握することが難しい状態である。担当課では、 個別パチンコ店のパチンコ台全体を掌握できる管理資料がないため、有効期間の確証 ができない状況である。システム管理が難しいのであれば、パチンコ台の認定機及び 検定機の変更承認の際、申請書類に店舗のパチンコ台配置図を添付するように求め、許可を与える都度配置図の更新を依頼する等の工夫が必要である。ここまで要求する ことができないのであれば、せめて店舗に配置されているパチンコ機種の全リストの 作成提出を求め、期間の管理が一覧できる状態にしておく必要がある。

第3. 収入証紙手数料 銃砲、火薬類関係手数料納入額 担当部課名 生活安全部生活環境課

1. 事業概要

銃砲、火薬類関係の収入証紙手数料の令和2年度の内訳は、次のとおりである。

(単位:円、件)

種別	手数料	件数	金額
初心者講習申込	6, 900	166	1, 145, 400
経験者講習申込	3,000	532	1, 596, 000
猟銃空気銃所持許可申請	10, 500	91	955, 500
猟銃空気銃追加許可記載申請	6,800	247	1, 679, 600
猟銃空気銃所持許可更新申請	7, 200	529	3, 808, 800
同上の同時申請	4, 400	443	1, 949, 200
猟銃空気銃所持許可更新記載申請	6,800	155	1, 054, 000
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	12, 700	261	3, 314, 700
猟銃用火薬類譲受許可 火工品のみ	2, 400	1, 153	2, 767, 200
火薬類運搬証明書	2, 100	1, 047	2, 198, 700
その他			2, 600, 050
合計			23, 069, 150

2. 監査の結果

(1)猟銃の処分について

ア. 結論

猟銃の許可更新と合わせて、失効の際の処分について、その手続きを確認したが、 厳重に失効銃は取り扱われており問題はなかった。

イ. 内容

猟銃(ライフル銃、散弾銃)、空気銃を所持するためには、講習を受講し試験に合格した後、教習資格認定の実技を受けて所持許可申請を行う必要がある。所持許可申請があると、各警察署では「銃砲登録照会システム」に個人登録を行い、銃の所持台数、銃番号、許可期間の登録を行う。所持期間は3年であり、期間を更新するには警察署に銃を持参して更新手続をする必要がある。その際、経験者講習を受講し証明書を発行してもらい、続けて技能講習を受講し証明書を交付してもらう。令和3年8月31日現在、県内の猟銃・空気銃の所持者は、1,975名であり4,703丁が所持されている。

許可を失効する場合、許可証を返納してもらい、銃を処分する。銃の処分には、個人又は銃砲店に譲渡する場合と、廃棄する場合がある。譲渡の場合、譲渡人に許可証返納とともに「銃砲譲渡譲受証明書」を提出してもらう。廃棄の場合、所持者が各警察署に銃を提出し失効手続を行う。警察署では、廃棄銃砲保管簿に記載し、警察本部の拳銃庫に保管する。拳銃庫の鍵は、警務課が管理している。廃棄銃砲は、最終的に製鉄所において溶解処分することになる。処分はまとめて行われるが、1回の処分で250丁から300丁、約600Kgの重量となる。溶解処分は、生活環境課が担当しており、4~5名の班を編成し運搬から製鉄所における溶解炉の立ち合いまで行い、全ての銃砲が処分されたことを見届ける。

失効の状態になっている銃砲は、照会システムによって検索することができるが、 失効してから 50 日間の猶予期間がある。各警察署では、年 1 回刀剣類と合わせて銃 砲の一斉検査を行っている。所持者に実物を警察署に持参してもらい、「銃砲登録照 会システム」の登録内容と照合する。欠席の場合は、後日、個別に警察署に来てもら い漏れの無いように検査を実施している。

第4. 収入証紙手数料 運転免許関係手数料 担当部課名 交通部運転免許管理課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

収入証紙による運転免許関係手数料の徴収

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと) 運転免許関係手数料

(単位:千円)

区分	手数料収入	合計
予算額	1, 695, 404	1, 695, 404
徴収額	1, 652, 872	1, 652, 908
増減	42, 532	42, 496

(3)令和2年度の取組と実施状況

運転免許更新手数料及び更新時講習手数料 高齢運転者講習手数料、認知機能検査等手数料 自動車運転免許試験等手数料 など

2. 監査の結果

(1)運転免許関係の収入証紙手数料について

ア. 結論

運転免許関係の収入証紙手数料について、事務手続きの流れを質問し会計課作成の 資料と照合したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

運転免許管理課において扱っている収入証紙手数料の内訳は、会計課の集計した資料を要約すると次のとおりである。

(単位:千円、件)

手数料の名称	予算額	収入済額	増減	件数
運転免許証更新手数料	776, 410	760, 962	(注 1)-15,448	304, 385
更新時講習手数料	187, 210	164, 178	(注 2)-23,032	241, 284
仮免許試験手数料	63, 893	63, 885	-8	36, 627
普通免許試験手数料	52, 707	52, 760	53	28, 505
運転免許証交付手数料	96, 949	98, 156	1, 207	61,609
高齢者講習手数料	353, 588	373, 747	(注3)20,159	68, 274
認知機能検査	28, 596	30, 188	1, 592	40, 250
その他	136, 051	109, 032	(注 4)-27,019	37, 634
合計	1, 695, 404	1, 652, 908	-42, 496	818, 568

(注1) 差異率では、2.0%である。

(注 2) 更新手数料の高い違反運転者の人数が予測(52,161人)より減少(\triangle 13,763人) したことが差異の要因となっている。

(注3)免許証の保有データから有効期限が令和2年度中に到来する高齢者の人数を算定し、過去3年間の高齢運転者講習の受講率を掛けて予測している。高齢運転者が増加傾向にあるため、予算不足が生じている。

(注 4) コロナウイルス感染症の影響で、国外運転免許証交付手数料が予算より 11,332 千円減少となっている。また、運転免許証再交付手数料が△5,640 千円の予算差異となっている。

運転免許試験において、受験者が免許センターにて申込書に収入証紙を貼付して申込みの手続を行うと、免許センターでは電算システムに登録する。日々電算システムから日計表を出力し、申込書の収入証紙枚数と照合した上、間違いがなければエクセルで作成している収入証紙手数料徴収簿に入力作業を行う。電算システムから年間の受験者数及び収入証紙手数料の一覧表を出力し、エクセルの収入証紙手数料徴収簿との照合ができないか質問したが、様々な理由により差異が生じるため突合はできないとのことであった。会計課で作成している令和2年度収入証紙納額状況調と免許センターで作成している収入証紙手数料徴収簿のうち、普通免許試験手数料(教卒)分及び特定第1・2種免許試験手数料(一般)を突き合わせしたところ金額、件数とも一致しており問題はなかった。

運転免許証の更新時に満70歳以上の高齢者は、高齢運転者講習を受講する義務がある。また、75歳以上の高齢運転者は、認知機能検査を受けてから高齢運転者講習へと進む。認知機能検査では、100点満点において48点以下となると医師の診断が必要となり、診断書の提出が義務付けられる。認知症と診断されれば、免許の継続はできない制度になっている。

認知機能検査で 48 点以下の場合、I分類となり診断書の提出命令が出る。その後、3 か月以内に診断書の提出がない場合には、免許停止(180日)の行政処分が行われるとともに、2 度目の診断書提出命令が出される。2 度目の診断書提出命令が出された後、3 か月以内に提出がない場合には免許停止期間中において免許取消しとなる。

令和2年度においてI分類とされた高齢運転者について、その後の対応に関して問題となった事例はなく、免許返納が全体の53.5%、取消し・更新不可能が14.1%と免許の継続ができなかったI分類高齢運転者の割合は7割弱に達している。

<令和2年度の状況>

区分	人数
診断書提出命令(I 分類)	737
免許返納	394
免許取消し	99
診断書提出後更新不納判定	5
県外転出、その他	6
差引:免許更新	233

なお、高齢者講習手数料及び認知機能検査の集計表と収入証紙手数料徴収簿とを突き合わせしたところ、違いはなく適正に集計されており、会計課作成の上記資料につながっていた。

第5. 収入証紙手数料 自動車保管場所申請、道路使用許可事業 担当部課名 交通部交通規制課

1. 事業概要

(1)事業の内容

自動車保管場所申請や道路使用許可事業に係る収入証紙による歳入である。また、 ワンストップサービス(自動車 0SS)を利用した電子入金による手数料歳入も収入証 紙ではないが内容が同じであるため合わせて記載している。

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

ア 歳入 収入証紙手数料

(単位:円)

区分	道路使用許	道路使用許	自動車保管場所	自動車保管場所	自動車保管場所
	可	可	証明書交付手数料	標章交付手数料	標章再交付手数料
	申請手数料	再交付手数			
		料			
予算額(A)	90, 403, 000	0	336, 413, 700	92, 432, 600	76, 960
徴収額(B)	74, 809, 800	1, 500	293, 076, 000	81, 424, 720	89, 440
差額(B-A)	Δ	1, 500	△43, 337, 700	△11, 007, 880	12, 480
	15, 593, 200				

区分	合計
予算額(A)	519, 326, 260
徴収額(B)	449, 401, 460
差額(B-A)	Δ
	69, 924, 800

イ 歳入 手数料 (電子入金による手数料収入)

区分	自動車保管場所	自動車保管場所
	証明書交付手数料	標章交付手数料
予算額(A)	37, 380, 000	20, 420, 000
徴収額(B)	46, 101, 300	11, 310, 000
差額(B-A)	8, 721, 300	9, 110, 000

- (3)令和2年度の取組と実施状況
- ア 自動車保管場所申請や標章交付、道路使用許可による手数料歳入。
- イ 自動車保有関係手続のワンストップサービス(自動車OSS)における自動車保管場所 証明及び自動車保管場所標章交付に係る電子入金による手数料収入。
 - 2. 監査の結果
 - (1) 道路使用許可申請について

ア. 結論

道路使用許可の手続について質問したが、問題となる事項はなかった。

イ、内容

道路の使用許可が必要となる事由は、次の内容に区分される。

- 1号 道路工事
- 2号 占用物件 (バス停、郵便ポスト等の固定物の設置)
- 3号 出店、露店
- 4号 イベント (マラソン大会・自転車競走・駅伝・祭り)

道路使用許可のうち、道路工事が全体の85%、イベントが11%、その他4%の割合である。

道路使用許可を受ける者は、申請書とともに添付資料(責任者、疎明資料、警備計画、使用期間、イベント概要等)を提出して許可を受ける必要がある。書類の不備や事業の見直し等が必要とされる場合は、是正指導を行う。

許可をした後、許可条件の履行状況について全件調査を実施している。調査は、1 号及び2号の事案では、一般財団法人栃木県交通安全協会に委託している。委託先から調査報告書の提出を受け、工事案件について悪質な違反事象があれば発注者である自治体に連絡することとし、公共入札に間接的な影響が及ぶ仕組みになっている。また、3号、4号の事案は、警察官が調査を実施している。

(2) 自動車保管場所申請について

ア. 結論

自動車保管場所申請の手続について、質問をした結果、特に問題はなかった。

イ. 内容

自動車を保有するためには、管轄警察署に自動車保管場所証明の申請を行い、証明書を取得する必要がある。但し、軽自動車は届出制となっているため除かれる。栃木県内の年間申請件数は、約16万件であるが申請の多い署では1日100件程になる場合がある。申請書には、図面を書き込んでもらうが、現地調査は必ず実施する。申請件数が多いため現地調査は一般財団法人栃木県交通安全協会に委託している。図面の保管場所が分かりづらい場合は、申請者に連絡を取って立ち合いを依頼する。申請書

のチェックポイントとして、保管場所と使用本拠地の距離が 2Km 以内であること、保管場所の広さ、賃借駐車場の場合、契約期間が極端に短い事案はその理由を確認すること等となっている。各警察署は、委託先から現地調査報告書の提出を受け、問題がなければ許可を出す。問題がある場合は、警察官が再度現地調査に入り申請者に改善の要請を行うが、改善されなければ不許可の判断を行う事例もある。賃借人が虚偽の申請を行って賃貸人と問題化した際、場合によっては有印私文書偽造として事件化扱いをし、許可の取り直しをさせる。

保管場所証明を交付した後、警察署において事後的な検証はどのように実施しているかを質問した。申請した保管場所の利用がなく、道路に長期間駐車している場合には近隣住民の苦情を受け、自動車の保管場所違反として保有者に指導を行い、それでも従わない場合は事件化する。そのため、自動車保管場所証明の申請が不正である場合、事後的な検証を特に必要としていないということである。

第2章 財産収入

第1. 公舎等利用料、土地貸付料、家屋貸付料

担当部課名 警務部会計課(管財)

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

警察で管理している県有財産で、職員宿舎、職員用駐車場、普通財産、借受財産等の土地、建物を貸付け、利用料等を徴収する。

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

歳入 (財産収入)

(単位:千円)

区分	公舎利用料	土地貸付料	家屋貸付料	職員駐車場 等利用料	合計
予算額	187, 034	12, 992	7, 478	672	208, 176
事業費実績	183, 755	12, 977	8, 894	668	206, 294
予算差額	△3, 279	△15	1, 416	$\triangle 4$	△1,882

(3)令和2年度の取組と実施状況

① 公舎利用料

警察官は、非常時の体制確保のため、原則として勤務官署の管轄区域に居住することが義務付けられていることから、職員宿舎を整備し、公舎入居者から公舎利用料等を徴収している。

警察本部会計課管理公舎

- · 中戸祭待機宿舎
- 今泉職員住宅
- ・陽南待機宿舎 外
- ② 土地貸付料、家屋貸付料

警察施設の財産管理において、県有財産の公共用財産及び借受財産等を貸付けている場合の貸付料を栃木県公有財産事務取扱規則に基づき徴収している。

- 西那須野自動車運転免許試験場敷土地貸付料((一財)栃木県交通安全協会)
- ・運転免許センター自動販売機設置敷家屋貸付料 (㈱ダイドードリンコサービス関東外)
- ・しもつけ会館事務所家屋貸付料((一財)栃木県交通安全協会 外)
- · 広告付案内板家屋貸付料(表示灯㈱)外
- ③ 職員駐車場等利用料

県有地の未利用財産の利活用を図ることを目的に、今後の利用方針が確定するまでの間、職員駐車場として管理し、利用者から駐車場利用料を徴収している。

- 下戸祭警察職員駐車場利用料
- 2. 監査の結果
- (1)家屋貸付料について
 - ア. 結論

貸出料の算定について、資料を閲覧した結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

土地及び家屋の貸付料は、県有財産のうち、普通財産、借受財産及び行政財産の中で空き空間を有効活用するために貸し出す場合に徴収するものである。

家屋貸付料のしもつけ会館の貸付であるが、しもつけ会館は県有財産の中で行政財産の区分である。行政財産の使用許可の原則は、行政財産使用許可取扱基準に定められているが、「行政財産の使用許可に当たっては、必要最小限度にとどめ、かつ、原状のまま使用させることとし、将来県の必要に応じてその使用を終了させる場合に、容易に原状回復ができる状態を維持することを原則とする。」とされる。使用料は、算定基準に基づき決定する。

しもつけ会館は、従来警察共済組合の所有であり警察共済組合が使用していたが、 旧機動センターや栃木会館の取壊しに伴い、それらの施設に入居していた栃木県警察 の関係団体が移転先とした施設である。関係団体がしもつけ会館に入居するに当たり、 宿泊施設や宴会施設を事務室へ用途変更する必要があり、建物の大規模な改修が必要 となったが、改修のための費用は県と団体が共同で負担する取り決めとした。しもつ け会館は行政財産の区分であり、その使用料は一定の算定基準に基づくが、改修工事 代を使用料に上乗せして徴収することを可能とする規定は存在していない。行政財産 の使用料にかかる許可が出せないため、代替手法として普通財産の貸出において行われる貸出料の算定において施設改修費の上乗せをすることで手続を行った。

貸出料の算定方法について、具体的に一般財団法人栃木県交通安全協会を事例として抽出し、詳細に内容を確認した。栃木県県有財産貸付事務処理要領別紙1「貸付料算定基準」によると、建物の貸付料算定方法(年額)は、建物評価額に料率を掛け建物敷地に係る土地貸付料相当額を加えた額の全体に消費税を上乗せした金額である。また、「第1 新規貸付料」の規定において、「貸付料は、原則として、不動産鑑定士の不動産鑑定評価を基礎として算定するものとする。」と定められている。算定資料を閲覧したところ、評価額は台帳価格となっているが、不動産時点修正価格調査報告書の調査価格が使用されており問題はなかった。

貸付料算定基準の「第5 特例」には、この基準により難い特別な事由があるときには、例外として経営管理部長と協議して特別の扱いをすることができるとあるが、その手続きが適切に踏まれたのか否を検証した。資料を閲覧したところ、「旧警察共済施設の貸付料に係る特例措置について」と題する決裁文書が平成28年3月31日付けで残されており、建物貸付料に施設改修経費に係る応分の負担を求めることについて「特別な事由」の説明が記載されていた。

(2)土地貸付料について

ア. 結論

普通財産としての土地の貸付料について、算定基準に照らして検証したが問題はなかった。

イ. 内容

土地貸付料の主なものは、西那須野自動車運転免許試験場跡地の普通財産の貸付である。貸付先は、一般財団法人栃木県交通安全協会であり自動車教習所として使用している。栃木県県有財産貸付事務処理要領第2「貸付けの定義及び基準」(2)において、「普通財産は、直接特定の行政目的に供されるものではなく、その経済的価値を発揮させることに意義を有する財産であることに鑑み、財産管理上支障のない範囲において可能な限り貸付けを行い、歳入の確保を図るものとする。」と規定しており、特に相手先の事業に公共性を求めるものではない。

貸付料の算定は、要約すると土地の評価額に料率を掛け減免基準に該当する場合は 更に減免率を掛けて計算される。上記団体に対する貸付料は、減免基準に該当しない ため減免の対象とはなっていない。土地の評価は、台帳価格(固定資産税評価額)を 使用しているが、これは栃木県県有財産貸付事務処理要領別紙1「貸付料算定基準」 の第2継続貸付料(2)の規定により例外的な評価額を採用している。規定によると 「平成25年3月31日以前において、台帳価格を評価額として貸付料を算定して貸付 けを行っているものであって、・・・・契約を更新する場合には、次により調整を行うも のとする。(以下省略)」とあり、評価額を不動産鑑定士の不動産鑑定評価に依らずに 台帳価格を充てることが認められている。上記団体に対する貸付料の算定は、「貸付 料算定基準」に基づき計算されており問題はなかった。

(3)公舎利用料について

ア. 結論

公舎の空き室の状況について、管理資料の提出を求め入居率改善の対策について確認したが、問題となる事項は無かった。

イ. 内容

事業概要に記載されているとおり、警察官は非常時の体制確保のため、原則として 勤務官署の管轄区域に居住することが義務付けられている。しかし、平成 27 年頃に この制限が緩和されており通勤 1 時間以内であれば自宅からの通勤が認められた。そ のため、職員宿舎の入居状況は低下し、稼働率は 6 割弱の水準に減少している(令和 3 年 8 月 1 日現在)。会計課では、公舎の未利用財産の調査を毎年行い、管財課へ報告 して「未利用財産の利活用検討会」に諮っている。但し、この対象となる公舎は用途 廃止として普通財産となるものであるため、共同宿舎の空き部屋の対応を検討するも のではない。居住制限の緩和により職員宿舎の利用が減少することは明らかであるこ とから、稼働状況の把握及び空き室の対応が問題となる。公舎の利用状況の管理資料 を作成し、空き室の対策を検討する必要があるが、この点について公舎入居率の推移、 老朽化による低利用公舎の対策等について資料提供を依頼し、対策を確認した。

(令和3年8月1日現在)

世帯用			単身赴任用			単身赴任用 独身寮				合	計	
定員	入居	空き	定員	入居	空き	定員	入居	空き	定員	入居	空き	入居率
748	402	346	169	126	43	415	253	162	1, 332	781	551	58.6

令和3年8月1日現在において入居率が3割を下回る公舎は、次のとおりである(但し、独身寮を除く)。この中には、老朽化により改修や取壊しを予定していることから入居制限を行っている公舎もあるが、既存の入居者にいつまでに退去してもらうかという明確な計画はなく、強制的な退去の措置が取れるものではない。移転費用に関して、人事異動による転任の場合は一定割合の赴任旅費が支給されるが、それ以外の退去移転の場合は対象とはならないことも退去の障害となる。但し、定期人事異動は2年から3年の期間で実施されるため、長期間にわたって退去しない状況にはならないということであった。

所属	公舎名	区分	定員	入居	空き	入居率
本部	宇都宮待機	世帯用	8	2	6	25. 0
本部	下川俣住宅B	世帯用	12	1	11	8.3
本部	今宮住宅A	世帯用	24	6	18	25.0
本部	今宮住宅B,C-L	世帯用	24	4	20	16. 7
足利	今福南住宅	世帯用	24	6	18	25. 0
今市	日光・今市住宅L	世帯用	12	1	11	8.3
那須烏山	大金職員住宅	世帯用	12	3	9	25. 0

独身寮は、初任科生が警察学校を卒業し最初に配属となった先において新人警察官としての基本を学ぶために必要な施設となっている。しかし、独身寮の入居率をみると必ずしも高い状態ではない。

所属	公舎名	区分	定員	入居	空き	入居率
本部	ホープヴィラ若草	独身寮	24	5	19	20.8
宇中央	たからぎ寮	独身寮	84	66	18	78.6
宇東	金井台寮	独身寮	41	25	16	61.0
宇南	陽南寮	独身寮	40	29	11	72. 5
小山	よこくら寮	独身寮	40	22	18	55.0
足利	新千歳寮	独身寮	31	21	10	67. 7
栃木	修睦寮	独身寮	40	17	23	42.5
那須塩原	東那須野職員住宅	全利用	45	37	8	82. 2
佐野	修睦寮	独身寮	21	12	9	57. 1
鹿沼	さつき寮	独身寮	20	11	9	55.0
真岡	協心寮	独身寮	11	9	2	81.8
大田原	睦寮	独身寮	21	12	9	57. 1
今市	藤原職員住宅	単身·独身	12	8	4	66. 7

総じて居住制限の緩和が公舎利用に与えている状況が見通せない過渡期であるため、将来的な公舎の利用について全体的な方向性を定めるのは難しいところであるが、組織内部の管理資料として「職員住宅等の整備方針について」を策定し、その中で整備方針を定め職員住宅等統廃合計画(10 か年計画)を組んでいる。10 か年計画は、毎年度更新しており、施設を建替え、大規模修繕及び整備を伴わない用途廃止に区分し、入居率の向上及び施設維持管理経費の削減のために施設の統廃合を検討していることが確認できた。

第2. 不用品壳払収入

担当部課名 警務部会計課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

不用品売払い収入

不用県有警察車両等の売払収入

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業・細事業名

不用品壳払収入

(単位:千円)

区 分	不用品売払収入	合 計
予算額	3, 525	3, 525
事業費実績	1, 851	1, 851
予算差額	1,674	1,674

- (3)令和2年度の取組と実施状況
 - ·不用県有警察車両 54 台
- ・不用交番バイク
- 14 台

- 2. 監査の結果
- (1)追跡手続について

ア. 結論

売却後の警察車両の悪用防止について、担当者への質問及び資料の閲覧を行った 結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

警察車両は特別な仕様となっているため、廃棄する際は全て鉄屑として処分することを前提に中古車解体業者に売却している。業者選定は、入札により実施しているが、令和2年度は2回行われている。第1回は、26台分契約金額1,177千円(税込み)であり、第2回は28台、契約金額215.6千円(税込み)である。

処分する警察車両は、機動センターにおいて栃木県情報通信部が無線機の取外しを 行う。また、警察標章や赤色警光灯は取外して破砕し産業廃棄物として処理をしてい る。

警察車両の売却後、解体処理が確実に実施されていることの検証について質問したところ、中古車解体業者に自動車リサイクルシステムから出力する「後工程の移動報告状況確認」と呼ばれる公の書類の提出を求めている。右記書類は、引取工程、フロン類回収工程、解体工程、破砕工程、メーカー引取工程(フロン類、エアバック類、ASR)の過程が表示されており、破砕処理が終了していることが確認できるようになっている。また、「永久抹消登録等の申請可能な旨の連絡」の書類並びに解体処理過程の写真の提出を指示しているとのことである。第1回26台の警察車両について、書

類が提出されているか否かを確認したところ書類は全てそろっており問題はなかった。不用交番バイクは、警察用のバイクとして特定される仕様にはなっていないため、中古バイクとして売却が可能であり、後部に取付けてある収納箱を取外して売却を行っているとのことである。令和2年度は、1回の入札を行い、14台457千円で処分した。

第3章 諸収入

第1. 放置違反金

担当部課名 交通部交通指導課(駐車対策)

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

「放置違反金」とは、道路交通法第 51 条の 4 の規定に基づき、放置駐車違反に係る車両の運転者の責任を追及できない場合(未出頭や反則金未納付など)に、違反場所を管轄する都道府県公安委員会が、車両の使用者(車検証の使用者欄に記載された者)に対し、反則金と同額の金銭(いわゆる行政制裁金)の納付を命じることができる制度で、平成 18 年 6 月から導入された。

「放置違反金仮納付金」は、弁明通知書が送付された際に仮納付されるもので、保管金(歳入歳出外現金)として取り扱われる。(その後、公示による納付命令を経て歳入金として取り扱われる。)

「放置違反金」は、仮納付がされない場合に、放置違反金納付命令がなされたときに納付されるもので、歳入金(一般会計)として取り扱われる。納期限(20日間)迄に納付されない場合には、督促状が発出され、指定期限(10日間)迄に納付されないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金及び延滞金を徴収することができる。

「延滞金」は、督促状が発出された場合に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、違反金額に年14.5%の割合を乗じて計算(千円未満の端数は切り捨て)される。

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)歳入科目 14諸収入 01延滞金、加算金及び過料等

(単位:円)

区分(目)	区分(節)	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
延滞金	放置違反金		1, 222, 000	278, 000	178, 000	766, 000
過料等	放置違反金	65, 059, 000	49, 032, 000	42, 686, 000	456, 000	5, 890, 000
計		65, 059, 000	50, 254, 000	42, 964, 000	634, 000	6, 656, 000

内 訳	不納欠損の件数	不納欠損額	収入未済の件数	収入未済額	
延滞金	39	178, 000	172	766, 000	
放置違反金	30	456, 000	376	5, 890, 000	
計	69	634, 000	548	6, 656, 000	

保管金

保管金の種類	前年度繰越額	受入額	払出額	翌年度繰越額
債権等の差押えによ		44, 000	44, 000	
り取り立てた金銭		11, 000	11,000	
差押えをした金銭		19, 000	19, 000	
放置違反金仮納付金	4, 666, 000	34, 055, 000	35, 128, 000	3, 593, 000
計	4, 666, 000	34, 118, 000	35, 191, 000	3, 593, 000

(3)令和2年度の取組と実施状況

滞納者に対しては、文書による催告を行うとともに、計画的な訪問計画を立てて、 戸別訪問や電話催促を実施し、居住実態、銀行口座の財産の有無を調査し納付指導に 努めた。また、支払能力がありながら任意に履行しない悪質な滞納者に対しては、預 貯金の差押、居宅内の捜索及び現金の差押を実施した。

2. 監査の結果

(1)放置違反金の納付状況について

ア. 結論

放置違反金の納付状況は、良好であり、滞納者に対する管理は適切に行われている。 イ. 内容

無人状態の違法駐車により、駐車違反の黄色の張り紙「放置車両確認標章」が車のフロントガラス等に貼付される。標章には、放置車両であることを確認したこと、放置違反金の納付を命ぜられることがある旨が記載されている。また、なお書きとして、運転し駐車した者が反則金を納付した場合を除くとある。

運転者が警察署に未出頭の場合、使用者(車検証の使用者欄に記載された者)に対して弁明通知書と納入書が送付される。使用者がこの通知に基づき弁明がなく 14 日以内に仮納付を行えば公示による放置違反金納付命令が掲示されて完了する。不納付の場合、放置違反金納付命令に手続が進み、使用者に納付命令書と納入通知書が送付される。20 日以内に納付をすれば完了となるが、不納付の場合は、督促の手続に入り、督促状の送付と年 14.5%の延滞金が発生する。その後も不納付の場合は、滞納整理に

移行し、催促状の送付や電話、訪問、財産調査・所在調査等の手続に移る。最終的に滞納処分として財産の差押え、換価等により強制的に放置違反金等を徴収する手続となる。

令和 2 年度の放置違反金の収納状況は、金額及び件数とも 95%弱であり高い割合を確保している。令和 2 年度以前の放置違反金は、382 件、5,962 千円である。そのうち、差押えによる徴収 45 千円(放置違反金分)を含め、33.51%の 128 件、1,991 千円が徴収されている。5 年の消滅時効により不納欠損となる対象は、30 件、456 千円である。

(単位:円)

調定年度	調定額	収納額	収納率	不納欠損額	収入未済額
令和2年度	43, 070, 000	40, 695, 000	94. 49%	0	2, 375, 000
過年度	5, 962, 000	1, 991, 000	33. 39%	456, 000	3, 515, 000
合計	49, 032, 000	42, 686, 000		456, 000	5, 890, 000

(注)不納欠損は、5年の消滅時効により回収ができなくなった放置違反金であるが、内容は、滞納者の行方不明、死亡、出国、法人の休眠・解散等である。

(単位:件)

調定年度	調定件数	収納件数	収納率	不納欠損件数	収入未済件数
令和2年度	2, 728	2, 576	94. 43%	0	152
過年度	382	128	33. 51%	30	224
合計	3, 110	2, 704		30	376

(2) 政策評価のための統計について

ア. 結論

放置違反金制度導入以降、県内の駐車違反の件数は半減している。交通指導課において制度導入の効果についての検証が適切に行われている。

イ. 内容

放置違反金制度導入前の放置駐車違反に対する取締りは、違反者(運転者)に対する責任の追及であった。警察官は、道路交通法の規則に従って駐車違反が確認された場合、車両に駐車違反の標章を貼付する。運転者は、管轄の警察署に出頭し、反則告知を受け反則金を納付する。また、行政処分に係る運転免許証の違反点数が加算される。反則金は、「交通反則通告制度」に基づく行政上の秩序罰であり、点数制度上6点未満の軽微な交通違反をした場合に刑事罰を省略して行政手続き上の処分のみとする特例的な制度である。

しかし、この取締りでは全国的に警察署に出頭しない違反者がおり、運転者に対する責任追及が十分に行えていなかったということである。駐車違反取締りの趣旨や刑事罰の不公平という弊害が生じていたことから平成18年6月に運転者責任の追及

に加えて使用者責任の追及制度が設けられた。

放置違反金制度は、運転者責任が果たされなかったときに、車両の使用者に対して 行政処分としての行政制裁金を課す制度である。義務不履行を防止するために使用者 が放置違反金を滞納すると車両の使用制限や車検拒否あるいは滞納処分の行政措置 が設けられている。栃木県内では、違法駐車の取締りにより運転者が出頭して反則金 を納付する事例は約25%程度であり、放置違反金による使用者責任の追及が75%と なっている。

次の表にあるように平成18年6月の放置違反金制度の導入以降、駐車違反の取締り件数が減少しており、交通指導課において制度導入の効果についての検証が適切に行われている。違法駐車を排除して道路の安全を確保するという取締りの目的が効果的に確保されていることが根拠付けられている。

栃木県内の駐車違反標章の貼付件数

(単位:件)

暦年	H19	H20	H21	H22	 H30	R元	R2
貼付件数	7, 180	5, 386	6, 369	7, 386	 4, 111	3, 712	3, 738

(3) 放置違反金制度の周知について(意見)

ア. 結論

駐車違反の際に「放置車両確認標章」とともに貼付される「お知らせ」の情報が不 十分であり、改善が求められる。

イ. 内容

駐車違反に対する行政上の秩序罰による反則金の納付と放置違反金の納付では、納付する金額は同額である。運転者が出頭して反則告知・通知を受け反則金を納付すると運転免許証の違反点数が加点される。放置違反金の場合は、違反点数の加点はない。

駐車違反の際に「放置車両確認標章」とともに貼付される「お知らせ」は、車の使用者に対する放置違反金制度の説明であり、反則金との比較の上で放置違反金の金額の説明があるのに対し、この制度には免許点数の付加がないことの記載がなく、「お知らせ」として説明が不足している印象を受ける。この事項を記載すれば駐車違反の行政上の秩序罰に対する情報不足は解消するものと考える。

第2. 留置人費償還金

担当部課名 警務部留置管理課

1. 事業概要

(1)事業の内容

留置人費償還金(被留置人に要する経費)

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業・細事業名 留置人費償還金(諸収入)

令和2年度留置人償還金額

89, 193, 280円=日額 1, 760円×被留置者 50, 678人

- (3)令和2年度の取組と実施状況
 - ・ 被留置人に要する経費~警察署内の留置場に拘禁又は留置せられる者の費用に関する法律により、留置場に関する費用は総て、警察費をもって支弁する。

ただし、本来監獄は国の責務であり、法務省令(警察拘禁費用償還規則)により監 獄費より償還される。

・ 留置人費償還金~毎年度、法務省令は見直しされ、令和2年度の償還金の日額は 1,760円で、うち1,216円が食糧費、544円が留置施設管理費となっており、警察庁 総務課長より、各道府県警察本部総務(警務)部長宛て示達されている。

2. 監査の結果

(1) 留置人費償還金の事務手続きについて

ア. 結論

留置人費償還金の算定及び請求事務について、質問及び関係書類の閲覧を実施した 結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

留置人費償還金は、警察署内の留置場に身柄を拘束された者に対して、警察費で支 弁した経費について国費でもって償還されるものである。留置人費償還金の計算は、 警察留置から検察官へ送致(引継ぎ)した日から発生し、釈放の日又は移監(拘置支 所又は別な警察署)の日の前日までの日数に1日当たりの単価を掛けて算定される。 警察署は、身柄拘束後、留置人を48時間以内に検察官へ送致するか否かを決定する ことになる。警察留置人費のうち、事件が検察官に送致される前の逮捕状による留置 (純然たる警察留置)については、償還を受ける経費には該当しないため、償還の対 象となる留置人費の起算日を正確に処理する必要がある。

留置人に係る事務手続は、「被留置者システム」により処理される。各警察署において身柄拘束を行った場合、この「被留置者システム」に登録が行われるが、警務部留置管理課によって、入力事務の検証が必ず行われ、日付の管理は厳しく実施されている。各警察署では、毎月「被留置者システム」より警察署別留置人費明細書及び総括表である留置人費報告書を出力し、警務部留置管理課へ提出する。留置管理課は、警察署から提出されたこれらの資料を基に、留置人費請求額及び留置人費償還金調定済

額表を作成し全体を取りまとめた上で、請求書を付けて国の機関である刑務所の所長 宛に提出することになる。

第3. 拾得金県帰属

担当部課名 警務部会計課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

遺失物法第37条により拾得物件はすべての遺失者がその有する権利を放棄した場合、公告後3ヶ月以内に遺失者が判明しない場合において、その所有権を取得する者がない場合は当該警察署の属する県に帰属する。

県に帰属する手続きは栃木県警察における遺失物に関する訓令により概ね年4回行うことと定められ、所有権が県に帰属された拾得物件は栃木県財務規則に基づき県の歳入に組入れる。

令和3年4月1日訓令改正により県帰属期間を定めた。

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

雑入(拾得金県帰属分、拾得物等物品売払収入)

(単位:千円)

区分	雑入	合計	
収入実績	35, 155	35, 155	

- (3)令和2年度の取組と実施状況
 - ■警察署(19警察署)
 - 拾得金 32, 142, 511 円
 - 拾得物壳払金 2,556,286 円
 - ■警察本部
 - ·有価証券等売払金 456,750 円

各警察署で県に帰属した有価証券、外国紙幣及び印紙類(切手を除く)については、業務の合理化・効率化のため、警察本部において一括売払いを実施している。

- 2. 監査の結果
- (1) 拾得物の管理について

ア. 結論

拾得物の扱いについて、届出から返還、処分までの手続を質問し、関係資料を閲覧

したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

拾得物が交番、駐在所へ届出られると、警察官等により遺失物管理システムへの登録が行われる。警察官等は、拾得者から受理日時、拾得場所等の拾得状況や遺失物の状態をシステムに入力し、拾得物件預り書を拾得者へ交付するとともに、拾得物件控書を出力して拾得物に添付して警察署会計課へ送付する。会計課では、拾得物と登録内容を確認して遺失物管理システムの本登録を実行し、拾得物件受払日計表を作成する。警察署に遺失者からの届出があった場合、会計課では遺失の状況を確認し拾得物件控書の記載内容と照合して、聴取した内容と齟齬がなければ受領書と引き換えに返還をする。

次の表は、令和2年分における遺失・拾得物の取扱い状況である。右端の県帰属の欄が県の歳入に組み入れられた拾得物である。拾得日から3か月以内に遺失者に返還されない拾得物は、その後2か月間は拾得者に引き渡すことができると定められているが、拾得者が放棄すれば県に帰属することになる。但し、拾得者に権利が認められるのは、拾得日から1週間以内に届出があった場合に限られる。

県に帰属した拾得物は、現金及び有価証券(商品券、クオカード、図書券等)、印紙類を除き各警察署において売払いの手続をとることになる。売払い手続は、年4回行われるが、拾得物を分類し、栃木県財務規則に基づき見積合わせ等により売却する。売払いの対象とならない拾得物は、廃棄処分とする。

(ア)遺失物届 (単位:件、千円、点)

区分	遺失
件数(件)	32, 634
通貨(千円)	413, 640
物品(点)	113, 077

(4)拾得物届

(単位:件、千円、点)

区分	拾得	返還	返還率	拾得者交付	県帰属
件数(件)	123, 097	19, 733	16.0%	53, 287	42, 730
通貨(千円)	220, 430	158, 863	72. 1%	32, 399	30, 382
物品(点)	253, 132	136, 183	53.8%	59, 546	47, 578

第4. 雜入 自賠責保険

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1)事業の内容

自賠責保険解約に伴う保険料返還

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

雑入(自賠責保険)

収入済額 3,200円

(3)令和2年度の取組と実施状況

原動機付自転車を14台更新し、うち2台について自賠責保険の返還金が生じたもの。

- 2. 監査の結果
- (1) 自賠責保険の返還金の処理について
 - ア. 結論

関係資料を閲覧した結果、問題はなかった。

イ. 内容

原動機付自転車の更新に当たり、2 台分の自賠責保険の未経過期間について返還を受けた。令和2年度の返還金は、1 台当たり 1,600円の2 台分3,200円である。

第5. 雜入 移転補償、火災保険分、住宅防火施設整備補助 担当部課名 警務部会計課(管財)

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

庁舎等施設の維持管理に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

歳入(雑入)

(単位:千円)

区分	火災保険料 相当分	住宅防火施設 整備補助	移転補償費	合計
予算額	13	534	34, 330	34, 877
事業費実績	12	595	36, 277	36, 884
予算差額	△1	61	1, 947	2,007

- (3)令和2年度の取組と実施状況
- 火災保険料

警察施設の財産管理において、県有財産の使用許可、貸付を行っており、栃木県行政財産使用料条例に基づき家屋使用料、土地使用料等を徴収するとともに、火災保険に加入している建物等を使用許可する場合には、実費負担分の火災保険料相当額を徴収している。

• 住宅防火施設整備補助

火災保険に加入している警察管理公舎について、全国公営住宅火災共済機構から防 火施設整備補助を受け、消火器、住宅用火災警報器を整備した。

県有財産分は県管財課で補助を受け、警察共済組合の不動産投資事業で建設した公舎分について警察の歳入となっている。

• 移転補償費

令和2年度道路拡幅工事に伴い、県有地の削減分及び工作物の移設等が必要な場合 の移転補償が発生した。

対象施設は次の4件である。

- · 鹿沼警察署上石川駐在所
- 鹿沼警察署千渡駐在所
- · 茂木警察署逆川駐在所
- 茂木警察署

2. 監査の結果

(1)事務処理について

ア. 結論

拾得金県帰属以外の雑入について、監査を実施したが問題となる事項はなかった。

イ. 内容

雑入のうち拾得金県帰属以外の3つの項目について、監査を実施した。貸付警察施設の火災保険料実費負担分徴収、警察管理公舎の住宅防火施設整備補助、道路拡幅工事に伴う移転補償費について、契約書等の関係資料を閲覧し担当者へ質問を行った結果、問題となる事項はなかった。なお、移転補償の内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

対象施設	内訳	契約日	契約者	金額
上石川駐在所	工作物、土地	令和2年9月3日	鹿沼市	1, 903
千渡駐在所	建物・構築物	令和2年6月18日	鹿沼土木事務所	32, 028
逆川駐在所	工作物		真岡土木事務所	1,091
茂木警察署	土地	令和3年3月24日	茂木町	1, 256
合計				36, 278

第2節 歳出

第1章 公安委員会運営費

第1. 公安委員会報酬等

担当部課名 警務部総務課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

公安委員の運営に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名 公安委員会費報酬等

(単位:千円)

区分	報酬	旅費	合計
予算額	7, 328	174	7, 502
事業費実績	5, 852	42	5, 894
予算差額	1, 476	132	1,608

(3)令和2年度の取組と実施状況

令和2年度は、40回の定例公安委員会と1回の臨時公安委員会を開催した。また、公安 委員として11回の行事・視察に出席した。

主な行事・視察は初任科生入校式・卒業式、独身寮視察、地域安全県民のつどい等であるが、同年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来出席していた行事等が中止・縮小開催となった。

2. 監査の結果

(1) 苦情申出制度の活用について(意見)

ア. 結論

県民からの警察職員の職務執行に対する苦情申出制度について、結果を警察組織で 共有することは事業の有効性に資すると考えるが、そのための情報となる事業の結果 を分析整理 (苦情内容の分類、類似事案の集計、苦情傾向の把握、事後対応等の総 括・分析及びその結果) するなど事業の評価が十分に行われていない。

イ. 内容

栃木県公安委員会は、栃木県に執行機関として置かれる行政委員会の1つで、3人の委員からなる合議体で構成される行政庁である。県民の意見を警察行政に反映させ、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため、警察を管理する役割を果たす。公安委員会は、定例及び臨時委員会において、栃木県警察から各種活動の報告を受け、法令や条例の規定に基づき、自動車運転免許の許可及び取消処分や風俗営業、銃砲刀

剣類所持等の許可及び取消処分等の裁決を行うことや苦情申出制度の指示を行い、警察を管理する。

この中で苦情申出制度は、公安委員会が警察職員の職務執行に対する苦情を文書により受付け、公安委員会が文書でもって回答する制度であり、平成 13 年のいわゆる警察改革の際に制度化されたものである。事務は、警察本部警務部の総務課公安委員会補佐室及び県民広報相談課補佐室が対応する。手続の流れは、補佐室が苦情申出書を受領した後、苦情の内容を公安委員会へ報告しその指示を受けてから所属部署へ調査を依頼する。調査の結果を回答案として取りまとめ、補佐室から公安委員会へ報告して裁決を経た上で、苦情申立人へ文書による回答を提出する。

苦情申出の内容は、被害届出の不受理事案や職務質問に対する苦情、警察への相談時における警察官の言動に対するものが主なものである。

<公安委員会宛苦情件数>

年度	警務	生活安全	地域	刑事	交通	警備	合計
H28 年	0	1	1	3	1	0	6
H29 年	2	4	0	4	4	0	14
H30 年	0	2	2	3	4	0	11
R 元年	2	4	4	17	3	0	30
R2 年	2	3	2	4	3	0	14

上記の表に示したとおり多い年で年間 30 件程度の苦情申出事案が発生するが、補佐室では件数の集計・部署別分類を行っているものの、苦情を内容別に分類し、警察官に瑕疵がある場合の事後対応や再発防止のための組織全体における情報周知や、同じような事案で苦情申出が起きていないか否か、苦情の傾向等を分析して組織の強化に役立てるための情報としての整理が行われていない。

第2. 公安委員会運営費

担当部課名 警務部総務課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

公安委員の運営に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名 公安委員会運営費

(単位:千円)

区分	報償費	旅費	交際費	消耗品費	筆耕翻訳料	合計
予算額	9	46	40	6	20	121
事業費実績	0	0	0	0	0	0
予算差額	9	46	40	6	20	121

(3)令和2年度の取組と実施状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年開催されていた全国公安 委員連絡会議等が中止となった。

2. 監査の結果

(1)公安委員会運営の旅費について

ア. 結論

事業の内容について質問した結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

予算の内容は、全国公安委員会連絡会議(年2回)や関東管区内公安委員会連絡会議(年1回)の開催に当たり、随行する職員の旅費が主なものであるが、令和2年度は開催中止となったため支出の実績はなかった。

第2章 警察職員費

事業名 警察職員費 (警察本部費)

1 事業の概要

警察職員の給料等に要する経費

2 予算の執行状況

	ŀ	区 分		予 算 額		百		支	出		済	額	翌年	不用額	支出済額の説明
L	Ŀ	<u> </u>	J	1,	异 负	只	本	課	他課	公	所	計	繰越	1 円 預	人田(H ik(*/)))]
						田		円	円		円	円	円	円	
	2 絹	스 [料	14,86	67,677,	000	14,865	589,369				14,865,589,369		2,087,631	
	3 稍	00000000000000000000000000000000000000	当等	11,96	64,979,	000	11,721	115,312	31,900	217,2	75,000	11,938,422,212		26,556,788	超過勤務手当等
4	4 #	共 済	費	5,29	95,782,	000	5,292,7	774,686		1,0	84,175	5,293,858,861		1,923,139	共済負担金等
		計		32,12	28,438,	000	31,879	479,367	31,900	218,3	59,175	32,097,870,442		30,567,558	

R2年4月1日時点定数 警察官3,429人 一般職員 464人

第1. 給与費

担当部課名 警務部警務課

1. 事業概要

(1)事業の内容

職員の給料及び手当等(児童手当、退職手当を除く)に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業・細事業名 給与費

(単位:千円)

区分	給料	職員手当等	共済費	合計
予算額	14, 867, 677	11, 964, 979	5, 295, 782	32, 128, 438
事業費実績	14, 865, 590	11, 938, 423	5, 293, 859	32, 097, 872
予算差額	2, 087	26, 556	1, 923	30, 566

(3)令和2年度の取組と実施状況

職員の給与に関する条例等の規定に基づき、職員に対し、給与、地域手当、期末勤勉手当のほか、支給要件を満たすことで支給される扶養手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当等、勤務実績により支給される超過勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当、休日給、夜勤手当等の支給を行った。

また、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、警察共済組合栃木県支部に負担金の支払いを行った。

2. 監査の結果

(1)諸手当の支給手続について

ア. 結論

諸手当のうち、宿日直手当及び特殊勤務手当について支給の手続を監査したが、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

栃木県警察本部の警察官及び一般職員の給料及び職員手当等は、地方公務員法に基づき全ての県職員と同様に栃木県の「職員の給与に関する条例」に従い算定される。また、給与の支払について、栃木県人事委員会規則「職員の給料等の支給に関する規則」に従う。

①宿日直手当

宿日直手当の支払手続について、警務部警務課の令和2年10月及び11月分の資料の提出を求め監査を実施した。

事務処理の流れは、宿日直命令簿に基づき業務命令があると、当該警察官は宿日直の勤務を当直日誌に記載する。事務担当が、当直日誌により給与システムに入力する。

1 か月単位で給与システムから「宿日直手当情報(一括)登録確認票」を出力し、実 行済みの宿日直命令簿と突き合わせし検証することで宿日直手当が確定する。 抽出した事例について、関係資料を突き合わせしたが問題となる事項はなかった。 ②特殊勤務手当

特殊勤務手当の支払手続について、警備部警備第二課の令和2年7月及び8月分の 資料の提出を求め監査を実施した。

事務処理は、警察官が特殊勤務に該当する業務に従事した場合、各人別月別の「特殊勤務手当業務従事状況報告書」(警護の場合は「警護結果報告書」)にその都度記録して上司の承認を受ける。続いて各課の給与担当者は、それを基に各人別月別に特殊勤務手当(整理簿実績簿)をパソコンで作成し、月単位で給与システムに登録する。給与システムから「特殊勤務手当情報(一括)登録確認票」を出力し、入力の検証を行って確定する。

抽出した事例について、関係資料を突き合わせしたが問題となる事項はなかった。

(2)階級別定員の基準について (意見)

ア. 結論

警察法施行令第7条には、警察官の定員とその階級別定員の基準が定められている。この基準は、平成3年に警察力の一層の高度化、専門化を図り、活力ある警察組織を確立するために改正されたものである。しかし、20年近くにわたり階級別定員の基準が満たされていない。警察庁の通知では、階級別定員の充足のみに重点を置くことは本意ではないとしながらも、実効の上がる教養の充実を求めている。警察の人的資本及びその支出である人件費を効果的に組織・支出する上で最も望ましいとされる階級構成に対して、現状、その基準の充足ができていないことに対し、原因の分析やその原因を除去するための対策について十分な検討が行われていない。

イ. 内容

(ア)階級別定員の基準

警察法施行令第7条では、「法第57条第2項に規定する地方警察職員たる警察官の 定員及びその階級別定員の基準は、それぞれ別表第二及び別表第三のとおりとする。」 と規定している。

別表第二において、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準に、 栃木県は3,385人と定められている。また、別表第三では、地方警察職員たる警察官 の階級別定員の基準が定められている。その基準は、次のとおりである。

	級別	1,000 以下の人員	1,001 人以上	2,001 人以上	3,001 人以上の人
階級別			2,000 以下の人員	3,000 以下の人員	員
警視		55/1,000	35/1,000	21/1,000	19/1,000
警部		113/1,000	70/1, 000	48/1,000	47/1,000
警部補(注	注)	546/1,000	587/1,000	611/1,000	613/1,000

⁽注)警部補の人数には、巡査部長を含む。警部補定員と巡査部長定員の比率は、29 対 30 である。

この基準を受け、栃木県地方警察職員定数条例は、第2条において職員の定数を定めている。

第1項 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

警察官 3,429人

警察官以外の職員 464人

前項の警察官の階級別の定数は、次に掲げるとおりとする。

警視 118 人

警部 249 人

警部補 973 人

巡査部長 1,007人

巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。) 1,082人

(イ)階級別定員基準の変遷

警察官の階級別定員基準の改正は、平成3年に行われている。当時は、警察組織において警部補以上の階級枠が極めて少なく、巡査、巡査部長として長年勤務に精励し高度な専門能力を身に付けていても、なかなか上位の階級に昇任できない状況であった。そこで、警察官の階級構成を警察官の職務実態に即したものに改め、警部補以上の階級比率を拡大する改正を行った。改正の目的は、警察力のより一層の高度化、専門化を図るとともに、活力に満ちあふれた警察組織の確立に資することであり、責任体制の明確化と業務遂行の高度、専門化を図ることを目指した。具体的に警視、警部、警部補の比率を拡大するとともに、巡査部長及び巡査の比率を縮小する改正を行った。栃木県警察は、この階級別定員基準の改正を受けて段階的に是正を実行し、平成12年度には基準をほぼ100%充足している。

(単位:人)

年度	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	合計
H3 年度	75	146	374	857	1, 148	2,600
H12 年度	105	216	766	797	841	2, 725
増減	30	70	392	△60	△307	125

しかし、その後、平成 13 年の警察改革の際、警察刷新に関する緊急提言において「徹底的な合理化が進められることを前提に、国民のための警察活動を強化するため、当面、警察官一人当たりの負担人口が 500 人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」との提言を受け、警察官の緊急増員を実行した。一方で大量退職の時期が重なったため、組織の若返りが進み警部補及び巡査部長の充足率が大きく低下することになる。平成 14 年度から令和 2 年度までの定年退職者は、累計で 1,063 名(年平均 55.9 名)、平成 12 年度の緊急増員前の管理定数が 2,725 名であるが、令和 3 年度は 3,400 名とその間に 675 名の増員となっており、退職者を補充して更に増員となっている状況であった。

また、平成 13 年頃に警察庁長官官房人事課長名で「職務執行の中核たる警部補の 在り方の見直しについて」と題する通知が発出され、適正な昇任管理について階級別 定員の充足のみに重点を置いて警察官の階級構成を維持することは適正な昇任管理 に支障を来すおそれがある。上位階級の定員を下位階級の定員として用いるなど、所 要の措置を講じ、弾力的かつ適正な警察官の定員管理に努めるようにとの通知があっ た。この通知を受け、栃木県の条例には弾力的運用の規定を設けている。

栃木県地方警察職員定数条例第2条第6項によると、「第2項の警察官の定数について一の階級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内でその定数を下位の階級の定数に流用することができる。」と規定している。

(ウ)現在の階級別実人員

令和 3 年 4 月 1 日現在の栃木県警察の階級別定員表は、次のとおりである。充足率は、警部補が 85.7% (834 人÷973 人)、巡査部長が 93.7% (944 人÷1,007 人) となっている反面、巡査は 116% ($1,255\div1,082$ 人) となっている。

(単位:人)

階級等	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計	職員	合計
実人員	118	249	834	944	1, 255	3, 400	411	3, 811
調整			139	63	△173	29	53	82
合計	118	249	973	1,007	1,082	3, 429	464	3, 893
充足率	100%	100%	85. 7%	93. 7%	116.0%			

警察法施行令第7条別表第三の基準に従って栃木県警察の警部補(巡査部長を含む)を算定すると 1,980 人 (546+587+611+385×613/1,000) となるが、現在の警部補及び巡査部長の人数は 1,778 (834+944) となっており、202 人と大きく不足した状態である。

(エ)昇任制度との関係

栃木県警察の昇任制度では、年1回昇任試験が行われるが、資格要件と一般昇任試験の平均在級年数は次のとおりである。表の受験資格欄は、高卒者が各階級の昇任試験を受験するために必要とされる下位階級の実務年数を表している。また、各年度の在級年数は昇任試験に合格した時の下位階級在職年数を示しているが、こちらは学歴を分けずに集計を行っている。

(単位:年)

職位	受験資格	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	5 年平均
警部補	実務年数 3.0	5. 3	5. 2	4. 7	5.8	5. 4	5. 28
巡査部長	実務年数 4.5	7. 5	7. 1	7. 0	7. 6	8. 2	7.48

各階級とも実際の昇任年数(上記表の 5 年平均の欄)は、受験資格年数に比して巡査部長が 1.66 倍(7.48 年÷4.5 年)、警部補が 1.76 倍(5.28 年÷3.0 年)となっているが、過去 5 年間の昇任年数に大きな違いはない。

通知が発出されているとはいえ、もともとの地方警察職員の定員及びその階級別定員の 基準を定めた警察法施行令第7条において、弾力的運用を許容する規定は存在していない。 通知には、警部補の業務管理能力及び実務能力向上の観点からロールプレイング方式によ る実践的総合訓練(現場対応指揮訓練)や捜査実務研修を始めとした実務研修等の教養の実 施を求めている。通知の有効期間は、令和7年3月31日までとなっているが、最初の通知 が出てから20年近く経過してなお基準の達成ができていない。特に警部補の充足率は 85.7%と低調であり、上記通知にも警部補及び昇任予定者の教養に努めるよう求めている。 警察法施行令第7条の定員及び階級別定員の基準は、警察の人的資本及びその支出である 人件費を効果的に組織、支出する上で最も望ましいとされる階級構成を提示したものであ る。基準を充足するための将来的な解決に向けた計画が明確になっていないことや、何が原 因で基準を満たすことができないのか、また、その原因を除去するための方策の検討が十分 に行われていない。

人件費の面からは、長期的視野に立ってこの基準を充足して行くとしたら人件費がどのように推移するのか、また、階級別定員の基準を現時点で満たした場合、人件費の水準が現状とどの程度乖離しているのかという分析が行われていない。

(3) 一般職員定数の削減について

ア. 結論

一般職員定数の削減が警察官の本来業務に弊害を及ぼしていないか確認したが、警察官の増員と共通業務の移管により対応しており問題はなかった。

イ. 内容

栃木県警察では、行政改革の一環として一般職員の定数を条例の人数 464 人より 47

名削減した 417 人により業務が行われている。運用定数削減は、平成 19 年度から平成 25 年度にかけて実施されてきたものであるが、その間、一般職員が担当していた業務を警察官に移管している。業務の移管に当たり、警察官の本来業務に与える影響や弊害が生じていないかを質問した。回答によると、平成 13 年度から平成 29 年度にかけて警察官の増員を図った時期に当たり、延べ 706 名の警察官が増員されている。そのため、一般職員が担当していた業務の移管において、警察官の本来業務に支障を及ぼす事態は生じていないという結論であった。

主な移管業務・組織改編

移管業務	対象組織	人数
生活安全課許認可業務	各警察署	19名
交通課窓口業務	各警察署	9名
警務部情報管理課 (照会センター)	警察本部	6名
藤岡警察署廃止		5名
合計		39名

警察官と一般職員の業務区分

部名	警察官業務	共通業務	一般職員業務
警務部	術科指導教養	組織運営	給与管理
		運営企画	施設管理
		職員の採用	物品調達
		人事管理	拾得物の管理
		警察装備品の管理	予算編成
		犯罪被害者支援	システム開発
	—	照会業務	ネットワーク管理
	,		情報セキュリティ対策
			福利厚生・健康管理
生活安全部	防犯活動	少年の非行防止	
	犯罪発生情報の提供	許認可業務	
	DV・ストーカー対策		
	子ども女性安全対策		
	行方不明者の捜索		
	サイバー犯罪対策		
	悪徳商法・不法投棄対		
	応		

地域部	交番・駐在所勤務	電話交換	
	パトロール業務	交番・駐在所の新築等	
	職務質問	の企画	
刑事部	犯罪捜査		鑑定業務
	暴力団の取締り		
	鑑識業務		
交通部	交通取締り	交通課窓口業務(運転	
	交通事件・事故捜査	免許業務、道路使用許	
	交通安全教室	可・車庫証明業務)	
警備部	テロの未然防止		
	要人の警護		
	災害時の避難誘導		
	被災者の救助活動		

しかし、一般行政職員の削減が個別の職員の過重労働につながっていないかについては 更に検証する必要がある。次の「(4) 超過勤務手当について」で触れるように、一部の部署 において、1か月 45 時間を超える超過勤務が発生している。この現状分析は令和 2 年度か ら開始しており、それ以前の状況は定かでないが、令和 2 年度の調査によると一般職員業務 の多い警務課や会計課に超過勤務が集中していることが確認されている。

(4)超過勤務手当について

ア. 結論

一定限度以上の超過勤務が、特定の部署や職位に集中している状況が確認されるが、 令和2年度からその原因分析が開始され、改善に向けた取組につながっており、問題 はなかった。

イ. 内容

栃木県警察本部では、警察官及び一般職員の超過勤務時間について1か月 45 時間 以内又は年間 360 時間以内を目安として超過勤務を抑制している。超過勤務手当が支 給されるのは、警部までの職位にある警察官及び一般職員であり、警視以上の管理職、 警察署では警察署長、副署長は対象外となる。

次の表は、所属別の1人当たり月平均超過勤務時間を算定した資料において超過勤務時間の多い所属を全体55課、署の中から抽出したものである。

超過勤務時間所属別1人当たり月平均

所属 平成 28 年度 平成 29 年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 警務課 会計課 捜査一課 捜査二課 捜査三課 警備第二課

(単位:時間)

また、資料としては閲覧のみであったが、半年近く月45時間以上の超過勤務となっている状態が警察本部の会計課や刑事部所属の職員、各署の刑事課長に生じている。個人別の超過勤務時間の管理は令和2年度から開始したとのことであるため、超過勤務がどのような業務で生じているかは令和2年度から詳細な把握が可能になった。会計課の職員では、予算編成や決算時期に発生していることからそれらの業務が関係していると考えられる。また、刑事課長は、被疑者について留置の必要があると判断した場合、逮捕時から48時間以内に被疑者を検察官に送致しなければならないが、その際、証拠及び捜査書類を提出しなければならない規則となっており、その業務が超過勤務発生の要因の1つとなっているということである。担当課では、超過勤務がどのような業務において生じているのか、毎月各所属の超過勤務状況とその要因となった事案について報告をさせており、監査においてその資料を閲覧した。また、超過勤務が特定の部署や職位に集中している状況を改善するために、所属別配置人員の見直し等の検討材料としているとのことである。

第3章 警察職員退職手当

第1. 警察職員退職手当

担当部課名 警務部警務課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

警察職員の退職に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績

	区	\triangle	予 算 額			支	且	1	済	額	翌年	不	用 額	支出済額の説明	
		分			钡	本	課	他	課	公所	計	繰越	(*)	† (領	又山併領の武明
					田		田		円	円	円	円		円	
3	職員手	手当等	1,54	19,74	12,000	1,529,	603,786				1,529,603,786		20,	138,214	退職手当
	計		1,54	19,74	12,000	1,529,	603,786				1,529,603,786		20,	138,214	

(3)令和2年度の取組と実施状況

警察官 87名

一般職員 33名

2. 監査の結果

(1)退職手当の支払手続について

ア. 結論

退職者に対する退職手当の支払手続を確認し、令和2年10月に退職した4名について諸手続を検証した結果、問題となる事項はなかった。

イ. 内容

退職に関する人事手続が終了すると、退職者本人から警務課給与係りに「退職手当支給請求書」が提出される。給与係は、それに基づき退職手当の計算を行い手書きの「退職手当計算書」を作成する。1か月分の退職者をまとめて電算処理の入力原票である「退職報告書」を作成し、退職手当システムへ入力を行う。システムから出力する個人別の「退職手当支給台帳」と手書の「退職手当計算書」を照合し、間違いがなければ支払の決裁を受けて支払手続に移行する。

(2)退職要因について

ア. 結論

労働環境による精神疾患の問題について、休職者の5年間の推移を手掛かりに現状を確認したが、病気や事故による休職者を含めて数名程度の人数であり、問題となる 事項は確認されなかった。

また、懲戒免職者が過去5年内で数名出ているが、処分は厳正に行われており問題

となる事項はなかった。

イ. 内容

退職につながるような休職者の状況について、資料の提出を求めたところ、休職者が必ずしも退職に至るわけではないとの前置きの上、次の資料を受領した。

(単位:人)

年度	H28 4	年度	H29 年度		H30 年度		R 元年度		R2 年度	
区分	警察官	行政	警察官	行政	警察官	行政	警察官	行政	警察官	行政
4月1日	4	1	4	1	6	2	4	1	4	1
10月1日	2	0	5	2	5	1	6	0	4	3

休職の理由は、病気や事故の他、精神疾患による場合があるということであるが、 組織全体の人数(令和3年4月1日現在3,893名)からすると休職者は僅かであり (0.1%)、過去5年間の推移をみても特に変動はないことが見て取れる。

パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによる心疾患が退職に至る状況はないか否かを質問したが、所属別に休職者を区分してその要因を分析してはいないとのことである。職場環境や対人関係の悩み事については、相談窓口を設けてメンタル対策やストレスチェックによる対応をしている。

また、犯罪等による懲戒免職となった警察官は、5年間で5名である。飲酒運転が3名、窃盗・横領が2名である。令和2年の全国の警察官の懲戒処分は229名であり、うち懲戒免職は29名である。栃木県警察において懲戒免職の対象者は皆無ではないが、令和2年度の規律違反では懲戒免職は0であった。

過去5年間の懲戒免職の推移

(単位:人)

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
人数	2	1	0	2	0

第4章 警察運営費

1 事業概要

警察本部の運営に要する経費

2 予算の執行状況

- n	- tota store	支	Н	済	額	翌年度	- m +	
区分	予 算 額	本 課	他課	公 所	計	繰越額	不用額	支出済額の説明
1 報 酬	円 249,606,000	円 53,813,626	円	円 195,509,626	円 249,323,252	円	円 282,748	会計年度任用職 員報酬等
3 職員手当等	35,673,000	6,635,120		28,969,865	35,604,985		68,015	会計年度任用職員 期末手当
4 共 済 費	47,035,000	9,562,620		37,317,714	46,880,334		154,666	報酬等社会保険料
5 災害補償費	7,671,000	7,670,780			7,670,780		220	協力援助者遺族 給付金等
8 報 償 費	157,468,000	5,096,850		152,085,652	157,182,502		285,498	健康管理室医師 謝金等
9 旅 費	68,238,000	15,930,559		42,063,133	57,993,692		10,244,308	
普通旅費	53,753,000	12,766,304		31,365,686	44,131,990		9,621,010	赴任旅費等
費用弁償	208,000	7,056		31,269	38,325		169,675	留置施設視察委員 会旅費
特別旅費	93,000	26,043		27,678	53,721		39,279	訴訟代理人弁護 士旅費等
費用弁償 (通勤)	14,184,000	3,131,156		10,638,500	13,769,656		414,344	会計年度任用職 員通勤相当分
10 交 際 費	960,000	44,704		218,383	263,087		696,913	本部長交際費
11 需 用 費	265,511,000	196,309,066		67,855,661	264,164,727		1,346,273	食糧費 8,192,946 円 消耗品費 179,879,969 円 燃料費 56,303 円 印刷製本費 2,753,806 円 修繕料 5,426,042 円
12 役 務 費	103,134,000	89,349,238		12,851,822	102,201,060		932,940	通信運搬費 50,583,926 円 手数料 38,460,894 円 筆耕翻訳料 304,418 円
13委 託 料	89,444,000	58,902,635		29,872,320	88,774,955		669,045	職員情報システ ム維持管理業務 等
14 使用料及び 賃 借 料	376,097,000	367,078,610		675,512	367,754,122		8,342,878	機器リース料等
15工事請負費	12,068,000	8,624,000		3,135,660	11,759,660		308,340	留置場改修工事
18備品購入費	58,468,000	18,947,126			18,947,126	39,264,000	256,874	事務机等購入費
19負担金、補助 及 び 交 付 金	42,705,000	42,464,330			42,464,330		240,670	
負 担 金	16,731,000	16,500,330			16,500,330		230,670	内外情勢調査会 会費
補 助 金	25,974,000	25,964,000			25,964,000		10,000	栃木県暴力追放 県民センター等 補助金
22補償、補填及 び 賠 償 金	1,832,000	1,821,167			1,821,167		10,833	物的損害賠償金 等
計	1,515,910,000	882,250,431		570,555,348	1,452,805,779	39,264,000	23,840,221	

3 重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
重要犯罪等の徹	重要犯罪及び重	重要犯罪支援シス	27, 094, 000	58, 070, 800
底検挙	要窃盗犯の徹底	テム装置保守点検		
	検挙	等委託		
県民の期待と信	警察機能を最大	情報管理推進経費	330, 136, 800	320, 361, 191
頼に応える活動	限に発揮するた	新情報通信ネット		
の推進	めの施策の推進	ワークシステム機		
		器リース等		
	"	健康管理経費	726, 000	484,000
		カウンセリング業		
		務委託		

4 事業の実績等

(1) 刑事総務課関係

	本システムは、県内の主要幹線道路に路上装置を整備し、データを警察
	本部の中央装置に送信、手配車両情報と照合することにより、盗難車両や
	行方不明者、重要犯罪の捜査に役立てている。
事業の実績	よって、システムの中央装置及び路上装置の保守点検は、システム安定
	運用のため重要な業務であり、構築業者による定期的な保守点検により、
	これまで大規模な運用停止が生じることなく、日々の捜査活動に寄与して
	いる。
	本システムを運用し業務を効率化することにより他の捜査に人員や時
	間を振り分けることが可能となり事件の早期解決に貢献している。
	通信機器搭載柱は、路上装置を設置するため、平成 10 年、11 年、13 年
事業の効果	度に整備した。主に、主要幹線道路等に整備された搭載柱であり、これま
	で、業者による点検整備が行われていなかったことから、安全性を確認す
	るため実施した。その結果、ボルトの緩みや部材のずれなどが確認され、
	増し締め等を行い安全性の向上を図った。
	本業務は、通信部から派遣の職員が担当しており、システムに精通して
人公公司用商	いることから、構築業者に対するチェック機能が働き、これまで以上に機
今後の課題	器の性能等が向上している。しかし、今後も同等の能力を有する職員の派
	遣を受けられるかが懸念される。

(2) 情報管理課関係…情報管理推進経費

事業の実績	警察が保有する個人情報等を効率的かつ適正に管理するため「新情報通信ネットワークシステムの整備計画」を策定し、平成12年度から26年度までの15年間でネットワーク用パソコン等3,099台を整備した。
事業の効果	公用パソコンが整備されたことにより、情報漏洩に対する技術的な対策が可能となり、個人情報等の保護に寄与している。メール機能をはじめ、ネットワークを活用した遺失物管理システム、交通情報管理システム等の利用により、業務の効率化が図られ、県民への行政サービス及び事件捜査の早期解決に大きく貢献している。
今後の課題	端末数の不足やマイクロソフト製品の値上げ、OSのサポート期間の問題等について、厳しい財政状況を乗り越え整備を進めていかなければならない。

(3) 厚生課関係…健康管理経費

事業の実績	心の病は、発症すると回復するまで時間を要し、また気づいた時には重篤になっていることが多い。メンタル不調に陥る前の予防が重要であることから、ストレスチェックの結果により高ストレス職員の希望により、カウンセリングを実施し「心の健康」の保持増進を図っているものである。
事業の効果	令和2年度は、56名の職員に対してカウンセリングを実施した。カウンセリングにより自分の置かれている状況や気持ちを客観的に理解し、寄り添ってもらい問題解決の糸口を導き出す等の助言を得て、ほとんどの職員が問題なく勤務している。また、治療が必要な職員に対しては、診療機関を紹介して治療を継続し、経過観察をしている。
今後の課題	今後も必要な職員に対し、カウンセリングの効果的な活用を推 進していく。

第1. 警察本部運営費(一般経費 A・投資) 担当部課名 会計課監査指導係

1. 事業概要

(1)事業の内容

遺失物管理システムの維持管理に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	委託料	使用料及び賃借料
予算額	7, 128	12, 922
事業費実績	7, 128	12, 922
予算差額	0	0

(3)令和2年度の取組と実施状況

Image: Control of the	分		拾得	物		遺失	物
年		件数(件)	点数(点)	金額(円)	件数(件)	点数(点)	金額(円)
令和元	年	148, 716	295, 699	229, 898, 541	38, 592	134, 387	463, 198, 227
令和2年	丰	123, 097	253, 132	220, 429, 897	32, 634	113, 077	413, 639, 769
増	減	▲ 25, 619	▲ 42, 567	▲ 9, 468, 644	▲ 5, 958	▲ 21, 310	▲ 49, 558, 458

	遺失物管理システムは、拾得物の早期発見・返還をはじめ各種取扱い
事業の効果	の適正管理を目的として整備したものであり、各都道府県のシステムで
	管理された情報は、警察庁の行政情報管理システムを介して集約され、
	他県警システムの遺失拾得物情報との照会検索を可能にしている。
	各都道府県警察独自の現行遺失物管理システムは、令和4年度より順
今後の課題	次警察庁で示す統一システムに移行することとなる。本県は、令和8年
	度に移行する予定であるが、他県の移行状況等を注視しながら各種情報
	を収集し、速やかな移行及び移行後の円滑な運用に努めたい。

2. 監査の結果

(1)落とし物検索サービスの検索結果について(意見)

ア. 結論

検索結果に表示された情報に誤りがある。

イ. 内容

ヒアリング実施日時点において、落とし物検索サービスにて落とし物を検索した結果、拾得日が1913年8月8日と記載された情報が表示された。落とし物検索サービスでの公表期間は、警察に届けられ公告(落とし物検索サービスによる公表)をした日から3ヶ月(埋蔵物は6ヶ月)を経過する日(保管満期日)までである。従って最大6ヶ月が公表期間であるため、落とし物検索サービスのデータ更新日から6ヶ月以

前の日が拾得物の日付で表示されることはない。担当者に質問したところ、警察署担当者の入力誤りがあり、内容確認を担う警察本部会計課においても入力誤りを発見できず公表してしまったとのことである。落とし物検索サービスでは、「落とした日」を期間で抽出できる機能があるが、拾得日が誤って入力された場合、誤った情報が表示されるため、遺失物を発見することができなくなる可能性がある。ヒューマンエラーを防止することを目的に想定されない拾得日の情報が入力された場合、エラーアラートがでるようにシステム改善することが望まれる。

ヒアリング実施日に上記エラーが発見された後、担当課である本部会計課では以下のシステム改修が現行の委託契約の範囲内で実施できることを委託会社に確認し、令和4年1月末を目途に改修を実施するよう依頼済みとのことである。

- (ア) システム登録時に想定されない拾得日が入力された場合、画面上にその旨の 注意喚起を表示する。
- (イ) 本部会計課で確認時に使用するリストの拾得日表示を西暦表示とする。

(2) 落とし物検索サービスの画面表示について(意見)

ア. 結論

表示画面の視認性が悪く、操作に支障がある。

イ. 内容

落とし物検索サービスの検索画面及び検索結果がパソコン画面全体に表示されず、一部のみ表示されるため視認性が悪く操作に支障がある。検索結果は1ページあたり10件であるが、表示画面では3件しか表示されないため、スクロールをしなければ10件確認することができない。使用している0Sの問題なのか原因は不明であるが、使い勝手の良いサービスとするため、視認性の良い表示画面となるよう改修が必要である。また、現在スマートフォン利用者が多いことから、スマートフォン専用のIP画面に切り替わるか確認したところ、スマートフォン専用画面はないとのことであった。栃木県警察独自の遺失物管理システムは令和8年度までの使用予定であることから費用対効果を考慮し、システム改修するか検討することが必要である。

(3) 拾得物及び遺失物の返還状況について

令和2年度の拾得物及び遺失物の返還状況は以下のとおりである。

	拾 得 物		遺失物		物	
	件数(件)	点数(点)	金額(円)	件数(件)	点数(点)	金額(円)
届出	123, 097	253, 132	220, 429, 897	32, 634	113, 077	413, 639, 769
返還	19, 733	136, 183	158, 862, 721	4, 992	19, 882	98, 480, 173
返還率	16.0%	53.8%	72. 1%	15. 3%	17. 5%	23.8%

財布の中に現金、運転免許証、キャッシュカードが入っていた場合、現金は金額、件数は 1件、点数は3点とカウントしているため、件数と点数には差が生じる。 第2. 警察本部運営費 (一般経費 A·投資)

担当部課名 警務課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

警察本部の運営に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	委託料	使用料	合計
予算額	7, 021	22, 176	29, 197
事業費実績	7, 007	22, 176	29, 183
予算差額	14	0	14

(3)令和2年度の取組と実施状況

組織定員管理、昇任管理、退職管理、採用管理、異動管理など職員全ての人事記録を網羅した栃木県警察職員情報システムの適正かつ安定した運用を行っていくため、開発業者であるNECに保守管理体制を確立させ、維持・管理を委託した。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

警察独自の階級制度があること等の理由により、栃木県が使用している職員情報システムの利用は適さないため、栃木県警察独自の職員情報システムを構築し、運用しているとのことである。

使用料の内容は、職員情報システムに必要な機器リース料であり、サーバー、パソコン端末及び周辺機器を長期契約(5年)でリース契約を締結している。

第3. 警察本部運営費 (一般経費 A·消費)

担当部課名 会計課(監査指導)

1. 事業概要

(1)事業の内容

職員が転任や採用に伴う移転のため、旅行する場合や住所又は居所を移転する場合に、 その状況に応じて赴任旅費(出頭旅費、移転料、着後手当、扶養親族移転料)が支給され る旅費。

(2)令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区 分	旅費
予算額	53, 753
事業費実績	44, 132
予算差額	9, 621

(3)令和2年度の実施状況

・赴任旅費実績 本部所属 12,766,304 円警察署 31,365,686 円

内訳

定期異動 …年3回赴任旅費支給割合 約33%初任科配置…一般職含め年4回" 約88%新規採用等…年2回" 100%

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当事業は主に引越費用の負担である。転任や新規採用により引越しをする場合、実費を負担するわけではなく、職員等の旅費に関する条例に基づき算定した金額を支給する。具体的には、職務区分、旧在勤地から新在勤地までの移転距離及び扶養親族の人数等に基づき金額を算定する。サンプルチェックとして2名分の赴任旅費確認を行った結果、職員等の旅費に関する条例等に基づき適切に算定されていることを確認した。

転任や新規採用により勤務地が変わる場合、引越し先の要件があるか担当者に質問を行ったところ、以下の回答があった。警察官は緊急性の要する事象が発生した場合、早急に駆けつける必要があることから、原則管轄区域内に居住するが、運用により通勤時時間が 60 分以内の管轄区域外に住所を有する職員で、あらかじめ所属長の承認を得れば管轄区域外での居住も可能である。なお、出頭旅費とは、辞令を受ける日の旅費(旧在勤地から新在勤地)である。

第4. 警察本部運営費 (一般経費 A·消費)

担当部課名 地域部地域課

1. 事業概要

(1)事業の内容

駐在所施設に居住し、日常的に警察業務に貢献している駐在所勤務員の家族、又 は駐在所勤務員に対する報償費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	報償費
予算額	141, 101
事業費実績	141, 082
予算差額	19

(3)令和2年度の取組と実施状況

「駐在所報償費支給要綱」に基づき、駐在所施設に同居する協力家族に対して駐在所家族報償費(71,000円/月)を支給、地域住民との接遇に要する費用の自己負担分として駐在所公衆接遇報償費(4,000円/月)を支給した。

令和2年度の県内の駐在所数 175 駐在所

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に 指摘すべき事項はなかった。

(ア) 支給対象者について

駐在所報償費支給要綱では、駐在所家族報償費の支給対象を駐在所の施設に居住する警察官の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、親族等(18 歳未満の者を除く。)のうち、通勤を伴う職に就いておらず、常態として勤務員に協力する立場にある者(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第70条の2に基づく育児休業手当金又は同法第70条の3に基づく介護休業手当金を受給している警察職員を除く。)としている。すなわち、パートタイマーである配偶者、大学生の子供等は支給対象外となる。

(イ) 支給対象者の要件確認について

警察署の地域課長は支給対象者の要件を満たしているかを確認し、駐在所報 償費支給対象者認定簿に所定の事項を記載し警察署長へ提出することにより支 給対象者として認定を受ける。また、警察署の地域課長は、毎月支給対象者が 支給基準を満たしていることを確認し、駐在所報償費支給基準該当者報告書を 作成して警察署長に報告することにより、支給対象者へ報償費が支払われる。 地域課長が具体的にどのような方法で支給対象者が要件を満たしているのか確 認しているか質問したところ、毎月駐在所へ抜き打ちで訪問した際支給対象者 が在宅していることや駐在所勤務員との会話を通じ、駐在所に居住しているこ とや通勤を伴う職に就いていないか確認すると回答を得た。従って、支給対象 者から通勤を伴う職に就いていないといったことを確認する誓約書等の書面提 出は求められていない。

第5. 警察本部運営費 (一般経費 A·消費)

担当部課名 警務課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

警察官の職務に協力援助した者に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	災害補償費	合計
予算額	7, 671	7, 671
事業費実績	7, 671	7, 671
予算差額	0	0

(3)令和2年度の取組と実施状況

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定に基づき、警察官の職務に協力援助して死亡した者の遺族に対し、遺族給付年金の支払を行った。

令和2年4月1日現在受給者数 3名

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当制度は、警察官以外の者が職務によらないで警察官の職務に援助協力し、現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助に当たり、又は人命の救助に当たり、そのために負傷し、疾病にかかり、障害となり、又は死亡した場合に、法律に基づき療養給付、障害給付、休業給付若しくは遺族給付等が行われるものである。

令和2年度の支給実績は、過年度協力援助により死亡した者の遺族に対する遺族給付のみで新規の支給対象者はいなかった。遺族給付については、毎年遺族の現況報告書及び戸籍謄本を提出してもらい受給資格の有無の確認を行っている。なお、令和2年度分につき、遺族の現況報告書の提出の有無及び受給資格の確認を行った結果、問題ないことを確認した。

第6. 警察本部運営費(一般経費 A·消費)

担当部課名 刑事総務課

- 1. 事業概要
- (1) 事業の内容

重要犯罪捜査支援システム関係

(2)令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	重要犯罪捜査支	重要犯罪捜査支	合計
	援システム中央	援システム路上	
	装置保守委託	装置保守委託	
	(既設分)	(既設分)	
予算額	5, 411	6, 982	12, 393
事業費実績	5, 410	6, 964	12, 374
予算差額	1	18	19

(3)令和2年度の取組と実施状況

重要犯罪捜査支援システムでは、中央装置及び路上装置を回線接続することにより、手配車両の情報と通過車両の情報を照合するため、機器の性能維持に努め、警察活動の効率化を推進した。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特

に指摘すべき事項はなかった。

重要犯罪捜査支援システムとは、県内の主要幹線道路に重要犯罪捜査支援システム路上装置を整備し、データを警察本部へ送信することにより、盗難車両や行方不明者の捜索、重要犯罪の捜査に活用するシステムである。

当事業は、平成19年度に設置、運用開始したシステム既設分である。なお、第7. 警察本部運営費(政策経費B・消費)に重要犯罪捜査支援システム中央装置保守管理委託(増強分)及び重要犯罪捜査支援システム路上装置保守委託(増強分)があるが、これは平成24年度に設置、運用開始したシステム分である。令和3年3月から新システム(第8. 警察本部運営費(指定事業・増減大)参照)へ移行予定であったことから、既設分及び増強分とも令和3年2月までの11か月分の保守委託料となっている。

第7. 警察本部運営費(政策経費 B·消費)

担当部課名 刑事総務課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

重要犯罪捜査支援システム (増強分)

(2)令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	重要犯罪捜査	重要犯罪捜査	搭載柱点検委	合計
	支援システム	支援システム	託	
	中央装置保守	路上装置保守		
	管理委託	委託		
	(増強分)	(増強分)		
予算額	4, 819	6, 219	3, 773	14, 811
事業費実績	4, 818	6, 203	3, 476	14, 497
予算差額	1	16	297	314

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

ア 重要犯罪捜査支援システム中央装置・路上装置保守委託

本システムは、中央装置及び路上装置を回線接続することにより、手配車両の情報と通過車両の情報を照合するため、機器の性能維持に努め、警察活動の効率化を推進した。

イ 搭載柱点検委託

通信機器搭載柱は、路上装置を設置するため、平成10年、11年、13年度に整備した。主に、主要国道等に整備された搭載柱であり、これまで、業者による点検整備が

行われていなかったことから、安全性を確認するため実施した。その結果、ボルトの 緩みや部材のずれなどが確認され、増し締め等を行い安全性の向上を図った。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に 指摘すべき事項はなかった。

搭載柱点検委託は、令和元年度から令和3年度の3カ年にわたり実施する予定であり、主に設置年度の古い順から優先して点検を実施していることを確認した。

第8. 警察本部運営費(指定事業・増減大)

担当部課名 刑事総務課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

重要犯罪捜査支援システム等の更新整備

(2)令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	重要犯罪捜査支	合計
	援システムリー	
	ス料	
予算額	36, 113	36, 113
事業費実績	0	0
予算差額	36, 113	36, 113

(3)令和2年度の取組と実施状況

重要犯罪捜査支援システムを適正な価格で安定運用するためには、一般競争入札により業者を選定することが最善であることから、システムの一括更新を行い、中央装置及び路上装置の保守、点検等も併せて実施することとした。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

県内の主要幹線道路に重要犯罪捜査支援システム路上装置を整備しており、データは警察本部に送信され、盗難車両や行方不明者の捜索、需要犯罪の捜査に役立てている。従前は、中央装置及び路上装置を購入し毎年保守委託料を支払っていたが、予算の平準化等を目的として購入からリース契約へ変更を行っている。当初計画では、令和3年3月1日から新システムでの運用を開始予定であったが、新システム(リース)の納入が遅延し、運用開始は令和3年4月1日からとなった。従って、予算計上された1ヶ月分のリース料36,113千円の支払は行われなかったため、令和3年度の実績額はゼロとなった。なお、令和3年3月1日から3月31日の1か月間は、旧システムを利用し問題なく運用していたとのことである。

第9. 警察本部運営費 (一般経費 B・消費)

担当部課名 警務部県民広報相談課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

犯罪被害者等に対する経済的支援に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	報償費	需用費	役務費	合計
予算額	218	145	74	437
事業費実績	65	145	54	264
予算差額	153	0	20	173

(3)令和2年度の取組と実施状況

犯罪被害者等は、命を奪われる、怪我をするなどの直接的な被害だけではなく、事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮、周囲の人々の無責任なうわさ話等、被害後に生じる様々な問題に苦しめられる。

警察では、一定の犯罪に対する診断書料や初診料等、死体検案書料、カウンセリング 費用、司法解剖遺体の搬送経費を公費で負担するとともに、司法解剖遺体を修復するた めの消耗品を整備し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている。

ア 報償費

・精神科医等の支援謝金

犯罪被害者等に対するカウンセリング費用を公費で負担する。令和 2 年度中 0

件。

イ 需用費

・司法解剖時の遺体修復用消耗品司法解剖遺体を修復するための消耗品(包帯、手袋等)を購入。

ウ 役務費

•司法解剖時遺体搬送料

司法解剖遺体をご遺族が希望する搬送先(自宅、斎場等)に搬送する。令和2年度中20件。

エ 報償費及び役務費

- * 診断書料等については、被害者、あるいは、医療機関、それぞれに支払うことができるようにしているため、報償費と役務費に同じ項目がある。
- ・性犯罪被害者診断書料 性犯罪被害者から提出を受けた診断書の費用を公費で負担する。令和2年度中2 件。
- ・犯罪被害者死体検案書料 遺族から提出を受けた死体検案書の費用を公費で負担する。令和2年度中0件。
- ・性犯罪被害者初診料等 性犯罪被害者が医療機関を受診した際の初診料等を公費で負担する。令和 2 年 度中 6 件。
- ・傷害等事件被害者診断書料 被害者から提出を受けた診断書の費用を公費で負担する。令和2年度中12件。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(ア) 精神科医等への支援謝金について

当事業は犯罪被害者等の経済的及び精神的負担を軽減することを目的としている。 上記「(3) 令和2年度の取組と実施状況 ア報償費 精神科医等の支援謝金」の実績が令和2年度は0件となっている。これは栃木県警察において犯罪被害者等に対してカウンセリングが一度も実施されていないということを意味するものではない。栃木県警察においては、警務部県民広報相談課(犯罪被害者支援室)に所属する心理士がカウンセリングを実施している。また、被害者の同意を得ることにより(公社)被害者支援センターとちぎへ事件概要を伝達し、同法人にてカウンセリングが実施される こともある。令和2年度は、警務部県民広報相談課に所属する心理士等が実施したカウンセリングで足りたことから精神科医の利用はなかったとのことである。

(イ) 犯罪被害者死体検案書料について

上記「(3) 令和2年度の取組と実施状況 工報償費及び役務費 犯罪被害者死体検案書料」の実績も令和2年度の実績が0件となっている。死体検案書は原本ではなく写しでの提出も認めており、遺族が市役所提出用等に取得するため、写しを栃木県警察へ提出していることから実績は0件である。利用制限や周知不十分であったということではないとのことである。

(ウ) 司法解剖時遺体搬送料について

司法解剖時遺体搬送料は、単価契約であり見積り合わせにより業者を選定している。 仕様書において、霊きゅう車等業務車両の利用、2名以上での作業、浴衣、納体袋等 消耗品は業者負担であることが記載されている。県内の司法解剖は、自治医大又は獨 協大学で実施されており、ここから遺族の指定先(県外への搬送の場合には県内の搬 送分のみ負担し、県外の搬送分は自己負担となる)へ搬送される。1度の搬送には移 動時間、搬送準備時間等を考慮すると数時間要すると思われるが、令和2年度におい て契約された単価は、仮に移動時間及び作業時間が1時間としても人件費(最低賃金) にも満たない金額であり経済合理性のない価格である。令和2年度では、他に2社見 積りをとっているが、他社と比較しても異常な低価格である。他社と比較し異常な低 価格であったことから、工事の入札における最低制限価格の有無や特別に検討(相手 先の財務数値の確認等)することがあるのか質問を行った。栃木県警察の担当による と、最低制限価格はなく、仕様書に基づき見積り合わせを実施しているので、特別に 検討することなないと回答があった。また、ボランティアの要素もあり低価格で見積 りを提示してくれたのはではないかとのことである。

第10. 留置人関係経費 (一般経費 A・消費) 担当部課名 警務部留置管理課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容 被留置人に要する経費
- (2)令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	報償費	食糧費	消耗品費	手数料	委託料	使用料及	合計
						び賃借料	
予算額	6, 980	63, 592	2, 604	760	33, 219	4, 510	111, 665
事業費実績	6, 952	63, 400	2, 586	742	32, 980	4, 495	111, 155
予算差額	28	192	18	18	239	15	510

(3)令和2年度の取組と実施状況

報償費~警察嘱託医謝金、被留置者健康診断謝金、留置主任官等会議講師謝金、外 国人被留置者通訳謝金

> 健康診断は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律並びに 警察医の嘱託等に関する訓令に定められており、1回目の健康診断に限 り、一人当たり2,500円を支給している。

• 食糧費~被留置者食糧経費

被留置者1食当たりの食事の額は、栃木県警察本部長訓令の中で405円 と規定されている。

- ・ 消耗品費~留置施設における応急薬品類、日常生活用品、災害対策用非常食、感染症対策用品等経費
- 手数料~洗濯機等廃棄処分費
- 委託料~被留置者診療費

被留置者に対して行う月2回の健康診断時に診察及び治療行為等の医療行為、診療護送等で受けた診療に要する経費。

・ 使用料及び賃借料~被留置者用寝具リース

被留置者用寝具は、敷き布団、掛け布団、枕、毛布、寝具カバーを基本に貸与しており、洗濯又は乾燥は定期的に実施している。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特

に指摘すべき事項はなかった。

現在県内の 13 警察署内に常設の留置場、1 警察署内に非常設の留置場を有している。留置場には、留置業専任の警察官の配置が必要であり、留置人が少ない場合費用対効果が低いことから、犯罪件数が少ない警察署においては留置場を設置していない。 県内の留置場の最大収用数は約 350 名であり、令和 2 年度において 1 日の平均留置人数は 120 名から 140 名程度であるとのこと。

新聞等で報道されたように県内の留置場においても新型コロナウイルス感染者が 発生している。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の対応を担当者に質問を行った。新型コロナウイルス感染症対策、陽性者対策は、保健福祉センターと協議し、指示に従っている。具体的には、留置場内に新型コロナウイルス感染症陽性者専用の部屋を設けた警察署もある。また、陽性者が出た場合、陽性者専用の部屋を設置している警察署に移送することは感染増加リスクを伴うため、留置場間の移送は実施していないとのことである。

第11. 警察行政促進助成費

担当部課名 警務部県民広報相談課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

(公社)被害者支援センターとちぎの支援事業に対する補助

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	負担金、補助金	合計
	及び交付金	
予算額	4, 000	4,000
事業費実績	4,000	4,000
予算差額	0	0

(3)令和2年度の取組と実施状況

(公社)被害者支援センターとちぎは、平成17年に設立され、平成21年に栃木県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた団体であり、平成22年に公益社団法人の認定を受けている。

犯罪被害者等早期援助団体とは、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的と

しない法人であって、その事業を行うものとして公安委員会から指定を受けた団体をいい、具体的事業として、犯罪被害者等に関する相談への対応、犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発活動等を実施している。

ア 被害者支援センターとちぎ支援事業費補助金

被害者支援センターとちぎの事業のうち、相談事業、広報・啓発事業、養成・研修等 事業について助成をしている。

なお、同団体の収入は、主に、会費や寄附金、補助金、市町村負担金からなっている。 令和2年度決算 収入 21,025,685円

支出 20,738,133 円

事業費 15, 235, 934 円 (うち補助対象事業 14, 948, 433 円)

管理費 5,502,199 円

令和2年度相談受理件数 262件

2. 監査の結果

(1) 実績報告の情報不足について(意見)

ア. 結論

実績報告の際、活動報告に関する情報が不足している。

イ. 内容

(公社)被害者支援センターとちぎは3月決算であることから栃木県警察の都合上 実績報告は2度実施される。1度目は令和3年3月31日付で決算作業前の(仮)収支 計算書(着地見込)を添付した実績報告書が提出され、2度目は定時総会終了後に確 定した収支計算書を添付した実績報告書が令和3年5月31日付で提出された(定時 総会の開催は令和3年5月28日)。栃木県警察では実績報告書及び添付資料である収 支計算書を回議書にて回覧、承認が行われている。確かに収支計算書において事業費 の科目に実績数値があれば交付目的である相談事業、広報・啓発事業及び養成・研修 等事業関連の支出があったことを確認できる。しかし、1度目の実績報告時点では収 支計算書のみで同センターが1年間に実施した具体的な活動は把握することはでき ない。金額のみの形式基準だけで活動内容を確認するのは不十分である。警察費補助 金交付要領の交付の目的に合致した具体的な活動が実施されていることを確認する ため、具体的な活動記録を記載した事業報告書等を添付資料として求め、回覧、承認 する体制を整えることを検討することが必要である。

なお、(公社) 栃木県防犯協会及び(公財) 栃木県暴力追放県民センターに対して も補助金を支給しているが、両法人とも1度目の実績報告の際にも事業報告書も添付 されており、栃木県警察では事業報告書により1年間の具体的な活動内容を把握し、 回議書の承認を行っている。

第12. 警察行政促進助成費

担当部課名 生活安全企画課

1. 事業概要

(1)事業の内容

公益社団法人栃木県防犯協会の各種事業に対する補助金

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	防犯活動費補	幼児誘拐防止	合計
	助金	巡回指導事業	
		費補助金	
予算額	892	6, 816	7, 708
事業費実績	892	6, 816	7, 708
予算差額	0	0	0

(3)令和2年度の取組と実施状況

ア防犯活動費

県民に身近な犯罪の被害防止対策として、子ども・女性の被害防止、特殊詐欺被 害防止をはじめとしたリーフレットやチラシの作成・配布のほか、防犯功労者に対 する表彰等を実施。

【令和2年度実績】

・各種チラシ・ポスター作製・配布5種 45,600 枚・各種グッズ作成配布7種 9,100 個・表彰 防犯功労者・功労団体30名、29 団体功労ボランティア団体48 団体

優良防犯連絡所佐良防犯連絡所佐恵防犯ポスター、地域安全マップ入選者47 箇所

イ 幼児誘拐防止巡回指導事業費

幼稚園・保育園を対象に、映画・ビデオ・パネルシアター・腹話術・玩具等を利用した誘拐防止巡回指導を実施。

【令和2年実績】

・巡回指導幼稚園・保育園等 142 か所

対象園児・保護者等 21,383 人

2. 監査の結果

(1)事業費実績額の報告について(指摘事項)

ア. 結論

事業費実績額の報告が適切に行われていない。

イ. 内容

令和3年3月31日付で(仮)実績報告書が提出され、令和3年5月の定時総会後に正式な実績報告書が提出されている。しかし、それぞれで提出された(仮)収支計算書、収支計算書を確認すると各支出項目の実績数字が予算額と全て同額であり、予算と実績額の差額である残額がゼロとなっている。本来実績報告の収支計算書において補助金の金額が適切であったことを確認することが目的の一つと考えるのであれば、事業費の実績額と補助金額を比較することが必要である。従って今後実績額(3月末時点では着地見込)により報告を求めることが必要である。

なお、当事業における2つの補助金の金額は知事が定めるとされており具体的な計算基準はなく、事業計画書及び収支予算書に基づき、事業を審査したうえで決定している。

第13. 警察行政促進助成費

担当部課名 組織犯罪対策第一課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

公益財団法人栃木県暴力追放県民センター補助金

(2) 令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	補助金	合計
予算額	14, 256	14, 256
事業費実績	14, 256	14, 256
予算差額	0	0

(3)令和2年度の取組と実施状況

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的に設立された公益財団法人栃木県暴力追放県民センターに対し、栃木県補助金等交付規則及び警察費補助金交付要領に基づき、以下の事業全般に対する補助金を交付した。

- 1 犯罪被害者に対する救済事業
 - ex. 暴力団関係相談受理件数 321件
- 2 暴力団員の排除を行う組織への支援事業
 - ex. 企業・暴排団体への講師派遣 11回
- 3 少年及び離脱希望者に対する支援事業

ex. 高校卒業生に対する暴力団加入防止リーフレット配布 88校 17,591人

- 4 広報啓発及び調査研究事業
 - ex. 企業防衛セミナーの開催 (10/25・約 150 人参加)

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

平成4年7月に暴力団対策法に基づき栃木県公安委員会から暴力追放運動推進センターに指定され、平成22年10月より公益財団法人栃木県暴力追放県民センター(以下、暴追センター)として活動を行っている。

(ア)補助金の金額について

暴追センターは、他の公益法人同様基本財産等の運用収益、賛助会員からの会費、 寄附金、業務委託により収入を得ているが、これらの自助努力のみの収入では費用を 賄えないことから不足相当見込分を栃木県警察が補助金として支給している。当法人 は栃木県警察と密接不可分の関係性であることから、不足相当見込分を補助金として 支給することは妥当であると考えられる。なお、当然のことながら栃木県警察の予算 は限られているため、暴追センターに事業の見直しを依頼し、経費の削減を図ってい る。よって、設立当初から段階的に補助金の金額は減少している。

(イ)役割分担について

暴追センターが実施している暴力団関係相談は本来警察が実施すべきと思われる ことから、暴追センターが相談業務を実施する理由、警察と暴追センターの業務の役割分担について質問を行ったところ、以下の回答があった。

暴追センターは暴対法第32条の3の規定に基づき、暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずる、いわゆる相談事業を行うこととされています。

その背景には、暴力団の資金獲得犯罪が時代とともに多様化し、行政対象暴力、企業対象暴力を始めとした民事介入暴力事案が増加したことにより、警察活動では対応が困難な民事案件への対応のため、弁護士等の専門的知識経験を有する相談員(暴力追放相談委員)を置く民間相談機関が必要とされたことにあります。

この趣旨からすると、刑法犯罪に該当する相談は警察、犯罪に至らない民事案件の相談は暴追センターという住み分けとなりますが、相談受理段階で境目がはっきりしない事案も多々あるため、警察と暴追センター(弁護士を含む)が緊密に連携し、事案によっては、刑事・民事双方で対処(事件検挙と被害回復訴訟等)する場合もあります。

なお、相談事業の一類型である暴力団情報の提供は、警察・暴追センターとも、事 案に応じて一定の要件を満たした場合において、必要な限度で対応していますが、企 業と協力関係が構築されている暴追センターの方が相談頻度が高い実態にあります。

第14. 情報管理推進経費 (一般経費 A·投資)

情報管理推進経費(一般経費 B·消費)

情報管理推進経費(政策経費B·投資)

担当部課名 警務部県民広報相談課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

栃木県警察文書管理システムの機器賃貸借料及び運用・保守業務委託料

(2)令和2年度予算額と事業費実績

情報管理推進経費(一般経費 A·投資)

(単位:千円)

区分	使用料及び賃	合計
	貸借料	
予算額	11, 178	11, 178
事業費実績	11, 178	11, 178
予算差額	0	0

情報管理推進経費 (一般経費 B·消費)

(単位:千円)

区分	需用費	委託料	合計
予算額	10	1, 274	1, 284
事業費実績	4	1, 274	1, 278
予算差額	6	0	6

情報管理推進経費(政策経費B·投資)

区分	使用料及び賃	合計
	貸借料	
予算額	12,000	12,000
事業費実績	12,000	12,000
予算差額	0	0

本県警察における文書を電子データとして発出、収受、保存、廃棄までの処理を統合的に管理している。

運用・保守委託業務として計27件依頼、処置。主な内容としては下記のとおり。

- ・ 組織改変や業務替えに付随した基本データ調整
- プログラムエラーの保守
- 人為的誤作動の保守

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

文書管理システムは、通達、事務連絡等所属長が発出する文書を管理するシステムである。発出部署が文書管理システムにより文書を発出し、各部署で収受、紙に出力し部署内で供覧する。データは保管され、保管期限を経過すると破棄を行う。文書管理システムは栃木県警察独自のシステムである。県に類似する文書管理システムがある場合、共同利用した方が栃木県全体ではコストダウンが図れるのではないかと疑問が生じたため、栃木県警察独自の文書管理システムを構築、運用している理由について質問を行った。県と栃木県警察は別組織であることからセキュリティ面で同システムを使用することには問題があること、県と栃木県警察では文書取扱規程が異なるため仕様を同一にはできないことから共同利用は適さない。よって、栃木県警察独自の文書管理システムを構築、運用しているとの回答があった。

第15. 情報管理推進経費 (一般経費B·消費)

担当部課名 県民広報相談課

1. 事業概要

(1)事業の内容

県警ホームページ更新経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

区分	委託料
予算額	1, 441
事業費実績	1, 441
予算差額	0

県警ホームページの更新作業には、専門的知識が必要だったため、同作業の業務委託 を行っていたもの。

令和3年2月に、県のホームページシステムに県警ホームページを組み込んだため、 2月以降の業務委託については不要となったもの。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

令和3年2月に県のホームページに栃木県警察のホームページを組み込んだ理由は 以下のとおり。

- (ア) HTML 形式から CMS 形式変更によるセキュリティ向上。
- (イ) CMS 形式変更により、警察職員が直接 HP の更新を行える。
- (ウ) 共同利用による栃木県警察側でのランニングコスト減少。

なお、県は平成 19 年 2 月に CMS 形式を導入、同年 7 月に CMS 形式での公開に切り替えている。平成 19 年時点では、栃木県警察ホームページは外部委託によるオリジナルサイトであり、デザインの変更ができず、そのままの形で HTML 形式から CMS 形式への移行が困難であったため、県と同時に CMS 形式への移行は実施されなかったとのことである。

第16. 情報管理推進経費(一般経費 A·消費)

担当部課名 警務部情報管理課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績

項目	需用費	役務費	使用料及び賃借料	合計
予算額	10	22, 692	8,632	31, 334
事業費実績	0	20, 995	8,632	29, 627
予算差額	10	1, 697	0	1,707

栃木県警察の基盤を支えるネットワークは新型コロナウイルス感染症対策として重要なインフラであり、会議・教養等の映像配信の活用に不可欠な通信回線の増速化を図る等整備の強化を行った。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(ア) 新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費関係の事業について 第 16. 情報管理推進経費(一般経費 A・消費)、第 17. 情報管理推進経費(一般経費 A・ 投資)、第 18. 情報管理推進経費(一般経費 B・消費)、第 19. 情報管理推進経費(政策経費 B・投資)及び第 20. 情報管理推進経費(政策経費 B・消費)では共通事業も多いこと から、共通事項に関しては当事業にて記載を行う。

情報管理推進経費の主なものは、ネットワーク専用回線使用料、パソコン及びサーバー等機器リース料、トナーカートリッジ等消耗品である。

(イ) パソコンについて

現在パソコンの台数は特定のシステム専用にリースしているパソコンも含め約3,100台である。職員数は約3,900名(行政職含む)であり、1人に1台支給されていない状況である。3交替制の交番勤務者は1人1台ではなく共有で使用しており、コスト削減を図っている。なお、タブレットは未導入であるが、現在警察庁でタブレットの導入を検討しているとのことである。

(ウ) サーバーについて

サーバーのデータにつき、外部サーバーへのバックアップは行っていないとのことであった。機密性が高いことから警察庁の指示により外部サーバーへのバックアップは許可されていないが、有事の際を考慮し警察庁で閉域網内にバックアップセンターの導入について検討していると聞いているとのことである。

第17. 情報管理推進経費(一般経費A・投資)

担当部課名 警務部情報管理課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

項目	需用費	役務費	使用料及び賃借料	合計
予算額	82	2, 049	195, 848	197, 979
事業費実績	82	2,049	194, 531	196, 662
予算差額	0	0	1, 317	1, 317

(3)令和2年度の取組と実施状況

パソコンの整備は、効率的な業務システム、連絡手段の活用に不可欠であり、迅速な 事件・事故への対応、県民への行政サービスにとって最も重要なインフラである。栃木 県警察のパソコンはリース契約で整備されており、限られた予算の中で性能を維持しつ つ生体認証を導入する等、セキュリティの強化を図った。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

経費削減を目的として、プリンタのトナーカートリッジは、リサイクルカートリッジを購入している。

なお、その他のコメントは第16. 情報管理推進経費(一般経費 A・消費)参照。

第18. 情報管理推進経費 (一般経費 B・消費)

担当部課名 警務部情報管理課

1. 事業概要

(1)事業の内容

新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績

項目	需用費	負担金補助及び交付金	合計
予算額	10, 896	460	11, 356
事業費実績	10, 846	0	10, 846
予算差額	50	460	510

パソコンを活用する上で必要なプリンタトナー等の調達、破損したパソコン及びその 周辺機器の修繕等を迅速に実施するとともに、予算の節約に努めている。負担金では開 発技術の向上のために予定していた外部講習等を新型コロナウイルスの影響により受 講することができなかった。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、その他のコメントは第16. 情報管理推進経費(一般経費 A・消費)参照。

第19. 情報管理推進経費(政策経費 B·投資)

担当部課名 警務部情報管理課

1. 事業概要

(1)事業の内容

新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

項目	使用料及び賃借料	合計
予算額	72, 890	72, 890
事業費実績	71, 219	71, 219
予算差額	1,671	1,671

(3)令和2年度の取組と実施状況

パソコンの整備は、効率的な業務システム、連絡手段の活用に不可欠であり、迅速な事件・事故への対応、県民への行政サービスにとって最も重要なインフラである。栃木県警察のパソコンはリース契約で整備されており、限られた予算の中で性能を維持しつつ生体認証を導入する等、セキュリティの強化を図った。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、その他のコメントは第16. 情報管理推進経費(一般経費 A・消費)参照。

第20. 情報管理推進経費(政策経費B·消費)

担当部課名 警務部情報管理課

1. 事業概要

(1)事業の内容

新情報通信ネットワークシステム等の整備に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

項目	役務費	合計
予算額	29,004	29,004
事業費実績	23, 439	23, 439
予算差額	5, 565	5, 565

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

栃木県警察の基盤を支えるネットワークは新型コロナウイルス感染症対策として重要なインフラであり、会議・教養等の映像配信の活用に不可欠な通信回線の増速化を図る等整備の強化を行った。

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、その他のコメントは第16. 情報管理推進経費(一般経費 A・消費)参照。

第21. 警察本部管理人件費(政策経費 A) 担当部課名 総務課

1. 事業概要

(1)事業の内容

警察署協議会の運営に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	報酬	合計
予算額	1, 427	1, 427
事業費実績	1, 336	1, 336
予算差額	91	91

(3)令和2年度の取組と実施状況

警察署協議会の開催回数や時期等については、協議会会長が警察署長と協議の上、決定して協議会を招集している。協議会の開催回数については、それぞれの協議会において、 警察署の業務運営に支障を及ぼさない程度に実施することとしているが、令和2年度は、 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各警察署の実情に応じて開催した。

2. 監査の結果

(1)警察署協議会の開催方法について (意見)

ア. 結論

集合開催が困難な事態が継続する場合、リモート開催を検討する必要がある。

イ. 内容

警察署協議会は、「警察刷新に関する緊急提言」において、警察は、犯罪予防、関係機関との連携、犯罪被害者支援方策等に関して、住民の生の声を十分に理解しなければならず、また、その活動は住民により支持、協力がなされねばならないとの提言を受けたことにより平成13年に設置された。

栃木県警察では、全 19 警察署ごとに警察署協議会を設置しており、住民の代表者 等で構成される警察署協議会の委員は令和 2 年 12 月現在 185 名となっている。

運営は栃木県警察署協議会条例、栃木県警察署協議会規則及び栃木県警察署協議会 規程に基づき実施されるが、最低開催回数は規定されていない。栃木県警察としては、 警察署協議会ごとに年3回の開催を目安としている。しかしながら、令和2年度は新 型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数がゼロ又は1回となっている。

協議会をリモートで開催しないのか担当者に質問したところ、セキュリティの問題や、委員は20歳台から80歳台と年齢の幅が大きく機器の準備及び利用環境等の課題

があることから現時点ではリモートでの協議会開催は困難であると回答を得た。世間 一般ではリモート会議が普及していることや、当協議会の重要性を考慮し、リモート 会議が実施できる環境を整えられるよう検討及び対策を講じることが望まれる。

(2) 各警察署協議会の情報共有について (意見)

ア. 結論

栃木県警察内において警察署協議会の情報共有をすることが望まれる。

イ. 内容

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催回数は減少しているが、従来毎年57回程度開催(19警察署協議会×3回)している。重複している議題もあると推測されるが少なくとも延べ57議題程度協議されていることになる。地域住民から提議された貴重な議題が数多くあることから、各警察署協議会の枠を超え、栃木県警察本部及び栃木県内全警察署に警察署協議会の情報が共有されていることが有益と考えられる。よって、警察署協議会の情報が共有されているのか質問を行った。各警察署長から提出された議事録等は、管理を行っている警察本部警務部総務課を経て警察本部長に回覧されるのみで、ほかの警察署や議題に関係する栃木県警察本部の各部署には回覧されていないと回答があった。同じ課題を抱えている地区もあると推測されることから有益な情報は栃木県警察内において情報共有されることが望まれる。

(3)警察署協議会の情報開示について(意見)

ア. 結論

警察署協議会の詳細情報を開示することが望まれる。

イ. 内容

警察署協議会にて議論された内容について、栃木県警察のホームページや刊行物にて公表されているか質問を行ったところ、栃木県警察のホームページでは、開催日時、場所、参加者、諮問事項、提言事項等は公表しているが、詳細は公表していないと回答があった。

栃木県警察のホームページでは、警察署協議会設置目的について、「警察署協議会は、警察署長の諮問機関であり、警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について住民を代表する委員から意見を聴くための機関です。つまり、「県民のためにある警察」になるために設けられたものです。」と記載されている。この目的に沿えば、住民を代表する委員の意見及びこれに対する栃木県警察の意見の詳細をホームページ等で公表し、県民に共有することが有益と考える。情報の機密性や個人情報等の問題もあり、公表できる内容は限定的になると思われるが、可能な限り情報公開することが望まれる。

(4)協議会出席者への報酬について

警察署協議会へ出席した委員には、1回あたり 10,350 円支給している。警察署協議会委員の報酬は、「非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則」において「上記以外の非常勤職員 日額 10,350 円以内で任命権者で定める額」に該当するとして、最大額の 10,350 円支給している。栃木県警察ホームページでは警察署協議会の過去の開催概要が記載されており、基本的に会議は 1.5 時間から 2 時間程度である。単純に支給金額を会議時間の 2 時間で割り返すと時給 5,175 円となる。会議時間のみで時給換算した場合、高額な時給であることから、「非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則」において定めた最大金額で支給している理由を質問したところ、栃木県警察の担当者から以下の回答があった。

警察署協議会とは、その地域を代表する有識者が警察と住民間で共通の問題意識を共有するために必要な意見や提言を行うものです。会議のほかにも警察本部等への視察を行うなど警察の業務運営への理解と協力を得る活動をしています。また、会議自体は2時間程度でありますが、委員は何の準備もなく会議に臨んでいるわけではなく、日常生活の場において警察に対する意見や提言の準備であったり、示された諮問事項について調べるなどの取組を行いながら協議会に出席しています。

報酬については、知事部局において一般職の職員の給与改定に準じて非常勤職員の報酬額が見直され、「非常勤職員の報酬及び費用に関する条例」が改正される度に、警察署協議会の規定も所要の改正をその都度実施しており、情勢に応じた適正な報酬額に変動しています。近隣県警の報酬との比較としては、関東管区内(関東+新潟、長野、山梨、静岡)の11 都県の平均が11,077 円であり、開催回数・開催時間についても本県とは大差がなく、その額と比較しても本県の報酬額は適正であると考えます。なお、時間数による支給基準はなく、日額で支給することとなっています。

第22. 警察本部管理経費 (一般経費 A·消費)

担当部課名 会計課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

庁用経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

	需用費	役務費		
区分	印刷製本費	通信運搬費	手数料	委託料
予算額	2, 550	4, 129	2, 716	650
事業費実績	2, 547	3, 960	2, 248	646
予算差額	3	169	468	4

• 印刷製本費

拾得届出用紙、拾得用現金収納袋、拾得用荷札、人当分名入り封筒

• 通信運搬費

庁用郵便料、後納郵便料

• 手数料

クリーニング代(応接用)、冷蔵庫リサイクル料、文書裁断手数料

·委託料 本部不用物品廃棄

2. 監査の結果

ア. 結論

特段問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に 指摘すべき事項はなかった。

(ア) 庁用郵便料について

庁用郵便料には、印紙、レターパック及び葉書が含まれる。換金可能性が高い印紙 類等は、県の財務規則に従い印紙類管理簿を用い管理を行っている。毎月月末に使用 状況及び在庫数を出納員及び所属長(本部では県民広報相談課)が確認し、印紙類管 理簿に確認印を押印していることを確認した。

(イ) 文書裁断について

文書裁断手数料は、日々の業務で発生する書類の処分費用ではなく、主に保管期限が到来した簿冊の処分費用である。保管書類の多い本部及び免許センターは年2回、警察署等は年1回文書の破棄を行っている。当業務は、本来入札案件の金額規模であるが、地方自治法施行令第167条の2第1項3号に基づき障害者支援施設等へ依頼することから、随意契約となっており、見積り合わせが省略可能となっている。令和2年度の業者が障害者支援施設等であることを栃木県知事の認定書により確認を行った。

なお、簿冊の管理はファイル基準表を作成して行っている。ファイル基準表には部署名、所属課、簿冊名、保存期間等の情報が記載されるが、各簿冊の冊数は管理できない。毎年簿冊を破棄する際、文書管理システムにより保管期限を経過した一覧表を出力し、簿冊との付け合わせを行い破棄する簿冊を確認している。年1回又は2回の文書破棄の際は、業者が警察本部等に車で裁断機を運搬し、警察職員自身が破棄書類を裁断機に投入し、情報が漏洩しないよう留意しているとのことである。

第23. 警察本部管理経費(一般経費B・消費) 担当部課名 会計課(予算・出納・調度)

1. 事業概要

(1)事業の内容

警察が主催又は共催で行う会議、催事等に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	食糧費
予算額	645
事業費実績	642
予算差額	3

(単位:千円)

	各種会議等開	留置人	取調室	交番・駐在所		
内 訳	催時経費	茶 代	茶 代	連絡協議会	合	計
予算額	59	422	125	39		645
事業費実績	59	421	124	38		642
予算差額	0	1	1	1		3

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

①各種会議等開催時経費

警察官採用口述試験面接官飲料代、県民の警察官選考委員会、警察犬嘱託審査会 実績額 58,774 円=本部 34,535 円+警察署 24,239 円

②留置人茶代

被留置者(留置場内)の飲料用お茶

実績額 420,566 円=本部 43,200 円+警察署 377,366 円

③取調室茶代

被疑者取り調べ時(取調べ室にて)の飲料用お茶

実績額 124, 306 円 (警察署)

④交番・駐在所連絡協議会

交番・駐在所勤務員が地域住民と良好な公衆関係を保持し、住民の理解と協力のも とに管内の実態把握及び警察に対する意見要望を的確に把握するため設置された 協議会。管轄する交番・駐在所単位に設置されている。

実績額 38,376 円 (警察署)

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で多くの会議、研修会等が中止になった ことから各種会議等開催時経費の実績額は少額となった。

第24. 警察本部管理経費 (一般経費 B・消費) 担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1)事業の内容

庁用消耗品に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区 分	消耗品費
予算額	7, 725
事業費実績	7, 390
予算差額	335

内 訳	印刷用	追録・	合 計
		定期刊行物等	
予算額	825	6, 900	7, 725
事業費実績	546	6, 844	7, 390
予算差額	279	56	335

(3)令和2年度の取組と実施状況

・ 印刷用印刷室で使用する用紙類、A4 以外の用紙

・ その他消耗品 加除式図書(追録)、定期刊行物、新聞等

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当事業の印刷用消耗品は、印刷室で使用する用紙類(A4以外の用紙)であり、各部が日常的に使用する用紙類は別事業で予算化されている。なお、A4用紙は、最も使用枚数が多いためスケールメリットによる単価引き下げ等を目的とし、単価契約(入札案件)としており、別事業で予算化されている。

また、当事業のその他消耗品である加除式図書(追録)、定期刊行物、新聞等は警察 本部分のみである。

第25. 警察本部管理経費 (一般経費 B・消費) 担当部課名 会計課 (監査指導)

1. 事業概要

(1)事業の内容

交際費は、一定の幹部が警察行政上又は県の利益のために、部外のものと公の交際を必要とする場合の経費であり、社会通念上妥当とされる範囲内で、かつ最小限の経費をもって支出しているものである。

- ア 支出が認められる職員の範囲
 - · 公安委員会委員
 - 警察本部長
 - 警察署長

イ 執行にあたっての判断基準

(ア) 警察を代表する職としての支出とする 公私の区別を厳格にし、個人としての支出と考えられるものは除く

(イ) 支出の相手方

- ・ 県警察の事務事業と直接かつ密接な関係を有する外部の個人又は団体を原則 とする。
- ・公務員に対しては、本人及び親族に対する香料、見舞金などで、県警察の事務 事業との関連等を十分に勘案し必要最小限の範囲で支出する。
- ・警察職員に対する支出は、対象としない。

(ウ) 支出理由

- ・警察活動上、協力関係や支援関係のある個人又は団体との関係を維持する 上で必要がある場合。
- ・警察活動上密接な関係にある個人又は団体に対し、儀礼を尽くす必要がある場合
- (エ) 儀礼的な範囲内で、社会通念に照らして、交際費の範疇に入るものとする。
- (オ) 必要最小限の適正な金額とする。

ウ 支出項目(使途例)

生花、香料、見舞金、会費(協力団体の総会開催に伴う会費等)、祝金(叙位叙 勲祝賀会等)、雑費(名刺、賀状等)

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区 分	交際費
予算額	840
事業費実績	264
予算差額	576

(3)令和2年度の取組と実施状況

区分	実施基準	実施状況
香料	警察協力者等の葬儀、法令等に対し、社	• 警察協力者葬儀外
	会通念上妥当と認められる範囲内の額	合計 50,000 円
	(本人、配偶者、一親等)を支出する。	
会費	(地域住民等で組織している団体で、会	
	の設立趣旨・運用方針及び会員構成か	• 市防火協会総会会費外
	ら) 警察活動への協力や円滑な運営のた	合計 13,000 円
	めに加入又は参加する必要があると判	
	断されるものについては、その構成員と	
	なり会費等(年会費・参加費)支出する。	
雑費	物品の購入、名刺、賀状の印刷に際し、	• 名刺、年賀状等印刷
	当該必要な額を支出する。	合計 200, 087 円

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

交際費に関しては、栃木県警察で交際費の支出に関する基準を設けており、これに 基づき運用している。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、 協力団体の総会への出席数が大幅に減少したことから、実績額が予算額と比較し僅少 となっている。

第26. 被服調製費 担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1)事業の内容

警察職員の被服調製に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	需用費	役務費	役務費 委託料	
予算額	158, 530	490	180	159, 200
事業費実績	149, 079	223	150	149, 452
予算差額	9, 451	267	30	9, 748

(3)令和2年度の取組と実施状況

新規採用者の制服や特殊被服など、警察活動に必要な被服等を整備した。

2. 監査の結果

(1) 着用済みの制服等の再利用について(意見)

ア. 結論

返却された着用済みの制服等につき、再利用を検討することが望まれる。

イ. 内容

退職や異動により返却された制服等のうち未着用の制服等は、急遽交換が必要な際に備え警務課にて保管する。これに対し、着用済みの制服等は全て破棄しているとの

ことである。他県では着用済みの制服等を再利用しているのか担当者に質問したところ、研修等で再利用している県警もあると聞いていると回答があった。制服等のうち着用回数が少なく支障のない制服等については、エコ等の観点から再利用を検討することが望まれる。

(2)制服等の定期確認について (意見)

ア. 結論

悪用される可能性のある制服等について、定期確認を実施することが望まれる。

イ. 内容

栃木県警察では被服管理システムにて、誰に何を何着付与しているか確認できるが、制服等の定時確認、報告は行っていないとのことである。現状では、仮に紛失していたとしても本人の申告しなければ早期に把握することは困難である。ワッペンが付されている制服等は悪用されると重大な事件につながる可能性もあるため、このような悪用される可能性がある制服等については、定期確認等を実施することが望まれる。なお、制服の内側には名入れしており、手錠や警棒等の重要な物品については個別の番号を付しているとのことである。

第27. 健康管理経費(政策経費 A)

担当部課名 厚生課

1. 事業概要

(1)事業の内容

健康診断の実施に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	手数料	負担金	合計
予算額	29, 079	16, 474	45, 553
事業費実績	29, 079	16, 372	45, 451
予算差額	0	102	102

(3) 令和2年度の取組と実施状況

労働安全衛生法に基づき、事業主に義務付けられている定期健康診断と、人間ドック健康 診断を実施した。

定期健康診断 2,603 人

人間ドック 1,276人 計 3,879人(警察職員の受診率100%)

2. 監査の結果

(1)会計年度任用職員の健康診断受診状況について (意見)

ア. 結論

健康診断受診義務のある職員が受診しているか否かを確認することは、事業の管理 に当たり網羅性の検証として必要であるが、受診義務のある会計年度任用職員につい て、受診状況を確認しておらず、有効性の検証が十分に行われていない。

イ. 内容

労働安全衛生法に基づき、事業主は従業員に対し健康診断を受診させる必要がある。 共済組合に加入している警察職員(警察職及び行政職)については、共済組合から健 康診断の受診結果を受領することから、受診人数を確認することができる。上記(3) 令和2年度の取組と実施状況に記載のとおり、警察職員の健康診断等の受診率は100% である。

栃木県警察の職種は、警察職及び行政職以外に会計年度任用職員(旧非常勤職員)がある(約 160 名)。よって、会計年度任用職員について、健康診断受診の義務があるのか、また、義務がある場合受診状況の結果を確認しているのか、担当者に質問を行った。会計年度任用職員は健康診断受診義務があるが、受診状況まで確認していないとの回答があった。会計年度任用職員は令和2年度から採用された新たな制度であり、従来の非常勤職員制度では健康診断受診義務はない認識であったことから、旧非常勤職員と同様健康診断受診義務はないはずと誤認識し、受診状況を確認していなかったとのことである。

会計年度任用職員に対しても健康診断を受診させる義務があるため、本来栃木県警察では会計年度任用職員の健康診断の受診状況を確認すべきであった。ヒアリング時点で令和2年度の会計年度任用職員の受診状況は把握できていないが、未受診者がいる場合労働安全衛生法違反となる。今後は会計年度任用職員についても健康診断の受診状況を確認し、対象者全員に健康診断を受診させる必要がある。

第28. 健康管理経費(政策経費B) 担当部課名 厚生課

1. 事業概要

(1)事業の内容 健康診断実施に要する経費 心の健康の保持増進に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	手数料	委託料	使用料及び賃 貸料	合計
予算額	4, 584	526	371	5, 481
事業費実績	4, 558	484	350	5, 392
予算差額	26	42	21	89

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

労働安全衛生法に基づき事業主に義務付けられている深夜勤務員健康診断を実施した。 実施人数 2,302人

セルフチェックの結果、メンタル不調の点数の高い職員に、カウンセラーによるカウン セリングを実施した。

実施人数 20回 56人

労働安全衛生法に基づき事業主に義務付けられているストレスチェックを、システムを 利用し実施した。

また、システムを利用して所属ごとのストレス度を判定し、職場環境改善を講じた。 実施人数 3,751 人(受診率 100%)

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(ア) 深夜勤務員健康診断について

深夜勤務員健康診断は、深夜勤務が月に 4 回以上又は 6 ヶ月で 24 回以上従事した場合に受診義務が生じる。主に 3 交替制の交番勤務員が該当する。これは定期健康診断とは別途受診するものである。なお、深夜勤務員健康診断実施日時点において、転任等により深夜勤務に従事していなければ受診義務はないため、過去に深夜勤務が月に 4 回以上又は 6 ヶ月で 24 回以上従事した場合でも深夜勤務員健康診断は受診しないとのことである。

3 交替制となる交番勤務及び本部勤務(機動捜査隊、機動警察隊、通信指令課、情報管理課(照会センター))以外の警察官で、当直等により深夜勤務が月 4 回以上又

は 6 ヶ月で 24 回以上従事している者が漏れなく深夜勤務員健康診断を受診できているか質問を行った。3 交替制の勤務以外で該当するのは、駐在所勤務及び各警察署の当直実施者である。駐在所勤務は夜間の見回り業務等がるため、駐在所勤務員は全員該当するとのことである。また、各警察署では毎月 5 日程度当直があるため、当直実施者は全員深夜勤務健康診断を受診しているとのことである。なお、本部でも当直担当はいるが、本部は人数が多く当直は月 1 回程度であるため、深夜勤務健康診断の受診要件に該当するものはほぼいないとのことである。

(イ) メンタルヘルスについて

毎年メンタルヘルス講習会を実施しており、その際早期発見を目的としてセルフチェックを実施してもらい、メンタル不調の点数の高い職員にカウンセラーによるカウンセリングを実施している。カウンセリングの結果、心療内科の受診を勧めることもある。なお、講習会は毎年全員が受講しているのではなく、各部署に出席依頼を出し数年かけて全員が受講できるように努めている。メンタルヘルスに関連して休職している者は月平均して10人程度のとのことである。

(ウ) ストレスチェックについて

ストレスチェックは法律上労働者が 50 人以上の事業所に義務付けられているが、 栃木県警察では 50 人未満の警察署等であっても受診してもらい全員が受診してい る。ストレスチェックの結果に基づき所属ごとに職場環境改善を講じている。具体 的には有給休暇の取得促進、所属でのレクリエーションの実施、当直明け後すぐに 帰宅できるよう円滑な引継ぎ等を実施しているとのことである。

第29. 健康管理経費(指定事業・法令等) 担当部課名 厚生課

1. 事業概要

(1)事業の内容

産業医の報償に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績

区分	報償費	合計
予算額	4, 345	4, 345
事業費実績	4, 344	4, 344
予算差額	1	1

労働安全衛生法により50名以上の職員がいる職場に置くことが義務付けられている産業 医(警察では健康管理医と呼称)を、警察本部に1名、各警察署に1名ずつ19名、合計20 名置いている。

産業医の業務として、職場巡視と、健康管理委員会の開催は法律により義務づけられている。

2. 監査の結果

(1)運転免許センターの産業医選任について(意見)

ア、結論

産業医の報償費支払いに関連して法令違反が生じているが、事務の執行に当たり 事業の根拠となる法令に照らして事業を検証する等の対応が弱く、法令違反が発見 できない事務の管理状態に問題がある。

イ. 内容

労働安全衛生法第13条第1項において、「事業者は政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師から産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。」とされており、労働安全衛生法施行令第5条において、「法第13条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。」とされている。

栃木県警察では本部及び全19 警察署に産業医(計20名)を選任している。従事者が50名未満の警察署もあるが、健康管理の重要性を考慮し全ての警察署に産業医を選任している。栃木県警察には、運転免許センターや機動センター等の施設があるが、これらの施設について従事者の人数及び産業医の選任について質問を行った。本部(宇都宮市)及び各警察署以外の施設では運転免許センターのみ50人以上の従事者がいるが、運転免許センターは本部管轄であるため運転免許センターには産業医を選任していないとの回答があった。しかしながら、事業場の解釈は、場所的に分散されているものは原則として別個の事業場とされており、本部は宇都宮市、運転免許センターは鹿沼市と場所的に分散されている。よって、本部(宇都宮市)と運転免許センターは別個の事業場であることから、運転免許センター自体に産業医の選任が必要である。本部(宇都宮市)の産業医が、運転免許センターの産業医を兼任し、毎月職場巡視を実施していないことから、現在の状況では労働安全衛生法違反である。早急に関係部署と協議し、改善するよう求めた。

第30. 警察本部管理人件費(会計年度任用職員(パート)一般経費 A) 警察本部管理人件費(会計年度任用職員(パート)政策経費 A) 警察本部管理人件費(会計年度任用職員(パート)指定・一般)

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1)事業の内容

会計年度任用職員に係る人件費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績

(単位:千円)

区分	報酬	職員手当	共済費	旅費	合計
予算額	248, 013	35, 673	47, 035	14, 184	344, 905
事業費実績	247, 823	35, 605	46, 881	13, 770	344, 079
予算差額	190	68	154	414	826

(3)令和2年度の取組と実施状況

交番相談員や警察スクールサポーター等会計年度任用職員(160名)に係る人件費

2. 監査の結果

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(ア) 会計年度任用職員の概要について

会計年度任用職員とは、同一労働同一賃金等を目的として地方公務員法の改正により令和2年4月1日から導入された非常勤職員の制度である。栃木県警察では主に交番相談員、警察スクールサポーター及び各署の清掃員を会計年度任用職員として採用している。

業務の性質上交番相談員や警察スクールサポーターは、主に警察官 OB を採用している。

防犯教室、防犯訓練等の実施や安全パトロールを担う警察スクールサポーターは、 県内の各警察署の生活安全課に原則1名ずつ勤務しているが、栃木警察署管内は学校 数が多いことから2名の勤務となっている。

(イ) 清掃業務について

各警察署では、会計年度任用職員として清掃パートを雇用しているが、本部、各機動センター及び運転免許センターでは、清掃業務を委託している。会計年度任用職員として雇用ではなく委託としている理由を会計課の担当者に質問を行った。

各警察署では1人で清掃を行っているが、本部及び運転免許センターは規模が大きいため複数人で作業が必要である(各機動センターの清掃員の人数は1人/日)。そのため直接雇用では採用に係る時間、経費がかかり、安定的な人数を確保することが困難である。従って安定的な業務を受けることができるよう清掃業者へ委託する選択肢をとっている。

清掃パートを雇用している各警察署の場合、トイレットペーパー等の消耗品は会計 課又は警務課が買い出し及び事務処理をその都度実施している。これに対し、委託で はトイレットペーパー等の消耗品は委託料に含まれているため、消耗品購入時の人件 費等の内部コストが不要であり、職員は本来業務に集中できるメリットがあるとのこ とである。

第5章 装備費

1 事業の概要

警察装備品の整備及び維持管理等に要する経費

2 予算の執行状況

区分	予算額	支	出	済	額	翌年	不用額	土山之姫の翌明
区分	」	本 課	他課	公 所	計	繰越	个 用 領	支出済額の説明
	円	円	円	円	円	円	円	
 11	205 772 000	205,843,821		171 097 949	377,771,069		18,001,931	消耗品費
11 市 川 賃	395,773,000	205,845,821		171,927,248	377,771,069		18,001,931	98,049,261 円
								燃料費
								76,929,597 円
								印刷製本費
								38,500円
								修繕料
								30,826,463 円
12 役 務 費	18 890 000	17,618,124		581 299	18,199,423		690,577	通信運搬費
	10,030,000	11,010,121		001,233	10,133,123		030,011	222,883 円
								手数料
								3,062,711円
								保険料
								14,332,530 円
13委 託 料	9,147,000	9,130,000			9,130,000		17,000	無線通信機器搭 載業務委託
/+ III /k/ II					1			 東耒務安託
■ 使用料及 14 び		1 650 050		461 000	0 100 750		46 250	ファックスリー
賃 借 料	2,167,000	1,658,950		461,800	2,120,750		46,250	ス料等
工事請負								
15 十 尹 明 只	169,000						169,000	
18備品購入								1
18 " 費	477,033,000	476,351,524			476,351,524		681,476	車両購入費等
19 負担金、補助	101.000	100.040			100.040		0.00	
19 及び交付金	191,000	190,040			190,040		960	
負担金	191,000	190,040			190,040		960	火薬保安教育
9 担 亚	191,000	130,040			130,040		300	講習会等
27公課費	18,820,000	18,807,300			18,807,300		12,700	自動車重量税
	-,,,	,,			,,		,. 00	
計	922,190,000	729,599,759		172,970,347	902,570,106		19,619,894	

3 重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
県民の期待と 信頼に応える 活動の推進	警察機能を最大限に発 揮するための施策の推 進	警察車両の購入	194,630,000	171,149,190

4 事業の実績等

	ı	₹.	分	令	和:	元年	度	令	和 2	2 年	度		増	減	
	∠	<u> </u>	カ	国	有	県	有	国	有	県	有	国	有	県	有
					台	`	台		台		台		台		台
	四	輪	車		705		434		715		433		10		$\triangle 1$
	<u> </u>	中間	平		(70)		(183)		(66)		(184)				
			目標				45				88				
更	新	台数	実績		57		45		61		88			`	
L			達成率				100%				100%				
	_	輪	車		71		9		70		7		$\triangle 1$		$\triangle 2$
0000	***************************************		目標								2				
更	新	台数			1						2	\		\	
			達成率								100%				
		計			776		443		785		440		9		$\triangle 3$
Г		*	四輪車	このうち	, () lts	を番・駐	在所に	こ配置さ	れた小	型警に	車の台	対数で内	数です	る。

※ 県有車両更新については、当初目標のとおり達成した。

本年度中は目立った増強整備はないが、現有車両のうち151台を更新した 事業の効果 ことにより、警察活動における機動力の確保が図られた。 駐車場未整備の馬場通り交番及び泉が丘交番(1%)に警ら車両が配備さ れていないことから、駐車場の整備と併せ速やかな車両配置ができるよう 今後の課題 準備を進める必要がある。

第1. 原付購入費

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1)事業の内容

原動機付自転車及び交番用自転車の整備に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名 原付購入費

(単位:千円)

区分	需用費	役務費	備品購入費	合計
予算額	247	289	4, 012	4, 548
事業費実績	247	245	4, 012	4, 504
予算差額	0	44	0	44

(3)令和2年度の取組と実施状況

原動機付自転車は減耗更新分と駐在所の統廃合による交番勤務員増員分について、 交番用自転車は減耗更新分を整備した。

·原動機付自転車17台 · 交番用自転車 5台

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

原動機付自転車の調達は一般競争入札となっているが、栃木県警察が定めた仕様書に合致する原動機付自転車を製造しているメーカーは1社のみであるため、応札したのは当該メーカーの1社のみとなっている。また、交番用自転車は随意契約となっており、見積合わせにより契約の相手方を決定している。

役務費は原動機付自転車に係る自賠責保険の保険料である。近年、問題となっている自転車事故による賠償責任に備えた保険については、令和4年度より加入できるよう調整中とのことであった。

第2. 車両維持費

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1)事業の内容

警察車両の維持に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名 車両維持費

(単位:千円)

区分	需用費	役務費	使用料及び賃借料	公課費	合計
予算額	318, 601	14, 750	918	16, 925	351, 194
事業費実績	300, 778	14, 545	879	16, 925	333, 127
予算差額	17, 823	205	39	0	18, 067

(3)令和2年度の取組と実施状況

警察車両の車検時に必要な法定費用、故障時の修繕、燃料の給油、タイヤの更新等の 消耗品購入など、警察の機動力を確保するために必要な経費を執行した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘す

べき事項はなかった。

イ. 内容

需用費のうち自動車用タイヤやバッテリーは栃木県警察全体でまとめて一般競争 入札もしくは随意契約により調達している。また、ガソリンについては警察本部の使 用車については栃木県本庁舎の他部局と同じ単価契約を結び、各署ではその単価契約 を参考に単価契約を結んでいる。

なお、東日本大震災のような大規模災害に対する備えとして、平成22年11月に県 と県石油商業組合との間で「災害時における物資・燃料等の供給協力および帰宅困難 者支援に関する協定書」を締結しており、東日本大震災時にも優先供給の実績がある。

第3. 車両購入費

担当部課名 警務課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

警察車両の整備に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名

車両購入費

(単位:千円)

区分	役務費	備品購入費	公課費	合計
予算額	2, 368	169, 767	1, 895	174, 030
事業費実績	2, 111	169, 767	1, 883	173, 761
予算差額	257	0	12	269

(3)令和2年度の取組と実施状況

警察活動における機動力確保のため、経年劣化した車両の減耗更新を実施した。 更新車両は次のとおり。

区分	更新台数	備考
指揮用車	1	
捜査用車(セダン)	15	
捜査用車(ワゴン)	1	
無線警ら車	1	
小型警ら車	58	

小型警ら車(ジープ)	4	
交通取締用車	4	
交通事故処理車	3	
警衛用車(ジープ)	1	
白バイ	2	
計	90	

2. 監査の結果

(1) グリーン調達推進方針の取組みについて (意見)

ア. 結論

栃木県警察は、グリーン調達方針に適合しない警察用車両の調達に当たっては、その旨を回議用紙に明示する必要がある。

イ. 内容

県が定めた契約事務マニュアルにおいては、次のような定めがある。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」に基づき、 「栃木県グリーン調達推進方針」が定められています。

調達目標に記載された品目を購入する場合は、入札(見積)条件に明示するなどの方法により、判定基準に適合した物品を優先的に購入することで、グリーン調達の一層の推進を図ります。

県では、栃木県グリーン調達推進方針を定め、その対象品目として自動車等を含めており、その判定基準は国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準拠している。「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」では、内燃機関を有する自動車(ガソリン、軽油及びLPガスを燃料とする車両に限る。)の場合は、排出ガス基準に適合し、かつ、燃費基準値を満たすことが求められているが、調達に当たり栃木県警察が定めた仕様書に合致させるためには、判定基準を満たせない場合もあるとのことであった。しかし、判定基準を満たせない車両の購入であっても回議用紙におけるグリーン調達情報の記載において「適合」との記載があった。

(2)予定価格の設定について(意見)

ア. 結論

栃木県警察は、適切な予定価格を設定できるようにその設定方法について検討する 必要がある。

イ. 内容

県が定めた契約事務マニュアルにおいては、予定価格について次のように定められている。

予定価格とは、県が適正な価格で契約を締結するために、あらかじめ仕様書、設計書等の内容、取引の実勢価格、需給状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期限の長短等を総合的に考慮して定めなければならない価格です。この予定価格は、県が契約の締結に応じるための限度額であり、県が締結する契約の相手方決定の基準となるものです。

本事業のうち白バイの予定価格は、業者1者より見積書を徴取し、前年度の自動車 等の平均落札率を乗じて設定されている。

そして、実際の入札においては見積書を提出した業者のみが応札し、落札価格は見積金額の約75%(予定価格の約78%)となっている。

限られた予算の中で安価に調達できた結果は評価できるが、予定価格と落札金額の 差が大きいため、栃木県警察が使用する平均落札率に影響を与えて翌年度以降の入札 に影響が出る可能性がある。栃木県警察は、適切な予定価格を設定できるように複数 業者から見積書を徴取するなど予定価格の設定方法に問題が起きないように取り組 む必要がある。

(3)車両の更新について

ア. 結論

車両の更新について特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

車両を更新する目安について県警察本部担当者に質問したところ、走行距離 12 万km以上の車両が挙げられるが、実際には警察車両の実働時間は長いため、例えば無線警ら車(セダンタイプのパトロールカー)は年間走行距離が 7~8 万kmで、5~10 年ごとの更新となるとのことであった。

第4. 警察装備費(一般経費A·消費)

担当部課名 警務課

- 1. 事業概要
- (1) 事業の内容

警察用装備資機材の消費等に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 (細事業名)

警察装備費 (一般経費A・消費)

区分	需用費	役務費	負担金、補助及び交付金	合計
予算額	6, 754	494	21	7, 269
事業費実績	6, 378	186	21	6, 585
予算差額	376	308	0	684

- (3) 令和 2 年度の取組と実施状況
 - ア. 警察業務及び活動の維持に必要な資機材を整備した。
- ・ 新型インフルエンザへの対応資機材として感染症防護キット 2,000 式
- 拳銃の適正管理に必要な工具類
 - イ. 装備資機材の継続使用に伴う法定点検を実施した。
- 空気呼吸器用容器(ボンベ)
- レギュレーター(潜水用具)
 - ウ. 拳銃用実包の適正な保管管理のため、法で定められた取扱責任者の定期講習を受講した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

感染症防護キットの調達は一般競争入札で行われている。在庫管理は随時行われ、 5年サイクルで必要数を調達している。使用期限が過ぎたものについては、訓練時に 使用するなどして有効利用しているとのことであった。

第5. 警察装備費 (一般経費A·消費)

担当部課名 会計課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

新型インフルエンザに要する経費

新型インフルエンザ対策に従事する警察職員に配分する非常用備蓄食料

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業・ 細事業名 警察装備費 (一般経費A・消費)

区分	消耗品費	合計
予算額	3, 033	3, 033
事業費実績	2, 668	2, 668
予算差額	365	365

東日本大震災発生時にそれまで警察本部で一括管理していた備蓄食料について、警察 署分を増強し、3か年での整備を計画的に順次更新している。令和2年度は3回目整備 の最終年である。

- ・備蓄食糧(3 食入) 1,323 セット (@1,700 円)
- 保存水(20) 1,323 本 (@167 円)

2. 監査の結果

(1)契約方法について(意見)

ア. 結論

栃木県警察は、備蓄食料と保存水の契約方法について検討する必要がある。

イ. 内容

栃木県警察は、非常用備蓄食料の調達において、備蓄食料は一般競争入札、保存水 は随意契約とそれぞれ別個の契約で調達している。しかし、備蓄食料と保存水はとも に非常事態に備えたものであり、調達手段や方法が変わるものではないため、調達先 をわざわざ分ける必要性はないと考えられる。むしろ、備蓄食料と保存水を同一の契 約で調達する方がより安価に調達でき、契約事務を軽減できる可能性がある。

第6. 警察装備費(政策経費B·投資)

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1) 事業の内容

警察用装備資機材の整備に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 (細事業名) 警察装備費 (政策経費B・投資)

(単位:千円)

区分	備品購入費	合計
予算額	1, 390	1, 390
事業費実績	1, 390	1, 390
予算差額	0	0

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

銃器使用犯罪に迅速且つ適確に対応すると共に警察官の安全を確保するため、耐弾

性能を有する車載用防護楯を8枚整備した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

県警察本部全体では 600 枚の整備が必要であり、平成 27 年度より不足分 59 枚を順次配備している。令和 2 年度における車載用防護盾の調達は随意契約となっており、見積合わせにより契約の相手方を決定している。

第7. 警察装備費(政策経費B·投資)

担当部課名 警備部警備第二課

1. 事業概要

(1)事業の内容

図面作図システムリースに要する費用

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)



警察装備費(政策経費B·投資)

(単位:千円)

区分	使用料及び賃借料	合計
予算額	455	455
事業費実績	455	455
予算差額	0	0

(3)令和2年度の取組と実施状況

皇族の来県時に、警備計画全般を作成するためのシステム 令和2年度 皇族の警備計画策定 4回

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘す

べき事項はなかった。

第8. 警察装備費(政策経費B・投資) 担当部課名 警務部情報管理課

1. 事業概要

(1)事業の内容

警衛警護図面作成システム用電子地図データリースに要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業(細事業名)

警察装備費 政策経費B·投資

(単位:千円)

区分	使用料及び賃借料	合計
予算額	254	254
事業費実績	254	254
予算差額	0	0

(3)令和2年度の取組と実施状況

皇室の警衛警備や要人の警護警備の際、御順路や行啓先(行先)での部隊の配置や任務分担を記載した警衛警備計画書や警護警備計画書を策定する際に地図情報を使用するもの。

なお、契約については、当該リース (2 ライセンス)、情報管理推進経費に含まれる通信指令システム (59 ライセンス) 及び安全施設管理システム (68 ライセンス) と包括的に契約し、スケールメリットによる予算経費の削減を行っている。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第9. 警察装備費(政策経費B·消費)

担当部課名 警務課

1. 事業概要

(1)事業の内容

警察用装備資機材の消費等に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業和事業名

警察装備費(政策経費B·消費)

(単位:千円)

区分	需用費	役務費	負担金、補助及び交付金	合計
予算額	14, 172	351	99	14, 622
事業費実績	14, 171	287	99	14, 557
予算差額	1	64	0	65

(3) 令和2年度の取組と実施状況

ア. 警察活動に必要な資機材及び貸与品等を整備した。

- 第二機動隊出動用資機材
- 装備品用乾電池
- 山岳警備隊用資機材
- 警察官用貸与品
- 耐刃防護衣
 - イ. ドローンの運用に必要な通信費及び保険料を執行した。
 - ウ. ドローンを安全且つ適法に操縦するためのオペレータ育成として、専門業者による講習を受講した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘 すべき事項はなかった。

イ. 内容

栃木県警察では、警務課と機動隊にドローンが配備されており、ヘリコプターでは 飛行できない山間部での行方不明者の捜索、災害時における偵察などを目的として運 用している。

第10. 警察装備費(政策経費B·消費)

担当部課名 警備部警備第二課

1. 事業概要

(1)事業の内容

ドローンに係る賠償責任保険・動産総合保険に要する費用 職員緊急連絡安否確認システムリースに要する費用

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

(単位:千円)

区分	保険料	使用料及び賃借料	合計
予算額	259	540	799
事業費実績	259	534	793
予算差額	0	6	6

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

ドローンにかかる保険料

大規模警備等で警戒警備のため運用するドローンの賠償責任及び動産総合保険。 令和3年3月28、29日の2日間、本県における東京オリンピック聖火リレー警備 において運用した。

職員緊急連絡安否確認システムリース

災害発生時及び気象警報発令時における職員の安否確認及び召集に活用しており 27回実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘す べき事項はなかった。

第11. 警察装備費(指定事業・増減大)

担当部課名 通信指令課

1. 事業概要

(1)事業の内容

IPR 形無線機器等の購入整備

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名

警察装備費(指定事業・増減大)

(単位:千円)

区分	消耗品費	委託料	指定物品	その他備	合計
			等購入費	品購入費	
予算額	7, 981	9, 147	11, 901	278, 176	307, 205
事業費実績	5, 015	9, 130	11, 901	275, 762	301, 808
予算差額	2, 966	17	0	2, 414	5, 397

(3)令和2年度の取組と実施状況

平成15年度に整備したAPR形警察移動無線通信システム(APRシステム)についてはシステム全体の老朽化等の問題が顕著化しているため、警察庁がIPR形警察移動無線通信システム(IPRシステム)への更新整備を全国で段階的に実施している。

栃木県は、令和2年度に国費によるIPRシステムへの更新整備が計画され、同システムへの更新整備に伴い、現行のAPRシステムの無線中継設備等は撤去されることから、 県費分の無線機器等についても同一規格の物を購入し更新整備を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

本事業は国費による整備で不足する分を県費で調達する事業である。契約の相手方を決定する方法は下記のとおりである。

調達品目	区分	決定方法
移動無線機本体	その他備品購入費	一般競争入札(特定調達契約)
移動無線機設置作業	委託料	一般競争入札
携帯無線機本体	その他備品購入費	一般競争入札
白バイ用移動無線機本体	指定物品等購入費	一般競争入札
パトカー用アンテナ	消耗品費	一般競争入札
白バイ用アンテナ	その他備品購入費	随意契約
無線機受台	消耗品費	随意契約

第6章 航空機維持費

1 事業の概要

警察航空機の維持管理等に要する経費

2 予算の執行状況

Г		Λ.	マ 佐 姫	支	出		済	額	翌年度	プ 田 姫	士川汝姫の翌明
	区	分	予算額	本 課	他	課	公所	計	繰越額	不用額	支出済額の説明
			円	円		円	円	円	円	円	N/4 1-4 - #h
11	需	用 費	9,460,000	8,690,998				8,690,998		769,002	消耗品費 2,653,316円
											2,000,010 円 燃料費
l											5,871,142 円
l											修繕料
L											166,540 円
12	役	務 費	687,000	574,302				574,302		112,698	通信運搬費 110,880円
l											手数料
l											325,022 円
l											保険料
\vdash											138,400円 ヘリテレ伝送シ
13	委	託 料	4,169,000	3,851,100				3,851,100		317,900	ステム工事設計
		用料及									代替機
14	賃	び 借 料	1,981,000	1,980,000				1,980,000		1,000	気象情報端末
15	I.	事請負	71,384,000	847,000				847,000	68,970,000	1,567,000	ヘリテレ伝送シ
		有'	, ,	,				,	, ,		ステム改修
18	7/用	品購入費	24,095,000	23,633,625				23,633,625		461,375	航空機維持備品
19	負担 及 7	1金、補助 び交付金	30,963,000	30,923,130				30,923,130		39,870	
\vdash											危険物取扱者保
L	1	負担金	30,963,000	30,923,130				30,923,130		39,870	安講習会等
		計	142,739,000	70,500,155				70,500,155	68,970,000	3,268,845	

3 重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
災害、テロ等 緊急事態対策 の推進	大規模災害等に対する迅 速的確な対応	(警察航空機更新事業 費) 航空機気象情報提供リー ス	1,909,000	1,908,720
IJ	II	ヘリ操縦士、整備士訓練 費	32,048,000	30,913,300
n.	11	ヘリコプターテレビ伝送 システム更新工事	74,753,000	4,698,100

4 事業の実績等

事	業	の	実	績	コロナ禍にあって警衛警備や大規模災害訓練等の中止、また緊急事態宣言の発令もあるなか、山岳及び水難事故による出動は前年度比とほぼ変わらず、遭難者の発見・救助等の件数は7件8名となった。運用時間の少ないなか、機動隊をはじめとする各署山岳警備隊との合同訓練を実施、地上救助体制の維持・向上に寄与した。令和2年度の飛行回数は208回、飛行時間は261時間であった。
事	業	の	効	果	ヘリコプターの特殊性と機動性を発揮して、空陸連携による早期検挙、 捜索・救助等に寄与し、県民の信頼と期待に応える。
今	後	の	課	題	更新機体領収の遅延に伴う警察航空隊活動への影響。

第1. 航空機維持費 (一般経費A・投資)

担当部課名 警備部警備第二課

1. 事業概要

(1)事業の内容

画像伝送装置リースに要する費用

(2) 令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業·細事業名

航空機維持費(一般経費A・投資)

(単位:千円)

区分	使用料及び賃借料	合計
予算額	72	72
事業費実績	72	72
予算差額	0	0

(3)令和2年度の取組と実施状況

皇族の行幸啓先に設置されているカメラ映像を警備指揮本部と共有することで、適切な警衛警備を実施するもの。

那須御用邸御静養時の警衛予行 1回

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第2. 航空機維持費(一般経費A·消費)

担当部課名 地域部地域課航空隊

1. 事業概要

(1)事業の内容

警察用回転翼航空機の運航及び維持管理に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)



航空機維持費(一般経費A·消費)

(単位:千円)

区分	消耗品費	燃料費	修繕料	手数料	保険料
予算額	2,003	6, 297	350	337	139
事業費実績	1, 930	5, 872	167	326	139
予算差額	73	425	183	11	0
区分	使用料及び賃借料	負担金	合計		
予算額	1, 909	15	11, 050		
事業費実績	1, 909	10	10, 353		
予算差額	0	5	697		

(3) 令和2年度の取組と実施状況

警察用回転翼航空機の年間計画に基づく警ら飛行及び各種訓練のほか、緊急配備に おける地上支援、山岳遭難等の捜索及び救助に従事した。

2. 監査の結果

(1)燃料費の調達方法について

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

燃料費はヘリコプターで使用する航空機燃料であるが、貯蔵量が一定量まで減少した際にその都度調達している。調達方法は随意契約となっており、見積合わせにより契約の相手方を決定している。調達の頻度は限られ、1回当たりの調達数量も毎回同じであるため、「総価契約」の原則に従い単価契約による調達は行われていない。

(2) ヘリコプターの稼働状況について

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

令和2年度におけるヘリコプターの稼働状況は下記のとおりである。

内容	飛行回数(単位:回)	飛行時間(単位:時間)
警ら飛行	69	94. 3
各種訓練	62	93. 5
緊急配備における地上支援	0	0
山岳遭難等の捜索及び救助	31	31. 2
その他	36	40.0

第3. 航空機維持費(指定事業·増減大)

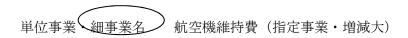
担当部課名 地域部地域課航空隊

1. 事業概要

(1)事業の内容

警察用回転翼航空機の運航及び維持管理に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)



(単位:千円)

区分	工事請負費	指定物品等購入費	その他備品購入費	負担金	合計
予算額	2, 414	22, 789	1, 306	30, 948	57, 457
事業費実績	847	22, 341	1, 293	30, 914	55, 395
予算差額	1, 567	448	13	34	2, 062

(3)令和2年度の取組と実施状況

次期更新機体 (ベル式 429 型) にかかる運航及び維持管理に必要な整備用資器材であり、機体領収後における安全かつ円滑な運航に備えた。また、更新機体に新規搭載予定のヘリコプターテレビ伝送システムの地上設備を先行整備する。

なお、コロナの影響等により更新機体の領収計画は大幅に遅延している。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘す

べき事項はなかった。

イ. 内容

栃木県警察で使用するヘリコプターは国費で調達されるが、次期更新機体は国費で 調達されアメリカ製であり、当初は令和3年3月に領収予定であった。しかし、新型 コロナウイルスの影響等により令和3年12月に領収予定となっている。次期更新機 体の運用に当たっては操縦士と整備士の訓練が必要となるが、訓練は令和3年2月に 修了している。

訓練は領収した機体を使用する予定であったが、領収遅延により訓練受入先で保有する同機種による訓練に変更され、追加になった機体使用料による訓練費用の増額等により変更契約が結ばれている。また、訓練終了から次期更新機体の領収まで間隔があいてしまったことにより、再度訓練を実施するかの検討が必要になっている。

第7章 警察施設整備費

1 事業の概要

庁舎等施設の整備に要する経費

2 予算の執行状況

				+	出	37 5 €	佐石	羽左帝		
X	分		予 算 額	<u>支</u> 本 課	他課	済 公 所	額 計	翌年度繰越額	不 用 額	支出済額の説明
			円	円	円	円	円	円	円	
11 需	用	費	2,279,000	2,270,542			2,270,542		8,458	消耗品費
12 役	務	費	512,000	503,320		6,490	509,810		2,190	広告料 388,300円
										手数料
										115,020円
13 委	託	料	28,245,893	9,248,413	18,172,000	416,680	27,837,093		408,800	交番新築工事設 計委託等
使 14	用料び	及	572 950 000	572,086,935			572,086,935		863,065	共済組合警察職
賃	借	料	3,2,000,000	0,2,000,000			3,2,000,000		000,000	員住宅賃借料等
15 I	事請費	負	2,730,261,107	396,899,973	1,414,148,000		1,811,047,973	910,719,000	8,494,134	旧交番解体工事 等
負: 19助	担金、及びな		143,000						143,000	
10.55	金	- 13	110,000						110,000	
負	担	金	143,000						143,000	
	計		3,334,391,000	981,009,183	1,432,320,000	423,170	2,413,752,353	910,719,000	9,919,647	

3 重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
県民の期待と 信頼に応える 活動の推進	警察機能を最大限に発 揮するための施策の推 進	(宇都宮東警察署庁舎整備) 庁舎建設	6,211,000	2,512,000
II	II	(交番駐在所整備費) 交番・駐在所建替え、リ フォーム等(交番2か所、駐 在所5か所)	186,594,000	183,742,093
II	n	(職員宿舎整備費) 小山警察署独身寮リフォーム	223,833,000	222,897,400

4 事業の実績等

事	業	の	実	績	宇都宮東警察署新庁舎については、平成29年から6か年計画で建替えを行っているほか、老朽化した交番・駐在所及び独身寮について、計画的な建替えや改修工事を行った。
事	業	Ø	効	果	宇都宮東警察署新庁舎 宇都宮市中今泉3丁目地内に建築中の新庁舎が令和3年度中に完成となること から、現庁舎の耐震強度不足、老朽狭隘化及び慢性的な駐車場不足の問題が解消 される。 交番・駐在所 交番については、1交番を新設(1交番2駐在所を統合)、1交番の建替えを 実施した。駐在所については、長寿命化工事を5駐在所実施し、施設の総量最適 化を推進するとともに、老朽狭隘化の改善を図った。 小山警察独身寮 昭和57年に建築された老朽化の著しい独身寮であったが、寮室を和室から洋室 にするなど住環境の改善を図った。
今	後	の	課	題	警察署整備については、宇都宮中央警察署庁舎が耐震基準を満たしていないことから、早期の建替整備を検討しているが、現時点において正式決定には至っていない。 交番・駐在所については、老朽化が進んでいるが、全施設を建替えることは困難であることから、統廃合を見据えた整備を図る必要がある。

第1. 警察署庁舎建設費 (継続費)

担当部課名 会計課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

庁舎等施設の整備に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)



(単位:千円)

区分	委託料	工事請負費	合計
予算額	15, 796	2, 264, 645	2, 280, 441
事業費実績	15, 796	1, 353, 926	1, 369, 722
予算差額	0	910, 719	910, 719

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

宇都宮東警察署庁舎整備に伴う建築工事及び工事監理委託を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

宇都宮東警察署の新庁舎建築工事は 3 億円以上の大型工事であるため、「栃木県建設工事請負業者指名選定取扱方針(以下、「取扱方針」という。)」に基づき、受注機会の拡大を図るために 5 工事に分割され、それぞれ総合評価一般競争入札(入札価格だけでなく、性能や機能、技術力等の入札価格以外の条件についても落札者決定の要因とする入札方式)により工事業者が決定されている。工事の分割方法については「取扱方針」で定められてはいないが、建築物の構成・配置を考慮して分離・分割がされている。

また、警察署庁舎は、留置場や取調室等が国の基準に基づき設計され、保安上の理由から設計者しか知りえない特殊な事情も含まれるため、設計業務委託に加え設計意図伝達業務委託も本事業に設定されており、設計業務委託の落札者との随意契約となっている。

第2. 警察署庁舎建設費

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1)事業の内容

庁舎等施設の整備に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名

警察署庁舎建設費

(単位:千円)

区分	役務費	委託料	合計
予算額	37	2, 300	2, 337
事業費実績	37	1, 892	1, 929
予算差額	0	408	408

(3)令和2年度の取組と実施状況

宇都宮東警察署庁舎整備に伴う外構工事設計委託及び建築物計画通知審査を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第3. 交番・駐在所整備費(指定事業・増減大)

担当部課名 地域課

1. 事業概要

(1)事業の内容

交番 · 駐在所整備費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業・細事業名 交番・駐在所整備費(指定事業・増減大)

(単位:千円)

区分	消耗品費	手数料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	合計
予算額	2, 279	79	6, 994	618	156, 216	166, 186
事業費実績	2, 271	79	6, 994	618	156, 216	166, 178
予算差額	8	0	0	0	0	8

(3)令和2年度の取組と実施状況

市民応接室未整備の老朽交番2箇所を建替・移転とともに、施設の保全・長寿命化の観点を取り入れて、駐在所5箇所の補修工事を実施した。

また、上記交番移転に伴い移転先の駐在所建物1箇所及び令和元年度に実施した統 廃合に伴い廃止した7駐在所の建物を解体した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘す

べき事項はなかった。

イ. 内容

本事業における各工事の請負金額は5千万円に満たないため、指名競争入札により 請負業者が決定されていた。また、入札に参加する指名業者については、原則として 当該工事が実施される市町を管轄する土木事務所管内の登録業者から選定されてい た。なお、請負工事の主な内訳は下記のとおりである。

(単位:千円)

執行内容	執行額
足利署利保町交番庁舎新築工事	40, 832
宇都宮東署岡本交番庁舎新築工事	40, 623
今市署長畑駐在所庁舎改修工事	11, 055
栃木署上田駐在所庁舎改修工事	10, 824

また、これにより市民応接室が未整備となっている交番は2箇所のみである。

第4. 警察庁舎等施設整備費

担当部課名 会計課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

庁舎等施設の整備に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名 警察庁舎等施設整備費

(単位:千円)

区分	広告料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	合計
予算額	389	2, 255	571, 526	217, 950	792, 120
事業費実績	389	2, 255	571, 470	217, 948	792, 062
予算差額	0	0	56	2	58

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

警察共済組合不動産投資事業により整備した施設の建設費等の償還及び昭和 57 年に 建築された老朽化の著しい小山警察署独身寮の大規模改修工事を実施した。

2. 監査の結果

(1)設計図面の保管について(指摘事項)

ア. 結論

新築時の設計図面の紛失により、細部の状況が確認できていなかった。現地調査及 び残されていた図面での設計に問題はないが、新築時の全ての図面が保管されていれ ば、より精度の高いリフォーム工事の積算が可能であった。栃木県警察は、設計図面 の適切な譲受・保管を行うべきであった。

イ. 内容

本事業の一部は、警察共済組合の不動産投資事業により昭和 57 年に建築された小山警察署独身寮のリフォーム工事である。工事の開始に当たって令和元年度に設計委託が行われているが、過去に独身寮を管理する部署が変更となった際に設計図面を紛失してしまったため、設計図面なしで設計業務が委託されている。

リフォーム工事は建物本体の改修と附属設備の改修とに分けて工事契約が結ばれている。それぞれ設計金額(設計委託による見積金額)と設計変更金額とで下記の差額が生じている。

(税抜金額 単位:円 以下同じ)

工事内容	設計金額	設計変更金額	差額
建築改修工事	105, 430, 000	116, 380, 000	10, 950, 000
電気設備改修工事	32, 910, 000	42, 490, 000	9, 580, 000
機械設備改修工事	43, 740, 000	52, 200, 000	8, 460, 000

建築改修工事の主な増減内容は下記のとおりである。

工事内容	設計金額	設計変更金額	差額
内部改修工事	69, 918, 925	76, 354, 162	6, 435, 237
解体撤去工事	3, 759, 986	4, 711, 076	951, 090
外構改修工事	5, 846, 067	7, 571, 337	1, 725, 270
一般管理費等	12, 298, 383	13, 448, 389	1, 150, 006

電気設備改修工事の主な増減内容は下記のとおりである。

	設計金額	設計変更金額	差額
電灯設備	12, 225, 313	18, 844, 285	6, 618, 972
弱電設備	2, 264, 780	1, 807, 240	▲ 457, 540
避雷針設備	0	674, 110	674, 110
受変電設備	5, 667, 100	6, 232, 000	564, 900
現場管理費	4, 360, 697	5, 109, 962	749, 265
一般管理費等	4, 093, 267	5, 162, 050	1, 068, 783

機械設備改修工事の主な増減内容は下記のとおりである。

	設計金額	設計変更金額	差額
給水設備	6, 854, 210	10, 635, 100	3, 780, 890
排水設備	2, 113, 210	4, 724, 010	2, 610, 800
解体撤去工事	0	803, 420	803, 420
発生材処分	0	361, 200	361, 200
現場管理費	4, 870, 461	5, 236, 760	366, 299
一般管理費等	5, 133, 722	6, 028, 619	894, 897

差額が生じた原因について担当者に質問したところ、当該建物の新築時の設計図面を紛失していること、事前の現場確認時には確認できなかったが、工事時に雨漏り個所が判明したため等によるものとのことであった。設計をするに当たり現況の調査を十分に行っていれば適切な見積金額を算出できた可能性がある。

第8章 警察施設維持費

1 事業の概要

庁舎等施設の維持管理に要する経費

2 予算の執行状況

	区	分	予	算	額		支	出	済		額	翌年	不用額	支出済額の説明
	· ·	<i>)</i>	,	<i></i>	.,,	本	課	他課	公月	听	計	繰越		人田I/I i i v i i i v i i i v i i i v i i i v i i i v i i v i i v i i v
					円		円	円		円	円	円	円	
11 箒	小小	曹	395	464	000	289,19	95 425	6 297	95,431	.829	384,633,551		10,830,449	消耗品費
11	13 /1	, ,	000	,101	,000	200,10	,0,120	0,201	00,101	,020	001,000,001		10,000,110	5,818,803円
														光熱水費
														245,708,548円
														修繕料
L_														37,668,074円
12 径	史 彩	秀 費	18	,125	,000	9,77	72,746		8,308,	039	18,080,785		44,215	手数料
														七如亡人礼供告
13 ई	£ i	6 料	145	597	179	127,39	33 895		17,881	562	145,275,457		321 715	本部庁舎設備常 駐管理者業務委
10 3	Д П	L 1/1	110	,001	,112	121,00	70,030		11,001	,002	140,210,401		321,113	託等
		∤及び	388	306	,000	298 93	35 347	1,730,080	87.140.	.886	387,806,313		499 687	敷地借上料等
1	 信	計 料	000	,000	,000	200,00	,0,011	1,100,000	01,110	,000	001,000,010		, i	
15 -	[.事計	青負費	72	.031	,828	64.71	13,000		7,037,	800	71,750,800		281,028	免許センター蓄
				,	,	,.	,		.,,		,,			電池設備改修等
19 g	負担金	、補助 と付金	6	,013	,000	3,72	28,344		2,212,	581	5,940,925		72,075	
F			1											光熱水費負担金
	負	担 金	6	,013	,000	3,72	28,344		2,212,	581	5,940,925		72,075	ル 然 小 負 負 担 並 等
	計		1 02	5 537	7 000	703 73	28 757	1,736,377	218,012	607	1 012 407 021		12,049,169	
	μΙ		1,02	J, J J I	,000	190,13	00,101	1,130,311	210,012	2,097	1,013,487,831		12,049,109	

3 重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
県民の期待と信 頼に応える活動 の推進	警察機能を最大限に 発揮するための施策 の推進	警察施設で使用する電力	247,142,476	229,619,573
II	II	交番・駐在所監視カメラリー ス	4,690,000	3,645,468
街頭活動等の一 層の推進	初動警察活動の強化	通信指令システム機器リース	183,698,000	183,438,310

4 事業の実績等

1:/c		÷n		en a	7	電気使用量(kWh)				
	施設		名			平 成 31 年 度	令和2年度	増減率(%)		
警		察		本		部	4, 273, 633	4, 275, 797	0. 1	
警	察	署	等	拳 26 施 設		設	7, 209, 773	7, 690, 096	6. 7	
交	番	•	馬	È	在	所	1, 350, 583	1, 452, 076	7. 5	

事	業	D	効	果	警察職員の職場環境を整えることで、警察基盤の充実、強化を図っている。 中でも電力需給契約は、本部庁舎、各執行隊及び警察署庁舎、各署交番・駐在所に分類し、会計課で一括して契約を行い、公正な競争を確保して経費削減を図るとともに、 環境に配慮した契約を行うことで、環境負荷の軽減を図り、さらには各所属の事務を軽減し、事務の合理化を図っている。
今	後	の	課	題	設備の老朽化に加え、コロナ禍での換気等で空調等電気使用量が増加傾向にあるため、さらなる省エネ対策が求められている。 施設の改修時には、空調設備の高効率機器の導入、庁舎等照明器具のLED化等、省エネ設備を導入して電力使用量の削減を図る必要がある。

第1. 施設補修費(政策経費B·投資)

担当部課名 地域課

(1)事業の内容

令和元年度予算で県内 45 交番と 158 駐在所にリース契約で整備した施設監視カメラシステムのリース費及び交番・駐在所施設の緊急補修費

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業・細事業名 施設補修費(政策経費B・投資)

(単位:千円)

区分	使用料及び賃借料	工事請負費	合計
予算額	3, 715	1, 080	4, 795
事業費実績	3, 646	1, 080	4, 726
予算差額	69	0	69

(3)令和2年度の取組と実施状況

ア. 使用料及び賃借料

交番監視カメラリース961 千円駐在所監視カメラリース2,685 千円

イ. 工事請負費

茂木署逆川駐在所工作物移転改修工事 1,080 千円 (道路拡張に伴う工事)

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第2. 施設補修費(政策経費B·投資)

担当部課名 会計課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

庁舎等施設の改修に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)



施設補修費(政策経費B・投資)

(単位:千円)

区分	委託料	工事請負費	合計
予算額	5, 596	47, 912	53, 508
事業費実績	5, 409	47, 672	53, 081
予算差額	187	240	427

(3)令和2年度の取組と実施状況

未利用財産売払いに向けた土地測量業務及び警察本部が所管する施設における経年劣

化が著しい施設の改修工事、設計委託を実施した。

2. 監査の結果

(1)土地測量業務委託について

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

県有財産の測量・登記については、県と(公社)栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との間で「登記業務委託基本協定書」が交わされており、本事業の土地測量業務 委託についても協定書で定められている基準に従った報酬額で契約が結ばれていた。

(2)改修工事の請負契約について

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

改修工事は県内各地で行われているが、このうち複数の警察署における監視カメラ新設工事は工事場所や工期等を考慮して県北・県南地域で分けて請負契約を一本化し、契約事務の省力化を図っている。監視カメラ新設工事は指名競争入札となっているが、工事の工種は「電気通信工事」であり、栃木県入札参加資格者名簿ではランク分けされていないため、工事金額にかかわらず指名業者は同じ業者とし(県内の 10 社を指名)、取りぬけ方式で執行している。

第3. 施設補修費(政策経費B·消費) 担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1)事業の内容

庁舎等施設の改修に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名 施設補修費 (政策経費B・消費)

(単位:千円)

区分	需用費	合計
予算額	105, 211	105, 211
事業費実績	105, 207	105, 207
予算差額	4	4

(3)令和2年度の取組と実施状況

警察本部が所管する施設における経年劣化が著しい施設の小破修繕を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第4. 施設補修費(修繕枠)

担当部課名 会計課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

庁舎等施設の改修等に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)



施設補修費 (修繕枠)

(単位:千円)

区分	工事請負費	合計		
予算額	24, 120	24, 120		
事業費実績	24, 079	24, 079		
予算差額	41	41		

(3)令和2年度の取組と実施状況

運転免許センター直流電源装置の蓄電池更新及び非常用照明の改修工事を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘す

べき事項はなかった。

第5. 施設維持費 (一般経費 A·投資) 担当部課名 通信指令課

1. 事業概要

- (1)事業の内容
 - ・通信指令システム機器リース料
 - ・パトカー動態表示システム車載装置リース料
- (2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業·細事業名

施設維持費 (一般経費A·投資)

(単位:千円)

区分	使用料及び賃貸料
予算額	185, 809
事業費実績	185, 549
予算差額	260

(3)令和2年度の取組と実施状況

・通信指令システム機器リース料

通信指令システムは、通信指令課と警察署等を専用回線で結び、通信指令課で一括 受理する 110 番通報に基づき、管轄警察署等に事案対応を指令し、処理結果を復命す るためのシステムで、警察活動の根幹をなすシステムである。

・パトカー動態表示システム車載装置リース料 105 台分

パトカー動態表示システムは、警察車両に積載する装置で、車両の現在位置情報を送信するほか、モニターに 110 番事案情報や現場の位置を表示する機能、カーナビ機能等を有し、迅速・的確な初動警察活動を展開するために必要なシステムである。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

通信指令システム機器リース料(長期継続契約)については、特定調達契約に該当 し、総合評価競争入札を採用している。但し、新型コロナウイルス感染症予防の観点 から応札者へのヒアリングは行われず、技術提案書の評価のみにより落札者の決定が 行われた。

第6. 施設維持費 (一般経費 A・消費) 担当部課名 会計課 (管財)

1. 事業概要

(1)事業の内容

庁舎等施設の維持管理に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業・細事業名 施設維持費 (一般経費A・消費)

(単位:千円)

区分	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	
予算額	248, 400	8, 710	107, 584	3, 200	
事業費実績	248, 388	8, 704	107, 558	3, 169	
予算差額	12	6	26	31	
区分	負担金	合計			
予算額	3, 800	371, 694			
事業費実績	3, 728	371, 547			
予算差額	72	147			

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

警察職員の職場環境を整えることで、警察基盤の充実、強化を図り、警察機能を最大限に発揮できるよう、警察施設の適正な維持管理を行った。

需用費:消耗品費 蛍光管、トイレットペーパー、ゴミ袋、清掃用品等購入

光熱水費 栃木県警察本部庁舎で使用する電力

栃木県警察本部庁舎で使用するガス 外

役務費:手数料 貯水槽清掃及び点検業務

重油槽法定点検及び清掃業務

宇都宮東警察署元鐺山駐在所敷地不動産鑑定評価手数料外

委託料: 栃木県警察本部庁舎設備常駐管理等業務委託

栃木県警察本部庁舎昇降機設備保守点検業務委託

使用料及び賃借料:警察本部庁舎、機動センター外下水道使用料 外

負担金: 高速道路交通警察隊光熱水費負担金 鉄道警察隊光熱水費負担金 外

2. 監査の結果

(1)委託契約の業務の範囲、委託単位の設定について(意見)

ア. 結論

委託契約の業務の範囲、委託単位の設定、契約方法については常に見直す必要がある。

イ. 内容

本事業は栃木県警察が管理する庁舎や施設の維持管理に係る業務委託である。栃木県警察の説明によれば、契約事務の効率化と民間業者の受注機会の確保という相反する要素を考慮して委託契約の業務の範囲、委託単位の設定をしているとのことであった。また、庁舎等の管理業務の委託は長期継続契約を基本とするが、当該庁舎等で改修予定があり仕様の変更が見込まれる場合は単年契約としているとの説明があった。また、契約を統合しすぎると専門ではない業者が受注した場合に再委託となり、各業務を統括する業務が発生してコストが余計にかかる可能性があるため、メリットとデメリットを考慮して契約の整理を行っているとのことであった。

事業の民間委託には、厳しい財政状態を背景として民間ノウハウを活用し経費の削減やサービスの向上を図る目的がある。そのため、近隣施設の管理業務の一括委託などの契約単位の設定、長期継続契約の活用などの契約方法、統括業務コストと契約事務の省力化との比較検討など、契約内容を常に見直して契約金額の引き下げや契約事務の省力化に努める必要がある。

第7. 施設維持費(政策経費A·投資)

担当部課名 通信指令課

- 1. 事業概要
- (1) 事業の内容

パトカー動態表示システム車載装置リース料

(2) 令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業(·細事業名) 施設維持費(政策経費A・投資)

(単位:千円)

区分	使用料及び賃貸料
予算額	3, 806
事業費実績	3, 806
予算差額	0

(3)令和2年度の取組と実施状況

パトカー動態表示システム車載装置リース料 65 台分

パトカー動態表示システムは、警察車両に積載する装置で、車両の現在位置情報を送信するほか、モニターに 110 番事案情報や現場の位置を表示する機能、カーナビ機能等を有し、迅速・的確な初動警察活動を展開するために必要なシステムである。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

県警察本部で使用する通信指令システムは7年おきに更新しており、その更新時に 捜査用車や無線警ら車に積載されて7年が経過しているパトカー動態表示システム も合わせて更新されている。

第8. 施設維持費(政策経費B・投資) 担当部課名 通信指令課

1. 事業概要

(1)事業の内容

パトカー動態表示システム車載装置リース料

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業・細事業名 施設維持費(政策経費B・投資)

(単位:千円)

区分	使用料及び賃貸料
予算額	19, 427
事業費実績	17, 856
予算差額	1, 571

(3)令和2年度の取組と実施状況

パトカー動態表示システム車載装置リース料 121 台分

パトカー動態表示システムは、警察車両に積載する装置で、車両の現在位置情報を送

信するほか、モニターに 110 番事案情報や現場の位置を表示する機能、カーナビ機能等を有し、迅速・的確な初動警察活動を展開するために必要なシステムである。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

本事業の内容は、「8.2.3 施設維持費(政策経費A・投資)」と同じパトカー動態表示システムのリース料であり、予算編成の都合により細事業が分けられている。

第9. 施設維持費(政策経費B・消費)(指定事業・一定ルール)(指定事業・法令等) 担当部課名 会計課(管財)

1. 事業概要

(1)事業の内容

庁舎等施設の維持管理に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業·細事業名

- ①施設維持費(政策経費B・消費)
- ②施設維持費(指定事業・一定ルール)
- ③施設維持費(指定事業・法令等)

(単位:千円)

区分	①需用費(光熱水費)	②使用料	③委託料	合計
予算額	2, 260	118, 392	14, 537	135, 189
事業費実績	2, 245	118, 245	14, 428	134, 918
予算差額	15	147	109	271

(3)令和2年度の取組と実施状況

警察職員の職場環境を整えることで、警察基盤の充実、強化を図り、警察機能を最大限 に発揮できるよう、警察施設の適正な維持管理を行った。

①重要犯罪捜査支援システム電気料

県内の主要幹線道路に重要犯罪捜査支援システム路上装置を整備しており、その運用のための電気料

②敷地借上料

警察施設の庁舎、宿舎等の敷地借り上げ料

③建築物定期点検委託料

建築基準法に基づき、建築物の敷地及び構造、昇降機、昇降機以外の建築設備、防火設備について、一級建築士等の資格を有する者に定期に損傷、腐食その他の劣化状況を 点検させることが義務付けられているため、専門業者に点検業務を委託した委託料

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

建築物定期点検の結果、緊急に対応を要するような検査結果はなかった。

第9章 職員宿舎整備費

1 事業の概要

職員宿舎の整備に関する経費

2 予算の執行状況

	区分		予 算 額		支 出 済	額		翌年度	不用額	支出済額の説明
	四 万		」、异 贺	本 課	他課	公所	計	繰越額	个 用 領	又山併領の説明
			円	円	円	円	円	円	円	
11需	第 用	費	3,546,000	3,383,754			3,383,754		162,246	消耗品費
12 衫	と 務	費	520,000	238,200			238,200		281,800	手数料
13 季			, ,		15,400,000		15,400,000		539,000	
	_ 事 i 費			86,988,000	1,110,801,000		1,197,789,000		111,302,000	独身寮外構工 事等
18 億	品 請	購 入	150,000	146,960			146,960		3,040	独身寮備品
19 ^負 及	!担金、 : び 交	補助 付金	237,000						237,000	
	負担	旦 金	237,000						237,000	
	計		1,329,483,000	90,756,914	1,126,201,000		1,216,957,914		112,525,086	

3 重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
県民の期待と 信頼に応える 活動の推進	警察機能を最大限に発 揮するための施策の推 進	(宇都宮地区独身寮整備) 宇都宮地区独身寮外構工 事	81,312,000	69,355,000

4 事業の実績等

事	業	Ø	実	績	宇都宮地区独身寮は、宇都宮市宝木地区に所在する宝木独身寮の老朽化及び耐震性等の問題を早急に解消する必要性から近接地にある老朽職員住宅を含めた統廃合により、2棟84室の整備を行ったもの。
事	業	の	効	果	耐震性等の問題の解消に加え、老朽化した独身寮は若者から敬遠され人材確保を 阻害する大きな要因となっていたが、その問題も解消することができた。
今	後	の	課	題	警察が所管する職員宿舎は、令和3年4月1日現在で99棟1301戸室となっているが、このうち経年30年以上の老朽宿舎は52棟548戸室で、宿舎全体の42%を占めている。経年に達した宿舎をすべて建替えることは困難であることから、宿舎の入居状況等を踏まえ、宿舎の統廃合を見据えた整備を図る必要がある。

第1. 職員宿舎整備費 (大規模建設)

担当部課名 会計課

1. 事業概要

(1)事業の内容

宇都宮地区独身寮の整備に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業 細事業名

職員宿舎整備費 (大規模建設)

(単位:千円)

区分	需用費	役務費	工事請負費	備品購入費	合計
予算額	3, 546	520	69, 800	150	74, 016
事業費実績	3, 384	239	69, 762	147	73, 532
予算差額	162	281	38	3	484

(3)令和2年度の取組と実施状況

宇都宮地区独身寮整備に伴う外構工事、建築物計画通知審査及び初度消耗品等の購入を実施した。

2. 監査の結果

(1)契約方法について(意見)

ア. 結論

消耗品及び備品の計画的な一括調達により、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約を導入することで、契約事務の省力化や調達価格の引き下げに努める必要がある。

イ. 内容

本事業の一部は、小山警察署独身寮のリフォームと宇都宮地区独身寮の整備に伴う、 それぞれの建物の共用スペースで使用するテーブルや椅子であるが、予算の執行(物 品購入契約)時期が同じ月となっていた。それぞれの物品購入契約は別々に執行され ているが、調達品目は同じであり、見積書を徴取した業者も同一であった。

事業の執行依頼が別々であったため契約が別々になったとの説明であったが、事業の執行は同一の部署で行われており、契約を一つにまとめれば契約事務の省力化を図れると同時に調達数量の増大により契約金額を引き下げられる可能性があった。

(2)建設残土の処分方法について(意見)

ア. 結論

建設残土の処分方法を適時に見直すことで、処分費の削減に努める必要があった。 イ. 内容

宇都宮地区独身寮の整備工事においては、当初から建設残土の発生が見込まれており、発生した建設残土については県が行う他の公共工事で利用する予定であり、当初の設計金額では建設残土の積込・運搬のみが見積られていた。しかし、その後、発生した建設残土の処分にあたり、利用を見込んでいた他の公共工事の残土受入れは終了していたため、その残土処分については工事落札業者との間で、処分場への運搬(運搬距離の延長)、処分場での処分料の追加等を内容とする変更契約が結ばれた。

発生した建設残土について他の公共工事以外への利用を禁止する規定はなく、民間工事での利用も可能である。工事の進捗に伴って建設残土の発生する時期や量は予想できるため、建設残土の処分先を予め確保して追加の工事費用が発生しないように努めるべきであった。

第2. 職員宿舎整備費(継続費)

担当部課名 会計課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

宇都宮地区独身寮の整備に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

単位事業(細事業名

職員宿舎整備費 (継続費)

(単位:千円)

区分	委託料	工事請負費	合計		
予算額	14, 345	1, 140, 453	1, 154, 798		
事業費実績	13, 806	1, 029, 394	1, 043, 200		
予算差額	539	111, 059	111, 598		

(3)令和2年度の取組と実施状況

宇都宮地区独身寮整備に伴う工事監理委託及び建築工事を実施した。

2. 監査の結果

ア. 結論

栃木県警察担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

宇都宮地区独身寮の新庁舎建築工事は3億円以上の大型工事であるため、「栃木県建設工事請負業者指名選定取扱方針(以下、「取扱方針」という。)」に基づき、受注機会の拡大を図るために3工事に分割され、それぞれ総合評価一般競争入札(入札価格だけでなく、性能や機能、技術力等の入札価格以外の条件についても落札者決定の要因とする入札方式)により工事業者が決定されている。工事の分割方法については「取扱方針」で定められてはいないが、建築物ごとに分離・分割がされている。

第10章 交通安全施設整備費

(1)事業の概要

交通安全施設の整備及び補修に要する経費

(2)予算の執行状況

区分	予	算	額		支	Н	1	ž	斉	額		翌年度	不用額	支出済額の説明
E 77	1,	升	假	本	課	他	課	公	所	計	,	繰越額	小用領	文山 併領 の
			円		円		円		円		円	円	円	
11 需 用 費	,	18,43	38,000	18,	267,633					18,267,6	33		170,367	消耗品費 738,853円
														修繕料
											_			17,528,780 円
13 委 託 料		15,22	22,000	15,	136,000					15,136,0	00		86,000	信号機改良設計 委託等
14 使用料及び 賃 借 料		33,9	56,000	33,9	955,200					33,955,2	00		800	交通情報系中央 装置リース料
15 工事請負費	1,6	574,8	55,000	1,674,	741,200					1,674,741,2	00		113,800	信号機移設工事 等
計	1,7	742,4	71,000	1,742,	100,033					1,742,100,0	33		370,967	

(3) 重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
交通死亡事故 抑止対策の推 進	安全で安心な交通環境の 整備	(交通安全施設整備) 信号機、標識標示の更新及び新 設	1,671,664,000	1,671,403,033
II	II	(LRT関連交通安全施設整備) 集中制御化信号機設置及び交通 管制センター中央装置等の改修	70,807,000	70,697,000

(4)事業の実績等

	区		分			令 和	元年度末	令 和	2 年度末	増	減	
信		号			機	4, 398	(2354) 基	4, 383	(2560) 基	△ 15	(206)	基
	_	般信	i +	导	機	3, 396	(1740) 基	3, 377	(1912) 基	△ 19	(172)	基
	管制	」端 末	信	号	機	1, 002	(614) 基	1,006	(648) 基	4	(34)	基
交	通監	視用	カ	メ	ラ	29	箇所	31	箇所	2	(2)	
交	通	情	報		板	44	基	40	基	△ 4		基
光	ビ	_	コ		ン	805	基	805	基			

※()は、LED式信号機の基数で内数である。

事	業	Ø	効	果	信号機のLED灯器化は高輝度であることから西日などの逆光においても見やすく、疑似点灯による交通事故を抑止できるほか、消費電力も少ないため環境にも優しく光熱水費の削減にも寄与している。 標識標示においては老朽標識や摩耗した道路標示の更新整備を進め、信号機のない交差点や横断歩道などにおける交通事故抑止に寄与している。
今	後	Ø	課	題	多くの交通安全施設が更新時期を迎えており、老朽化による信号機の誤作動や 大型標識の倒壊が懸念されることから、計画的な老朽更新が重要課題となってい る。 信号機新設については、信号機設置の指針に合致し真に必要な場合に限り整備 し、必要性の低くなった信号機を撤去するなどして信号機総数の増加を抑えると ともに、老朽信号機の更新基数を増加させていくことで、安全円滑な交通環境を 維持確保していく。

第1. 交通安全施設整備費

担当部課名 交通規制課、会計課

- 1. 事業概要
- (1)事業の内容

交通安全施設の整備に要する経費

(2)令和2年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

(単位:千円)

区分	需用費	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	合計
予算額	838	13, 660	33, 956	1, 605, 610	1, 654, 064
事業費実績	739	13, 640	33, 956	1, 605, 541	1, 653, 876
予算差額	99	20	0	69	188

(3)令和2年度の取組と実施状況

交通の安全と円滑を確保するため、信号機や道路標識・標示の交通安全施設等に

ついて、新設・更新などを行い交通環境の整備を推進した。

交通信号機 新設 10 基 更新 183 基 25 基 撤去 道路標識 新設 標識柱 497 本 標識板 987 枚 更新 標識柱 2,131 本 標識板 4,527 枚 道路標示 新設 実線 1,929.5 m 停止線 488.6 m 図示 388 個 横断歩道 1,563.9 m 更新 実線 158, 558. 5 m 停止線 18, 236. 4 m 図示 8,449 個 横断歩道 109, 171, 7 m

2. 監査の結果

(1)予定価格について(意見)

ア. 結論

予定価格が適切かどうかを検討する必要がある。

イ. 内容

信号機、道路標識、道路標示は設置からの年数や調査を踏まえ、毎年度同程度の予算で計画的に更新を行っている。委託料は信号機設置の設計に係るものである。工事は年度期間中の工期が概ね均等になる単位で指名競争入札または見積合わせによる随意契約により契約されている。

信号機の工事契約書類の一部を閲覧したところ、指名競争入札または随意契約での合い見積もりにおいて、参加業者のほとんどが最低制限価格での入札または見積書を提出し、くじ引きでの落札となっていた。「第2.交通安全施設整備費(指定事業)」のLRT関連を含む全体の工事執行件数のうち最低制限価格での落札状況について確認したところ、執行件数288件のうち182件が最低制限価格での落札となっており、特に信号機については159件中113件にのぼっていた。予定価格や最低制限価格の設定方法についても質問したが、予定価格の設計は複数の業者見積書をとった際の最低価格を基準にしており、最低制限価格も県の規定に則った設定をしているとのことで

あった。

しかし、最低制限価格での落札率が非常に多い事実を考えると、予定価格が競争入 札または見積合わせの趣旨に照らして適切なものになっているか疑問が生じる。

指名業者以外からの見積もりをとるなど、予定価格が適切かどうかの検討が必要である。

第2. 交通安全施設整備費(指定事業)

担当部課名 交通規制課、会計課

- 1. 事業の概要
- (1)事業の内容

LRT開業に伴い交通安全施設の整備に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

(単位:千円)

区分	委託料	工事請負費	合計		
予算額	1, 562	69, 245	70, 807		
事業費実績	1, 496	69, 201	70, 697		
予算差額	66	44	110		

(3) 令和 2 年度の取組と実施状況

宇都宮市及び芳賀町が進める次世代型路面電車(LRT)整備事業に伴い、周辺 道路における交通信号機の改良等を行い道路における交通安全の確保と交通渋滞の緩 和を図った。

交通信号機改良5基管制エリア組入12基

2. 監査の結果

「第1. 交通安全施設整備費」の監査の結果を参照。

第11章 交通安全施設維持費

(1)事業の概要

交通安全施設の維持管理に要する経費

(2)予算の執行状況

区	分		子	算	額		支	出		済	額	翌年度	不	用	額	支出済額の説明
				71	,,,	本	課 円	他課円	公	所	<u>計</u> 円	繰越額		/14		人国 (Fix) (Fix)
11 需	用	費	167	,381	円 ,000	159,7	796,601	Ħ		110,356	159,906,957	円		7,47		消耗品費 294,874 P 燃料費
																10,868 P 光熱水費 159,490,859 P
12 役	務	費	178	3,542	2,000	177,0	006,152		1,	,240,014	178,246,166			29	5,834	通信運搬費 176,584,372 P 手数料 81,400 P
																保険料 340,380 P
13 委	託	料	83	,868	3,000	83,7	64,000				83,764,000			10	4,000	交通管制設備保守 管理委託等
₁₄ 使用	月料 及 借	び 料	8	8,858	3,000	8,7	72,444				8,772,444			8	5,556	交通安全施設管理シ ステムリース料
	計		438	,649	000,	429,3	39,197		1	,350,370	430,689,567			7,959	9,433	

(3)重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
交通死亡事故 抑止対策の推 進	安全で安心な交通環境の 整備	交通管制施設等の保守管理及び道路 交通情報等提供に関する業務委託の 実施	83,868,000	83,764,000

(4) 事業の実績等

事	業	Ø	実	績	・交通管制施設(上位装置)保守管理業務の委託・交通管制施設(中央装置及び端末装置)保守点検の委託・道路交通情報等提供関する業務委託の実施
事	業	Ø	効	果	信号機の保守点検により、老朽化した施設を早期に発見でき、信号機の誤作動や倒壊を未然に防止することができる。また、管制施設の保守管理を24時間対応することで、不具合があった場合に早期対応し、円滑な信号運用を継続できる。 道路交通情報等の提供においては、交通監視用カメラ等から収集した交通情報を活用し、日本道路交通情報センターから広く広報している。
今	後	Ø	課	題	多くの交通安全施設が更新時期を迎えており、老朽化による信号機の誤作動や倒壊が懸念されることから、計画的な老朽更新が重要課題となっている。 信号機新設については、信号機設置の指針に合致し真に必要な場合に限り整備し、必要性の低くなった信号機を撤去するなどして信号機総数の増加を抑えるとともに、 老朽信号機の更新基数を増加させていくことで、安全円滑な交通環境を維持確保していく。

第1. 交通安全施設維持費(一般経費 A・消費) 担当部課名 交通規制課、会計課

- 1. 事業の概要
- (1)事業の内容

交通安全施設の維持に要する経費

(2) 令和 2 年度予算額と事業費実績(単位事業又は細事業ごと)

(単位:千円)

区分	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	合計
予算額	167, 381	178, 542	83, 868	8, 858	438, 649
事業費実績	159, 907	178, 247	83, 764	8, 773	430, 691
予算差額	7, 474	295	104	85	7, 958

(3)令和2年度の取組と実施状況

信号機等交通安全施設に係わる電気料及び回線料の支払い、保守点検、交通安全施設管理システムの運用等を行った。

交通信号機4,383 基交通監視カメラ31 箇所交通情報板40 基可変式速度規制標識15 本

- 2. 監査の結果
- (1) 予算の執行状況について
 - ア. 結論

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

本事業の各費目の内訳をみると、需用費は信号機の電気料、役務費は信号機を制御する交通管制システムの専用回線料、委託料は保守点検費用、使用料および賃借料は交通安全施設管理システムの使用料がそれぞれ主な支出となっている。

交通安全施設管理システムは交通規制、道路標識、道路標示の情報をデータベース 化し、電子地図上の位置情報と連携して、標識・標示と規制をリンクさせる機能があ り、標識の設計などもできる。既存の標識・標示を検索集計して保守に活用されてい る。

信号機の保守については委託した事業者からの点検報告において判定結果が良好でないものを交通規制課でも現場確認を行い、具体的な対応を行っていることが確認できた。予算執行における管理状況をヒアリングおよび資料の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第12章 運転免許費

(1)事業の概要

運転免許業務及び運転免許センターの維持に要する経費

(2)予算の執行状況

区分	予算額			済 額	翌年度	不用	友百	支出済額の説明
	了 界 假	本 課	他課公	所 計	繰越額	/IN /元	钡	又田併領の武切
11 需 用 費	円 315,463,000	円 299,561,314	円	円 円 299,561,314	田	15,90	円	264,049,199 円 燃料費 656,090 円 印刷製本費 6,203,664 円 光熱水費 26,744,714 円 修繕料
12 役 務 費	9,244,000	8,892,078		8,892,078		35	1,922	1,907,647 円 通信運搬費 6,148,788 円 手数料 2,512,355 円 筆耕翻訳料 14,455 円 保険料 216,480 円
13 委 託 料	835,580,000	834,824,466		834,824,466		75	5,534	更新時講習業務委 託等
14 使用料及び 賃 借 料	224,471,000	223,415,346		223,415,346		1,05	5,654	機器リース料等
18 備品購入費	5,260,000	5,241,170		5,241,170		1	8,830	免許機材等購入費
19 負担金、補助 及び交付金	263,000	236,300		236,300		2	6,700	
負 担 金	263,000	236,300		236,300		2	6,700	危険物取扱者保安 講習等
27 公 課 費	281,000	280,300		280,300			700	自動車重量税
1	1,390,562,000	1,372,450,974		1,372,450,974		18,11	1,026	

(3)重点目標と主な取組内容と事業名

重点目標	主な取組内容	事業名	予算額(円)	執行済額(円)
県民の期待と 信頼に応える 活動の推進	警察機能を最大限に発 揮するための施策の推 進	高齢者講習業務委託	305,519,000	341,785,635